

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年9月27日
【事業年度】	第10期（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）
【会社名】	株式会社トライアルホールディングス
【英訳名】	TRIAL Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 亀田 晃一
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
【電話番号】	092 - 626 - 5550（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員副社長 古橋 恵司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町一丁目30番5号浜松町スクエア
【電話番号】	03 - 6435 - 6308
【事務連絡者氏名】	執行役員副社長 古橋 恵司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期
決算年月	2022年6月	2023年6月	2024年6月
売上高 (百万円)	595,500	653,112	717,948
経常利益 (百万円)	12,687	14,358	19,789
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	7,135	8,084	11,439
包括利益 (百万円)	7,446	8,673	12,110
純資産額 (百万円)	59,707	68,020	118,187
総資産額 (百万円)	185,730	200,639	283,627
1株当たり純資産額 (円)	594.29	677.00	948.64
1株当たり当期純利益 (円)	73.46	82.90	109.77
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	108.79
自己資本比率 (%)	31.2	32.8	40.8
自己資本利益率 (%)	13.0	13.1	12.6
株価収益率 (倍)	-	-	22.93
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	22,344	18,445	59,497
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	13,494	16,765	26,005
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,318	5,192	34,503
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	27,432	23,898	91,947
従業員数 (人)	5,629	5,993	6,529
(外、平均臨時雇用者数)	(14,581)	(15,751)	(16,936)

- (注) 1. 第8期及び第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。なお、第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、2024年3月21日付で東京証券取引所グロース市場に上場したため、新規上場日から2024年6月期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
2. 第8期及び第9期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
3. 従業員数は当社及び連結子会社から当社及び連結子会社外への出向者を除き、当社及び連結子会社外から当社及び連結子会社への出向者を含む就業人員数であります。従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間の平均雇用人員であります。なお、臨時従業員には、契約社員、嘱託及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
4. 当社は、2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2021年6月	2022年6月	2023年6月	2024年6月
営業収益 (百万円)	2,547	8,940	486	1,901	4,740	4,617
経常利益 (百万円)	1,565	6,864	18	145	2,494	1,430
当期純利益 (百万円)	1,812	6,509	406	641	2,294	1,486
資本金 (百万円)	100	100	100	100	100	19,777
発行済株式総数 (株)	488,452	488,452	488,452	488,452	97,690,400	122,318,300
純資産額 (百万円)	21,909	28,620	29,116	29,157	31,211	70,882
総資産額 (百万円)	24,911	30,105	30,668	31,484	73,388	127,478
1株当たり純資産額 (円)	45,199.90	58,858.86	59,749.51	298.97	320.72	581.25
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	13 (-)	15 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	3,739.49	13,406.55	835.50	6.61	23.52	14.31
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-	14.18
自己資本比率 (%)	87.9	95.1	94.9	92.6	42.5	55.6
自己資本利益率 (%)	8.6	25.8	1.4	2.2	7.6	2.9
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-	175.89
配当性向 (%)	-	-	-	-	55.3	104.8
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	8 (-)	34 (-)	47 (-)	49 (-)	47 (2)	77 (14)
株主総利回り (%) (比較指標：-) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
最高株価 (円)	-	-	-	-	-	3,180
最低株価 (円)	-	-	-	-	-	2,136

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第8期の期首から適用しており、第8期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2. 第5期から第8期における1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

3. 第5期から第9期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。なお、第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、2024年3月21日付で東京証券取引所グロース市場に上場したため、新規上場日から2024年6月期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

4. 第5期から第9期までの株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5. 第8期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第5期、第6期及び第7期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、これらの数値は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくPwC Japan有限責任監査法人の監査を受けておりません。

6. 従業員数は当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む就業人員数であります。従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間の平均雇用人員であります。なお、臨時従業員には、契約社員、嘱託及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

7. 当社は、2021年2月1日開催の臨時株主総会の決議により、決算期を3月20日から6月30日に変更しております。従って、第7期は2021年3月21日から2021年6月30日までの3ヵ月10日間となっております。
8. 当社は、2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
9. 2024年3月21日付をもって東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしましたので、第5期から第10期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
10. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。  
なお、2024年3月21日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

## 2【沿革】

当社の母体である㈱トライアルカンパニーの前身は、1974年4月に家電製品販売業「あさひ屋」として福岡市博多区において創業しました。1984年10月に「㈱トライアルカンパニー」に商号変更して以降、家電量販店の店舗拡大を経て、ディスカウント業態店舗の多店舗化を推進しました。

2015年9月に㈱トライアルカンパニーを中核事業会社とする企業グループ群の事業活動を管理することを目的に、㈱トライアルホールディングスとして純粋持株会社体制に移行しました。2018年11月にタブレット決済機能付きのレジカートであるSkip Cartの開発やカメラソリューションの提供を行うためグループ内のシステム関連会社を再編し、リテールAI事業を担う子会社として㈱Retail AIを設立しております。

なお、当社設立までの沿革については、2015年9月に単独株式移転により当社の完全子会社となった㈱トライアルカンパニーの沿革を記載しております。

年月	概要
1974年4月	屋号「あさひ屋」として創業
1981年7月	㈱あさひ屋に改組
1984年10月	㈱トライアルカンパニーに商号変更
1992年10月	ディスカウントストア トライアル1号店となる南ヶ丘店（福岡県大野城市）を開店し、ディスカウントストアへの転換を図る
1993年4月	本社を福岡県福岡市中央区高砂に移転
1994年3月	柳川店（福岡県柳川市）を開店し、本格的に郊外型総合ディスカウントストアによる多店舗展開を開始
1996年11月	スーパーセンター1号店となるスーパーセンタートライアル 北九州空港バイパス店（北九州市小倉南区）を開店
	1989年4月から開発を行っていた自社開発PC-POSシステムを完成
2003年8月	本社を福岡県福岡市東区多の津に移転
2003年12月	中華人民共和国でのソフトウェア開発業を目的として、煙台創迹軟件有限公司を設立（現：連結子会社）
	フランチャイズ店舗の運営会社である㈱ナカヤを完全子会社化
2004年1月	物流機能の内製化を目的として㈱下田屋（現：㈱MLS、現：連結子会社）を株式交換により完全子会社化
2008年2月	九州・中国地方の物流拠点となる白鳥物流センター（福岡県田川市）を開設し、プロセスセンターの稼働を開始
2008年9月	北海道地区に小売店舗を展開していた㈱カウボーイとの業務提携により、北海道地区にトライアルが初出店
2009年6月	㈱カウボーイを子会社化
2010年1月	㈱カウボーイを吸収合併
2014年7月	日本国内への貿易事業を目的として上海翔迹企業管理有限公司（現：連結子会社）を設立
	白鳥プロセスセンター（福岡県田川市）にてISO9001認証取得
2014年10月	店舗開発業務の効率化を図るため、㈱トライアル開発（現：連結子会社）を設立
2015年6月	生鮮事業を行うことを目的として、㈱トライアルフレッシュシステム（注1）を設立
	本部事務を行うこと目的として、㈱トライアル・シェアードサービス（現：連結子会社）を設立
2015年7月	システム部門の機動性及び専門性を高めることを目的として㈱ティー・アール・イー（注2）を設立
2015年9月	㈱トライアルホールディングスを単独株式移転により設立、持株会社体制へ移行
2016年2月	㈱トライアルスーパーセンター（現：㈱トライアルストアーズ、現：連結子会社）、㈱トライアルメガセンターを設立
2016年4月	事業展開の迅速化を目的として㈱トライアルカンパニー（現：連結子会社）の28店の店舗運営業務を㈱トライアルスーパーセンター（現：㈱トライアルストアーズ、現：連結子会社）、3店舗の店舗運営業務を㈱トライアルメガセンターがそれぞれ分割承継
2016年9月	㈱トライアルフィナンシャルサービス（現：㈱SU-PAY、現：連結子会社）を設立
2016年10月	「食」の強化を目的として㈱明治屋（現：連結子会社）を子会社化
2018年2月	タブレット決済機能付きのレジカートであるSkip Cartや棚状況の監視等のためのカメラ等のIoTデバイスを導入し、新しい買い物体験ができる日本初のスマートストア（注3）（当社調べ）である「スーパーセンタートライアル アイランドシティ店」（福岡市東区）を開店

年月	概要
2018年 9月	主にスーパーセンターの運営会社であった㈱トライアルオペレーションズ（現：㈱トライアルストアーズ、現：連結子会社）が主にメガセンターの運営会社であった㈱トライアルメガセンターを吸収合併 ㈱トライアルカンパニー（現：連結子会社）、㈱トライアルオペレーションズ（現：㈱トライアルストアーズ、現：連結子会社）及び㈱トライウェル（注4）の生鮮部門を㈱メガ生鮮が分割承継
2018年10月	オートピット㈱（現：㈱トライアルカーズ、現：連結子会社）を設立
2018年11月	㈱Retail AI（現：連結子会社）を設立
2019年 3月	㈱トライアルカンパニー（現：連結子会社）のプロセスセンター惣菜製造事業を㈱明治屋（現：連結子会社）が分割承継 ㈱トライアルカンパニー（現：連結子会社）のプロセスセンター精肉事業・包材サービス事業を㈱メガ生鮮が分割承継
2019年 4月	トライアルグループの基幹店舗である新宮店（福岡県糟屋郡新宮町）をスマートストアに改装し、「メガセンタートライアル 新宮店」として開店
2020年 4月	㈱トライアル・インシュアランス・サービス（現：連結子会社）を設立
2020年 6月	リゾート事業を取り込むにあたり、リゾート事業の不動産を保有する㈱エヌ・ジー・ティー不動産管理（注5）を子会社化
2020年 9月	㈱河村佐藤デザイン（現：連結子会社）を設立 ㈱河村佐藤デザインが建築事業を㈱河村デザインより譲受
2020年10月	プライベート・ブランド（PB）商品である『阿蘇くじゅうの天然水』を生産する飲料由布工場（大分県由布市）を稼働開始
2020年12月	リゾート事業の統括を目的として、㈱トライアルリアルエステート（現：連結子会社）を設立し、㈱neri resort（現：連結子会社）を子会社化 ㈱トライアルベネフィット（現：連結子会社）を設立
2021年 7月	日本最大のリテールDX（小売のIT/AI化）の最先端基地を目指し、産官学のまちづくりとして「リモートワークタウン ムスブ宮若」プロジェクトが本格始動
2022年 4月	㈱トライアルオペレーションズ（現：連結子会社）が㈱メガ生鮮を吸収合併及び㈱トライアルクイックの小売店舗運営事業の権利義務の一部を分割承継 ㈱トライアルオペレーションズを㈱トライアルストアーズに商号変更 ㈱トライアルカンパニー（現：連結子会社）が㈱トライアルクイックを吸収合併 ㈱トライアルホールディングスの子会社として、㈱Fieldman（現：連結子会社）を設立 最先端のIT技術を導入した次世代型スマートストアとしてTRIAL GO脇田店（福岡県宮若市）を開店
2022年 6月	㈱トライアルリアルエステート（現：連結子会社）が㈱サンリゾート（現：㈱トライアルゴルフ&リゾート、現：連結子会社）を子会社化
2022年11月	㈱トライアルカンパニー（現：連結子会社）から㈱白鳥ロジスティックシステム（現：連結子会社）を新設分割により設立
2023年 7月	店舗の資源物の回収・運搬を目的として㈱トライアルチャレンジド（現：連結子会社）を設立
2023年 9月	㈱青森トライアル（現：連結子会社）を設立
2023年10月	㈱Retail AI（現：連結子会社）が㈱Retail AI X、㈱Retail AI Engineering及び㈱Retail SHIFTを吸収合併 ㈱Retail AI（現：連結子会社）の主力製品であるスマートショッピングカートグループ外へ本格販売・導入していくにあたって、製品名称を「Skip Cart」へ刷新 ㈱青森トライアル（現：連結子会社）及び㈱トライアルカンパニー（現：連結子会社）が㈱佐藤長及び㈱青森食研から一部事業を承継
2024年 2月	㈱トライアルリアルエステート（現：連結子会社）がTGR大分㈱（現：㈱ティー・ジー・アール大分、現：連結子会社）及びTGR阿蘇㈱（現：㈱ティー・ジー・アール阿蘇、現：連結子会社）を子会社化
2024年 3月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場

(注) 1. ㈱トライアルフレッシュシステムは、2016年9月に㈱メガ生鮮に商号変更し、2022年4月に㈱トライアルオペレーションズ（現：㈱トライアルストアーズ）を存続会社として吸収合併され解散しました。

2. ㈱ティー・アール・イーは、2015年7月に設立され、2020年7月に㈱Retail AI Xに商号変更し、2023年10月に㈱Retail AIを存続会社として吸収合併され解散しました。

3. 「スマートストア」とは、タブレット決済機能付きのレジカートであるSkip Cartや棚状況の監視等のためのカメラ等が導入された店舗であります。

4. (株)トライウェルは、2013年2月に設立され、2019年9月に(株)トライアルクイックに商号変更し、2022年4月に(株)トライアルカンパニーを存続会社として吸収合併され解散しました。
5. (株)エヌ・ジー・ティー不動産管理は、2020年7月に(株)サンリアルエステートに商号変更し、2024年6月に保有する事業用不動産を、事業内容に応じた当社子会社へ吸収分割にて承継させた後、当社を存続会社として吸収合併され解散しました。

### 3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は持株会社制を導入し、純粋持株会社である当社並びに各事業を担う連結子会社24社及び関連会社3社（2024年6月30日現在）から構成されており、「流通小売事業」、「リテールAI事業」等の事業を営んでおります。当社は、中期経営計画及び年度事業計画に基づき、グループ各社の自主性を尊重するとともに、事業の発展及び経営改善に積極的に協力し、関係会社の育成を促進して企業グループとしての経営効率の向上を目指すことを目的として指導及び助言を行うことを基本方針としております。

当社の事業区分である「流通小売事業」及び「リテールAI事業」は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であり、報告セグメントに含まれていない事業及びこれらに附随する事業を「その他」に区分しております。

当社グループの事業内容は、次の通りです。なお、主な関係会社の詳細については「4 関係会社の状況」に記載の通りです。

#### (1) 流通小売事業

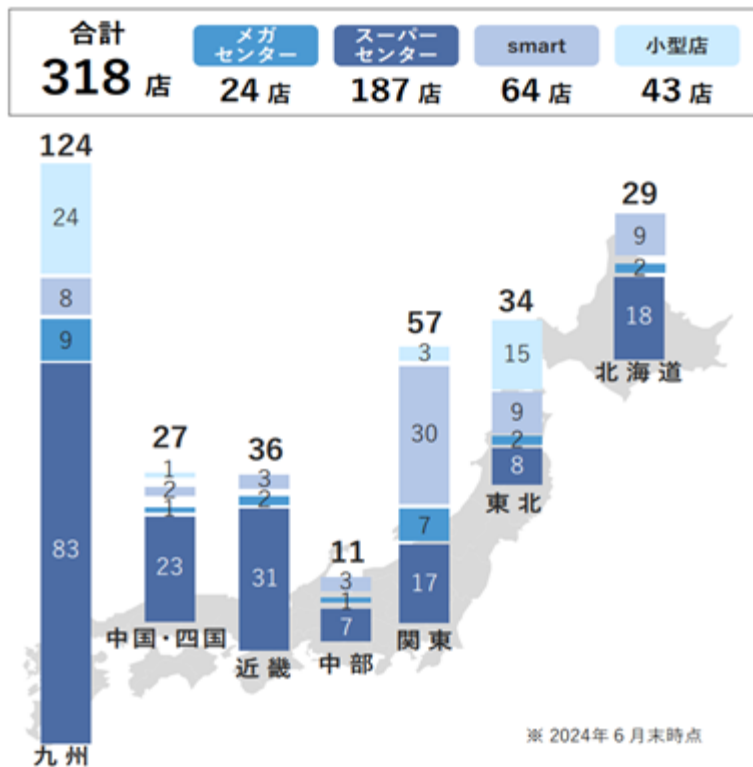
多様な店舗フォーマットとワンストップショッピングを可能にする豊富な商品ラインナップ

中核事業会社である㈱トライアルカンパニーを中心に、『あなたの「生活必需品」。』をストアコンセプトとした『TRIAL』ブランドのディスカウントストアを全国に展開しております。店舗フォーマットはメガセンター、スーパーセンター（SuC）、smart及び小型店の4種のフォーマットで、主力フォーマットであるスーパーセンターを中心に、商圏人口や立地、店舗面積等を考慮して様々なエリアに出店し、各エリアでのドミナント展開と収益の最大化を進めております。

業態名	売場面積 (㎡)	主な出店 エリア	業態の概要	主要販売品 及びアイテム数	店舗数 (2024年6月 末現在)
メガ センター	約8,000㎡	地方都市	食品から趣味嗜好品までフルラインで商品を取り揃える大型店	生鮮食料品、一般食料品、日用雑貨、家電品、衣料品、園芸・DIY用品、ペット用品、スポーツ用品、インテリアなど約10万点	24店舗
スーパー センター (SuC)	約4,000㎡	郊外	生鮮食品や加工食品をはじめとする食品及び日用消耗品などの生活必需品を商品構成の中心としながら、家電製品や衣料品などの非食品を取り揃える中型店	生鮮食料品、一般食料品、日用雑貨、家電品、衣料品、園芸・DIY用品、ペット用品、スポーツ用品、インテリアなど約6～7万点	187店舗
smart	約1,400㎡	都市部・ 小商圏	加工食品や弁当、惣菜を含む生鮮食品など、食品を中心とする商品構成で、メガセンター、SuCが出店困難な都市部・小商圏エリアへの出店が可能なフォーマット	生鮮食料品、一般食料品、日用雑貨、衣料品など約3万点	64店舗
小型店	～約1,000㎡	都市部・ 小商圏	食品を中心とする商品構成で、SuCからの高頻度配送により新鮮な生鮮食品、惣菜を提供。自動値下げソリューションや顔認証決済などのテクノロジーを活用した高い生産性を実現する次世代型スマートストア「TRIAL GO」等の小型店	一般食料品を中心として、日用雑貨など約7千～2万点	43店舗



なお、2024年6月末日時点の地域別の店舗数は以下のとおりです。



また、商品ラインナップは、生鮮食品などの「食」を強みとして、日用消耗品などの生活必需品から家電製品、アパレル用品からホビー用品などの非食品まで、豊富な品揃えを有しており、24時間営業（一部店舗を除く。）で、何でも・いつでも・欲しいものがお得に買えるワンストップショッピングストアとして、利便性や価格優位性を特徴としております。

また、当社グループ内に弁当・惣菜製造や生鮮食品の加工を行うプロセスセンターやセントラルキッチン、飲料製造工場を有しており、商品製造のノウハウを増強しております。ナショナルブランド商品を調達して販売するスタイルが主流である一方、プライベート・ブランド（PB）商品も展開しております。PB商品においては、ナチュラルミネラルウォーターやお茶などの飲料、菓子類、フリースなどの衣料品が人気商品であり、いずれも高品質で低価格であることが、人気の理由であると考えております。

#### ローコストオペレーションを確立したユニークな店舗運営

1992年にトライアル1号店となる南ヶ丘店（福岡県大野城市）を開店して以来、当社は約30年におよぶディスカウントストアの運営ノウハウを蓄積しており、当社グループにてアライアンス先との物流網の共有化を通じた自社物流による最適化等、効率的な仕入れの確立と徹底したコスト管理、後述するリテールテックを活用した省力化によって、ローコストオペレーションを実現しております。

また、当社はグループ内に店舗の設計や建築を担う子会社を有しており、新規出店時における新築コストを抑えることができるほか、居抜きによる出店も活用しており、新規出店時による一時的なコスト増加についても低位に抑える戦略が確立されております。

当社グループはEDLP（Every Day Low Price）（注1）を価格戦略における基本方針としております。EDLPが実現できる背景はEDLC（Every Day Low Cost）、すなわちローコストオペレーションであります。生鮮食品などの生活必需品を中心に、競争力のある価格提案を行い、欲しいものがいつでも安い、地域一番の生活必需品店として、お客様に寄り添った店舗運営を確立しております。

### リテールテックを活用した独自のビジネスモデル

当社グループが属する流通小売業をはじめ、あらゆる産業・分野においてデジタルトランスフォーメーション（DX）が浸透しており、様々な企業がIoT（注2）/AI（注3）などのデジタル技術を活用することで新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通じた価値の創出に取り組んでおりますが、当社は、「テクノロジーと、人の経験知で、世界のリアルコマースを変える。」をビジョンとして、常に革新的な技術開発に取り組んできた企業であり、現在も流通小売業（リテール）のデジタルトランスフォーメーション（DX）を実現する『リテールDX』を牽引する先駆者として、業界の改革に取り組んでおります。

当社グループは1996年のスーパーセンター1号店であるスーパーセンタートライアル 北九州空港バイパス店（北九州市小倉南区）の開店以降、自社開発のPC-POSシステム（注4）によって顧客データの蓄積と活用をはじめており、現在は各メーカー企業とお客様の購買情報がスムーズに連携できるデータベースエンジンの運用や商品の自動発注等を可能にする独自のPACER（注5）を活用した効率的な店舗オペレーションを実現しております。

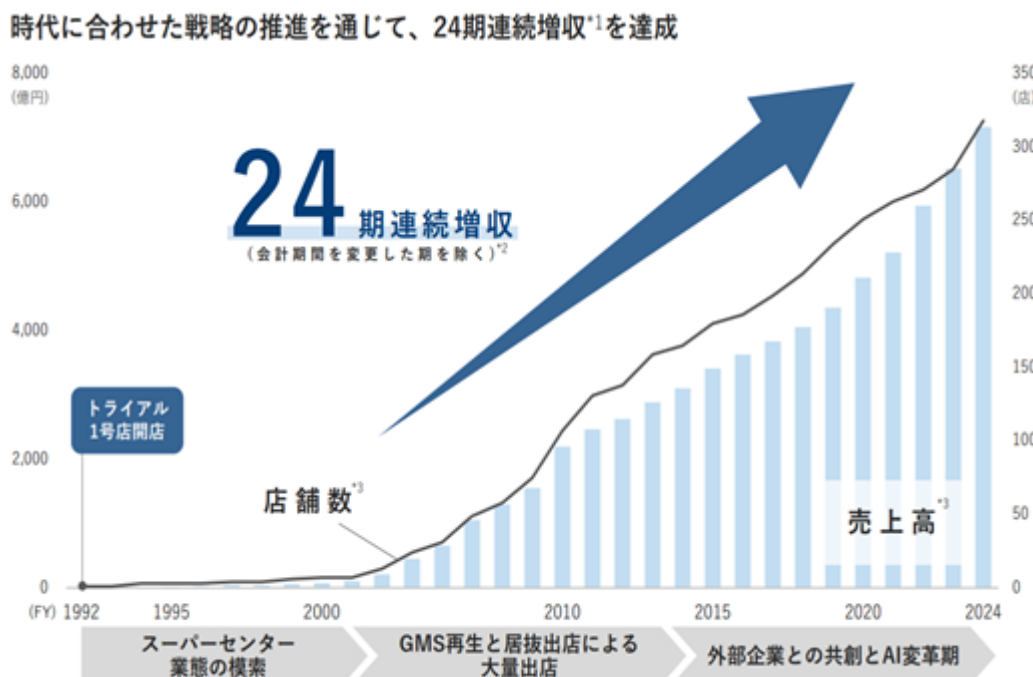
また、当社のシステム開発等を所管する㈱Retail AIを中心に、お客様の更なる買い物体験の向上と店舗運営の省力化を企図とした取組みを加速しております。

2015年には決済手続きを省力化するスマートショッピングカート（現：Skip Cart）の導入を開始したほか、お客様の動線や商品の在庫を記録するAIカメラや商品の販促等に活用するインストアサイネージを導入するなど、リテールテックを活用した独自性のあるビジネスモデルを構築できているものと考えております。特に、Skip Cartの利用によってお客様のレジ待ち時間が大幅に改善され、お客様の利便性向上につながっております。

- （注）1．「EDLP」とは、Every Day Low Priceの略で、特売や限定販売ではなく、数量を限定せず、毎日お値打ち価格で販売することを指します。
- 2．「IoT」とは、Internet of Thingsの略で、あらゆるモノがインターネットに接続する技術を指します。
- 3．「AI」とは、Artificial Intelligenceの略で、人工知能のことを指します。
- 4．「PC-POSシステム」とは、販売時の商品情報を読み取り売上管理や商品管理を担う機器であり、PCを内蔵したものを指します。
- 5．「PACER」とは、Plan・Action・Check・Education・Recoveryの略で、当社グループで開発した店舗運営業務における商品管理の各アプリケーションがインストールされたモバイル端末になります。

当社の特徴である ワンストップショッピング、ユニークな店舗運営、そして リテールテックを活用したビジネスモデルは既存店の安定的な客数及び客単価の成長に貢献しており、順調な事業規模の拡大を実現できております。

トライアル1号店開店以降の売上高と店舗数の推移は以下のとおりです。



<sup>1)</sup> 連続増収は1999年9月期から2024年6月期までの期間を対象とし、2005年3月期(6ヵ月決算)、2009年3月期(11ヵ月20日決算)及び2021年6月期(3ヵ月10日決算)は対象期間から除外しており、図中に上記グラフにおいても連続増収としていない。  
<sup>2)</sup> 決算期変更：2005年3月期(9月30日から3月31日に変更/6ヵ月決算)、2009年3月期(3月31日から3月20日に変更/11ヵ月20日決算)、2021年6月期(3月20日から6月30日に変更/3ヵ月10日決算)  
<sup>3)</sup> 売上高及び店舗数は会計年度(期末時点)

< 既存店売上高（前期比） >

既存店売上高（注）	2024年6月期
前期比（％）	105.8

（注）「既存店売上高」とは、開店から満12ヵ月経過した店舗（対象月又はその前年同月に月間5日以上改装等により閉店した店舗は除く。）のPOS売上の合計であります。「POS」とは、Point of Salesの略称であり、小売店において商品が購入された店舗や日時、数量等の把握が可能となる仕組み・システムを指しています。「POS売上」とは同仕組み・システムにおいて計上された売上高であります。以下同じです。

< 既存店売上高（前年同月比） >

既存店売上高	2023年7月	2023年8月	2023年9月	2023年10月	2023年11月	2023年12月
前年同月比（％）	106.1	106.8	102.6	103.9	105.2	104.3

既存店売上高	2024年1月	2024年2月	2024年3月	2024年4月	2024年5月	2024年6月
前年同月比（％）	104.9	109.9	110.6	102.5	105.2	108.0

当社グループの小売店舗における月次の既存店売上高は、日本チェーンストア協会が公表している既存店ベースのチェーンストア総販売額（全国の食品スーパーやGMSなど）と比べて、前年同月比で高い成長を継続しております。



（注）「チェーンストア販売統計既存店売上高」とは、日本チェーンストア協会が公表している、同協会に加盟する会員企業（全国の食品スーパーマーケットやGMSなど）の総販売額における既存店ベース（当該月の販売額とその前年同月の販売額のうち、新規開店して売上増となったり閉店して売上減となったりする店舗の異動による影響を除いて比較）での前年同月比であります。

さらに当社グループでは、当社グループのみならず流通業界全体が活性化するような仕組みを『リテールDX』を通じて実現させることに注力しており、自社のみならず業界全体を巻き込んだ改革に取り組んでおります。

当該改革の一環として、2021年7月には、当社と福岡県宮若市、九州大学が連携し、産官学協働で『リテールDX』を軸にしたまちづくり「リモートワークタウン ムスブ宮若」プロジェクトを開始しました。同プロジェクトは、『リテールDX』を推進する当社グループと、宮若市及び九州大学が協働して推進する地方創生・まちづくり構想の一つであり、産官学による「リテールDXの拠点づくり」を目指し、リテール企業とメーカー企業が共同で実証実験を行っております。業界全体を巻き込んだ改革意識の醸成として、食品・消費財メーカーの担当者が全国から集まり、『リテールDX』を学び、実践する「宮若ウィーク」というイベントを開催しており、当社グループでは、既成概念にとらわれない、自由な発想を取り入れたイノベーションを誘発する仕組みを設けることで、よりスピード感のある開発を実現し、リテールDXの最先端拠点を目指しています。具体的には取引先である食品・消費財メーカーとともに、共同学習としてリテールAI専門家による講義の提供やリテールDX人材の育成プログラムを開発するほか、DX実践としてSkip Cartやインスタサイネージを活用したマーケティング改革、MD-Linkを活用したデータの共有・可視化によるサプライチェーン全体の最適化について協働しております。

(2) リテールAI事業

小売事業者や食品・消費財メーカーに対して、お客様の買い物体験の向上やリアル店舗のオペレーション改善、広告・販売促進活動の効率化等に資するプロダクトやソリューションを提供しております。当社では実店舗の運営で発生する現場のニーズを速やかに開発に活かすことができ、また、開発した技術を速やかに現場で実証実験できる体制が最大の特徴であり、実際の小売店舗という現場や流通サプライチェーンのステークホルダーの営業活動などの場面で実活用できるプロダクトやソリューションを開発する「オペレーション・ドリブン」のコンセプトのもと、流通小売事業と連携を図りながら、実店舗で実用され、効果を生み出すことのできるプロダクトを開発しております。

主力プロダクトであるSkip Cartは、セルフスキャンによるレジ待ちの解消及びレジ人時（注1）の削減やクーポン・レコメンドを活用した実店舗におけるワン・トゥ・ワンマーケティング（注2）など、新しい価値をお客様、小売事業者、食品・消費財メーカーに提供しております。なお、Skip Cartやその他のプロダクトの月額利用料・ライセンス利用料等の収入を得ております。

<当社グループが開発したセルフレジ機能付きのショッピングカート>



●レジ待ちを「Skip」する

お客様が店舗でのお買い物の中で最もストレスを感じる「レジ待ち」を解消する

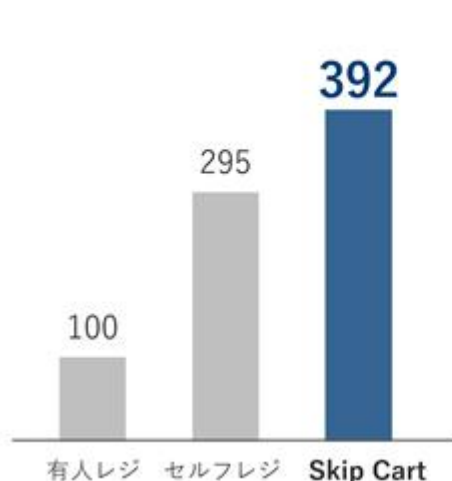
●「Skip」したくなるお買い物体験

AIを活用し、お客様一人ひとりに合わせた商品レコメンドやクーポン等を提案することで、お買い物体験をより楽しいものにする

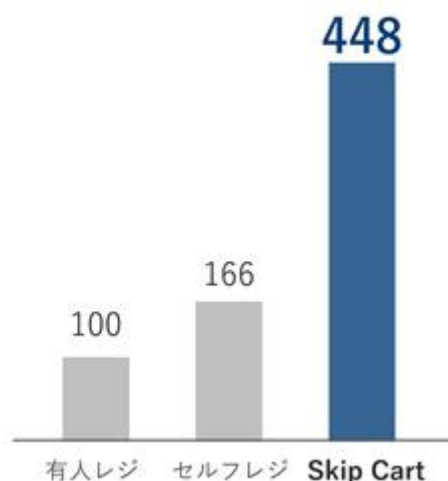




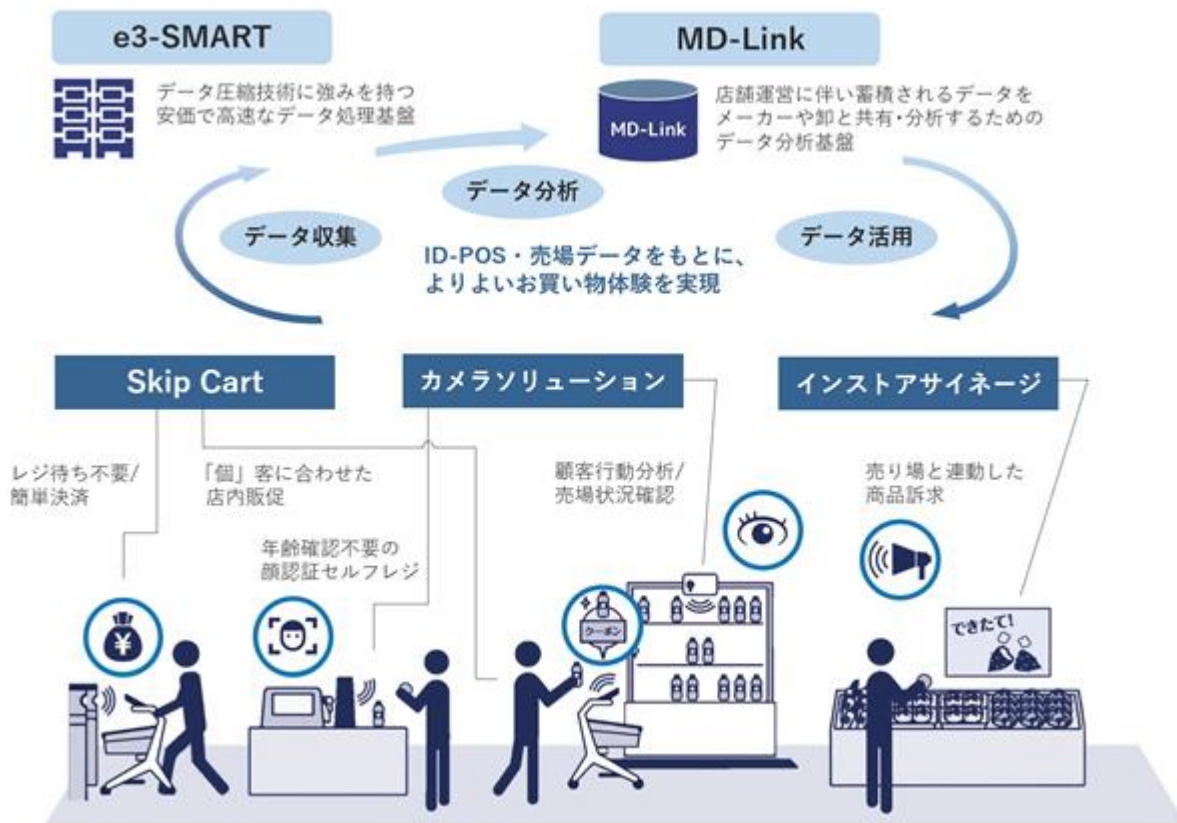
**1時間あたりの通過客数**  
有人レジ通過客数を100として指数化



**1時間あたりの通過点数**  
有人レジ通過点数を100として指数化



## &lt;リテールAIが提供するプロダクト&gt;



2024年6月末現在で、Skip Cartの当社グループ外での導入も含む導入店舗数は223店舗、導入台数は19,579台となっております。マンスリーユーザー数（注3）は420万人となっております。他にもPOS（注4）やID-POS（注5）等のデータ分析プラットフォームの「MD-Link」（2024年6月末時点で281社が利用）及びそのインフラ基盤である「e3-SMART」、棚状況の監視等を行う「カメラソリューション」、店頭における広告・販売促進ツールである「インストアサイネージ」などのプロダクトやソリューションの開発を行うとともに、グループ内の基幹システムや各種業務システムの開発・運用・保守を行っております。

（注）1．「レジ人時」とは、会計時の精算業務1時間あたりに必要な従業員数のことを指しています。

2．「ワン・トゥ・ワンマーケティング」とは、お客様個人の嗜好や属性、購買履歴等に応じて、個別に行うマーケティング活動です。マスマーケティングと比較した際、より深い顧客理解と広告等の出し分けを行う仕組みの構築が必要となります。

3．「マンスリーユーザー数」とは、2024年6月におけるSkip Cartの延べ利用者数（グループ外を除く）を指しています。

4．「POS」とは、Point of Salesの略称であり、小売店において商品が購入された店舗や日時、数量等の把握が可能となる仕組み・システムを指しています。

5．「ID-POS」とは、（注）4の「POS」にIDデータが組み合わされたものであり、商品が購入された店舗や日時、数量だけでなく、ID単位でどのお客様が何の商品を購入したのかを把握することができる仕組み・システムを指しています。

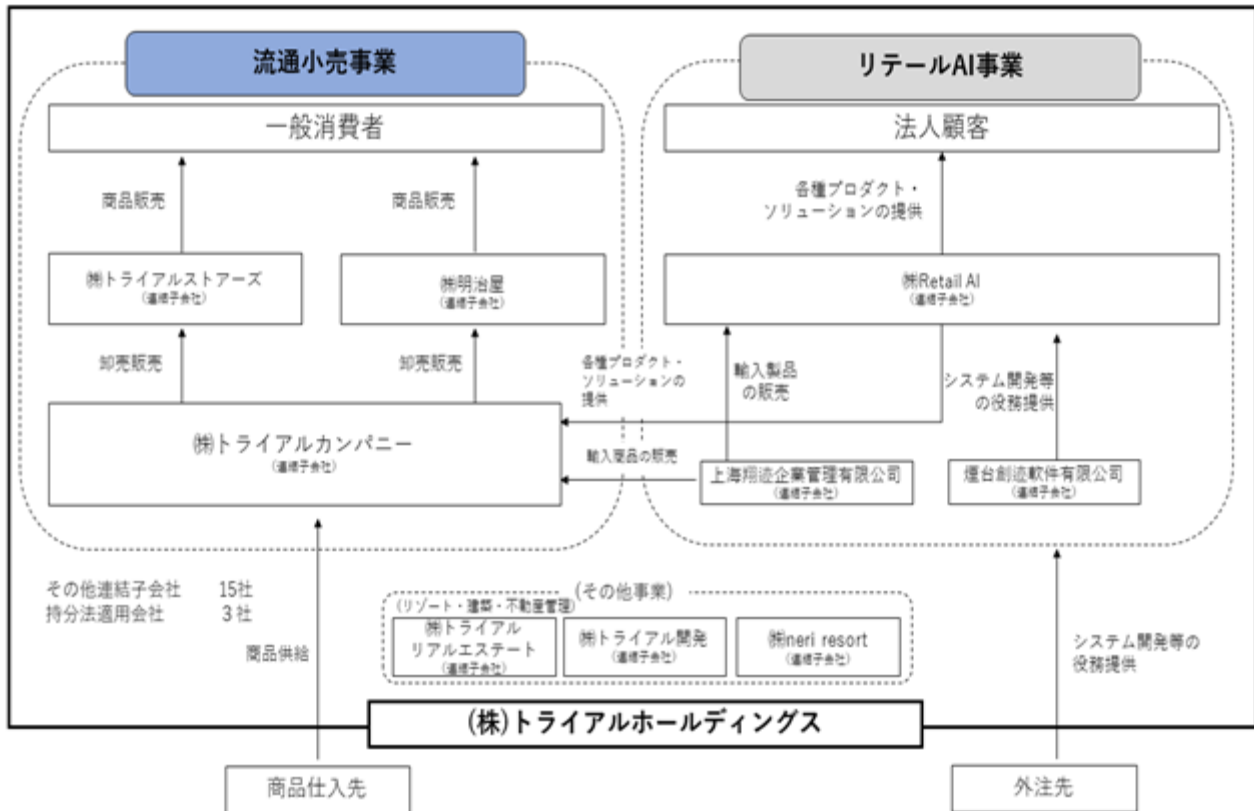
6．「平均利用率」は、2023年6月30日時点においてSkip Cartを導入している当社グループのスーパーセンター177店舗における、2023年7月1日から翌年6月30日の9時から21時のカート利用可能な時間帯における延べ客数のうち、Skip Cartの延べ利用者数の割合であります。

7．「1時間当たりの通過客数」及び「1時間当たりの通過点数」は、スーパーセンターであるアイランドシティ店の2024年4月29日から同年5月6日におけるPOSデータから算出しております。なお、当該店舗を対象とした理由は、一般的にSkip Cartの導入直後は不自然に利用者が増加する傾向があるため、Skip Cartの導入後期間が最も長い同店を対象としたものであり、また当該期間を対象とした背景は、顧客数が多い方がより実態に即したデータになるという考えから、繁忙期であるゴールデンウィークを選んだためです。

## (3) その他

当社グループは、「食」のブランディングを通じて本業である流通小売業における「ロイヤルカスタマー」を確立するため旅館施設である「久織亭(くおりてい)」、「虎の湯」、「古民家煉り(ねり)」や2024年2月1日付で東急不動産株式会社より取得した大分及び阿蘇のゴルフ場を含むゴルフ場運営などのリゾート関連事業及び建築・不動産管理等を行っております。各事業の連携を通じて、会員サービスの拡充及び周遊性を高めることを目指しています。

当社グループ全体のビジネスを俯瞰した図は以下の通りになります。



なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

## 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱トライアルカンパニー (注)3.	福岡市東区	2,123	流通小売事業	100.0	経営指導 役員の兼任あり CMS取引
㈱トライアルストアーズ (注)5.8.	福岡市東区	50	流通小売事業	100.0 (100.0)	経営指導 役員の兼任あり CMS取引
㈱青森トライアル (注)5.	福岡市東区	10	流通小売事業	100.0 (100.0)	経営指導 資金の貸付 CMS取引
㈱明治屋	福岡県田川市	10	流通小売事業	100.0	経営指導 CMS取引
㈱Le Petit Nicois (注)5.	福岡市東区	3	流通小売事業	100.0 (100.0)	経営指導 CMS取引
㈱MLS	福岡県田川市	95	流通小売事業	34.2 (注)6.	経営指導 役員の兼任あり
㈱SU-PAY	福岡市東区	101	流通小売事業	100.0	経営指導 役員の兼任あり CMS取引
㈱トライアルカーズ	福岡市東区	10	流通小売事業	100.0	経営指導 CMS取引
㈱トライアル・インシュアランス・サービス (注)5.	福岡市東区	10	流通小売事業	100.0 (100.0)	経営指導 CMS取引
㈱Retail AI	東京都港区	50	リテールAI事業	100.0	経営指導 資金の貸付 役員の兼任あり
煙台創迹軟件有限公司 (注)5.	中国煙台市	USD 2,000 千	リテールAI事業	100.0 (100.0)	-
上海翔迹企業管理有限公司 (注)5.	中国上海市	CNY 680 千	リテールAI事業	100.0 (100.0)	-



名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合 (%)	関係内容
(株)トライアルリアルエステート	福岡市東区	100	その他事業	100.0	経営指導 資金の貸付 CMS取引
(株)トライアル開発 (注)5.	福岡市東区	72	その他事業	100.0 (100.0)	経営指導 CMS取引
(株)河村佐藤デザイン (注)5.	福岡市西区	10	その他事業	100.0 (100.0)	経営指導 CMS取引
(株)白鳥ロジスティックシステム (注)5.	福岡市東区	10	その他事業 (注)9.	100.0 (100.0)	資金の貸付
(株)neri resort (注)5.	福岡県宮若市	5	その他事業	100.0 (100.0)	経営指導 資金の貸付 CMS取引
(株)トライアルゴルフ&リゾート (注)5.	福岡県宮若市	15	その他事業	100.0 (100.0)	経営指導 CMS取引
(株)ティージャーアル阿蘇 (注)5.	福岡県宮若市	10	その他事業	100.0 (100.0)	-
(株)ティージャーアル大分 (注)5.	福岡県宮若市	10	その他事業	100.0 (100.0)	-
(株)トライアルベネフィット	福岡市東区	10	全社共通	100.0	経営指導 役員の兼任あり 資金の貸付 CMS取引
(株)トライアルチャレンジド (注)5.	福岡市東区	10	全社共通	100.0 (100.0)	役員の兼任あり 資金の貸付 CMS取引
(株)Fieldman	東京都港区	10	全社共通	100.0	資金の貸付
(株)トライアル・シェアードサービ ス	福岡市東区	50	全社共通	100.0	経営指導 当社及び当社関係会社 の共通管理業務の委託 CMS取引

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合 (%)	関係内容
(持分法適用関連会社) Trial.Korea Co.,Ltd. (注)5.	韓国釜山市	KRW 9,540 百万	流通小売事業	29.9 (29.9)	-
(株)ムロオ	広島県呉市	430	流通小売事業	24.7	-
(株)SalesPlus (注)5.	東京都港区	255	リテールAI事業	50.0 (50.0)	役員の兼任あり

(注)1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. 特定子会社に該当します。

4. 資本金は、百万円未満(外貨建てのものは表示単位未満)を切り捨て表示しています。

5. 「議決権の所有割合」の( )内は、間接所有割合で内数を記載しております。

6. 持分は100分の50以下ではありませんが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

7. 当社と一部の連結子会社は、効率的な資金活用のために、キャッシュ・マネジメント・システム(CMS)を導入しております。

8. (株)トライアルストアーズについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。主要な損益情報等は次のとおりです。

	(株)トライアル ストアーズ
売上高 (百万円)	665,324
経常利益 (百万円)	14,281
当期純利益 (百万円)	9,124
純資産額 (百万円)	20,227
総資産額 (百万円)	92,408

9. 2023年1月1日より、グループ会社の組織変更等を実施したことによる管理区分の変更を受け、流通小売事業に含まれていた(株)白鳥ロジスティックシステムを其他事業に移管しましたが、2022年11月30日付で新設分割した会社であり、前連結会計年度及び当連結会計年度のセグメント情報を変更後の区分方法により作成することが実務上困難であるため、変更前の報告セグメント区分に基づき作成したものを開示しておりますが、「主要な事業の内容」欄には、変更後のセグメントの名称を記載しております。

## 5【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

2024年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
流通小売事業	5,592 (16,750)
リテールAI事業	590 (35)
その他事業	250 (121)
全社共通	97 (30)
合計	6,529 (16,936)

- (注) 1. 従業員数は当社及び連結子会社から当社及び連結子会社外への出向者を除き、当社及び連結子会社外から当社及び連結子会社への出向者を含む就業人員数であります。従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間の平均雇用人員であります。なお、臨時従業員には、契約社員、嘱託及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
2. 全社共通として記載されている従業員数は、特定の事業セグメントに区分できない部門に所属しているものであります。

## (2) 提出会社の状況

2024年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
77(14)	40.9	2.0	12,452

- (注) 1. 従業員数は当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む就業人員数であります。従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間の平均雇用人員であります。なお、臨時従業員には、契約社員、嘱託及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 提出会社の従業員は全て特定の事業セグメントに区分できない部門に所属しているため、合計人数のみ記載しております。

## (3) 労働組合の状況

当社グループには、労働組合は結成されておきませんが、労使関係は安定しております。

## (4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

## 提出会社

提出会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

## 連結子会社

名称	当事業年度				
	管理職に占める 女性労働者の割合 (%) (注)1.	男性労働者の育 児休業取得率 (%) (注)2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1.		
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
(株)トライアルカンパニー	-	10.5	41.4	67.1	75.5
(株)トライアルストアーズ	-	11.8	67.4	78.2	108.4
(株)明治屋	-	14.3	68.4	69.6	104.9
(株)MLS	-	9.1	54.0	63.1	105.8

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。なお、「管理職に占める女性労働者の割合」は、同法の規定による公表を行っていないため、記載を省略しております。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の4第2号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. 連結子会社における各指標の数値について、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）又は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではない会社は、記載を省略しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社グループは以下の経営理念のもとに、事業を展開しております。

< Purpose ( トライアルグループの存在目的 ) >

世界の誰もが「豊かさ」を享受できる社会をつくる。

< Vision ( 5 ~ 10年で実現したい自社と世界の姿 ) >

テクノロジーと、人の経験知で、世界のリアルコマースを変える。

< Value ( ビジョン実現のための組織の価値観・行動指針 ) >

- ・効率化された店舗網で、モノを流通させる力
- ・データとIoTを駆使する力

流通小売業界には、食品の廃棄物や欠品などによるムダや在庫・物流が最適化されていないことによるムラ、商慣習として古くから存在するリベート等のムリなど、サプライチェーンにおける各種工程の中に『ムダ・ムラ・ムリ』が多く存在すると考えております。当社グループはこの『ムダ・ムラ・ムリ』の削減を推進し、お客様への新しいお買い物体験の提供、メーカーや卸、物流、小売企業等と協業したサプライチェーン改革・マーケティング改革の推進、テクノロジーを活用したオペレーションの効率化などに取り組むことで、当社グループのパーパスの実現を目指しております。

#### (2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

主な経営指標として、連結売上高成長率、既存店売上高成長率、連結売上高営業利益率、新規出店数等のKPI ( Key Performance Indicators ) を重視し、成長性や収益性を向上させることを目指します。

#### (3) 経営戦略等

当社の子会社及び関連会社は、当社グループの現状における主力事業である流通小売事業を営む会社及びリテールテック関連プロダクトの開発や導入・展開を行うリテールAI事業を営む会社等で構成されております。

現在、情報通信分野における技術革新やデジタルデバイスの普及、それに伴う大量のデータとそれらを分析・処理する技術の発達によって、オンラインとオフラインが融合し、既存の産業においても従来型のビジネスモデルからの変革が強く求められています。

当社グループは、流通小売業界には多くの『ムダ・ムラ・ムリ』が存在していると考えております。欠品・ロス、R&D、支店・商談、広告、リベートに係るコストを広く合算した総額は約40兆円にのぼると試算しており、国内の流通小売業の売上高約164兆円（注1）との対比でも、かかる『ムダ・ムラ・ムリ』の大きさが見て取れると考えております。当社グループは、テクノロジーを活用しながら『ムダ・ムラ・ムリ』を解消していくことで、お客様に新たな価値を提供することができるものと考えております。流通小売事業において、リアルの店舗運営を行うことで、お客様やサプライチェーン全体の課題や真のニーズを把握し、それらをリテールAI事業の開発に反映させております。それによって、流通小売事業の収益性や生産性の向上を実現するとともに、現場において真に効果を上げることのできるプロダクトやソリューションを開発し、メーカーや卸、グループ外の小売企業等に対してサービス提供を行っております。

## 約40兆円\*2 ムダ・ムラ・ムリ解消へのアプローチ



(注) 1. 流通小売業の売上高は、経済産業省「商業動態統計」2023年度に基づいて記載しております。

2. 欠品/ロスは、食料品業界の食品廃棄額、資産ロス(万引・不正・管理ミスによる損失)及び機会ロス(欠品による売上高の減少)の合計額であり、食品廃棄額は経済産業省「商業動態統計」(2023年度)及び全国スーパーマーケット協会ほか「スーパーマーケット年次統計調査報告書」(2023年10月)から推計、資産ロスは経済産業省「商業動態統計」(2023年度)及び全国万引犯罪防止機構「第12回全国小売業不明ロス・店舗セキュリティ実態調査分析報告書」(2018年)から推計、機会ロスは経済産業省「商業動態統計」(2023年度)及びDaniel Corsten, Thomas Gruen「On Shelf Availability: An Examination of the Extent, the Causes, and the Efforts to Address Retail Out-of-Stocks」(2005)(欠品による売上高の減少率(世界平均))から推計しております。

R&Dは、食品飲料メーカー、消費財メーカー及び衣食関連の卸・小売に係る研究開発費及び研究開発部門の人件費総額の合計額であり、食品飲料・消費財メーカーに係る研究開発費は上場企業の開示データ(出所:Quick)における「研究開発費」を集計して推計、衣食関連の卸・小売に係る研究開発費は経済産業省「企業活動基本調査」(2023年度)から推計、人件費総額は経済産業省「企業活動基本調査」(2023年度)を基にR&D部門の推定人員数×一人当たり推定人件費総額で試算しております。

支店/商談は、日本全国に支店を構え、営業拠点が点在すること及び個別商談を行うことによる非効率性を指しており、経済産業省「商業動態統計」(2023年度)及び日本ロジスティクスシステム協会「物流コスト調査」(2023年度)等から推計しております。

広告は、日本の総広告費であり、電通「2023年日本の広告費」に基づいて算出しております。

リポートは、消費財メーカーの販促費用の合計であり、経済産業省「工業統計調査」(2020年)及びデロイトトーマツ「消費財メーカーにおける販促費用最適化:ゼロベース予算を活用した最適化アプローチ」から推計しております。

各事業における重要な戦略は以下のとおりです。

#### <流通小売事業>

生鮮など「食」を強化した生活必需店づくり

当社の強みの一つに、既存店成長を支える唯一無二と自負するビジネスモデルがあります。具体的には、生鮮を中心とした多様な商品展開によるワンストップショッピングの提供です。戦略的に「食」の強化を推進しながら、お客様の需要を喚起しています。惣菜開発を担うグループ会社の(株)明治屋において、熟練の料理人がメニュー開発から調理まで一貫して行っており、当社グループの商品である「大人様プレート」など3商品は「お弁当・惣菜大賞2024(注)」にて、入賞しました。

また、生鮮四品(青果、精肉、鮮魚、惣菜)においては、おいさと優位性ある価格を実現する商品開発を強化しており、集客ドライバーかつ収益性も高い食材として、売上高成長と収益性向上を牽引し、2024年6月期時点で流通小売売上高のうち約25.0%(前年同期間比0.8ポイント増)を占めています。中でも、惣菜の2024年6月期の売上高構成比は流通小売売上高のうち約5.7%(前年同期間比0.5ポイント増)を占めており、その構成比を今後も更に引き上げていくことを目指します。

食品は地域によって、季節性や嗜好が異なる商品であることから、店舗を展開する地域のニーズに合わせた品揃えを実現しています。新規出店及び改装を契機として、中央卸売市場だけでなく地方卸売市場の開拓を進めながらも、こだわりの商品に関しては生産者様と直接取引を開始することにより、地場産の生鮮食品を安定的に調達するネットワークを構築しており、生鮮をはじめとする食品の品揃えが充実したことから、売上高増大に大きく寄与する店舗が増加しております。

外食産業における経験者を採用することで組織体制を厚くしつつ、グループ内のリソースを有効活用しながら、幅広い世代のお客様に喜んでいただけるような生活必需店の拡大に取り組んでおります。

#### マルチフォーマットによるエリアのドミナント化

特定のエリアに複数フォーマットの店舗をドミナント展開することで、当該エリア全体の市場シェア拡大を狙うことを方針としております。

主力フォーマットであり収益力の高いスーパーセンターを中心にしながら、近隣のsmartや小型店、広域商圈から集客可能なメガセンターが相互補完する位置付けであります。平日と休日における、ニーズが高い商品やお買い物に費やす時間の違いによって、お客様による店舗の使い分けに、全方位型で対応しています。

さらに、スーパーセンターを出店の中核としつつ、周辺にTRIAL GO等の小型サテライト型店舗をドミナント展開することで、近隣店舗からの効率的な配荷が可能になり、小型店全店に店内キッチンなどの専用設備を有することなく、できたてのお弁当やお惣菜の販売が可能となるものであります。

#### 製造小売業への変革

精肉などを加工するプロセスセンター（PC）やお惣菜加工を担うセントラルキッチン（CK）を自社内に有することで、生産インフラを強化しています。

生鮮食品など、商品における「食」の強化を実現するため及び店舗ネットワーク拡大に備えるため、2024年6月期末時点において日本全国にPCを7ヶ所、CK（店舗併設型を除く。）を5ヶ所所有しております。

お弁当、お惣菜においては、「できたて」商品の提供にこだわる一方、店内調理の負担を考慮した効率的なサプライチェーンの構築を実現しています。

例えば、惣菜製造の過程において、食材の加工はPCで行って、焼くなどの最終調理加工のみを店内キッチンで行うことによって、お客様にできたてを提供しております。また、小型店など調理スペースがない店舗においては近隣の大型店から毎日配荷する仕組みができています。

さらに、商品ラインナップ拡充と高い収益性の2点を意識して、プライベート・ブランド（PB）商品も強化しております。2024年6月期におけるPB商品の売上高は、流通小売売上高の約14.9%（前年同期比4.6ポイント増）を占めていますが、今後もPB商品の流通小売売上高に占める割合を高めることを目指します。PB商品の中でも、お水やお茶などの飲料が人気商品であり、福岡県田川市にお茶製造工場、大分県由布市にお水（ナチュラルミネラルウォーター）工場を有し、製造ノウハウを構築してまいりました。お茶製造工場はグループ内の物流センターに隣接していることから、横持ち運搬コストをかけずに、競争力ある価格を実現しています。

自社工場の製造キャパシティ増強や、PC及びCKの拠点拡大によって、SPA（製造小売業）化を目指す方針であります。

（注）一般社団法人全国スーパーマーケット協会が主催する、スーパーマーケットやコンビニエンスストア、専門店等で実際に販売している数多くのお弁当・お惣菜・サラダ・パン等の中から、食の専門家で構成された審査員により、特に優れた商品を選出し表彰するプログラムです。

#### <リテールAI事業>

##### 基盤の拡充

リテールAI事業の開発する各種IoTデバイスを活用したプロダクトやデータ分析プラットフォーム等をグループ内及びグループ外に広く展開することが事業戦略上の優先事項と考え、各種プロダクトの機能向上や導入・展開・保守体制の拡充を行っております。

開発に関しては、国内及び海外（主に中国）のエンジニアを組織化し、オペレーション・ドリブンのコンセプトのもと、流通小売事業とも連携しながら、現場からのフィードバックに対してスピード感を持って開発に反映するPDCAサイクルを高速で回転させています。

導入に関しては、グループ内での展開を優先的に行うとともに、POSベンダーや店舗機器メーカー等の外部企業とのアライアンスを活用し、グループ外の小売事業者へのプロダクト導入を加速させていく方針であります。

##### データを活用した流通業界の効率化

流通業界は、サプライチェーン上に、メーカーや卸、物流事業者、小売事業者など多くの企業が参加する巨大な業界である一方、様々な情報及びデータが企業毎に分断されているなど、業界全体の効率化が実現されていないという課題があり、当社では、これを流通業界の『ムダ・ムラ・ムリ』と表現しております。

商品データや地域データに加えて、会員データや購買データなどの顧客データ・インスタデータを活用することで、これらの『ムダ・ムラ・ムリ』を削減することを目指しております。

具体的には、約1,055万人（2024年6月末時点）（注）の会員データと紐づいたID-POSデータを活用したワン・トゥ・ワンマーケティングや実店舗のメディア化などの販促戦略に取り組んでおり、食品・消費財メーカーや広告代理店との実証実験を継続しております。実証実験を通じて、効果が確認できたものに関しては、プロダクト化を行い、グループ外の小売業への展開も行っていく方針であります。

(注) プリペイド会員数及び決済アプリ(SU-PAY)アカウント登録者数の単純合算であり、同一顧客の重複を一部含みます。

#### (4) 経営環境

今後の当社グループを取り巻く経営環境は、国内における人口減少と少子高齢化の加速に伴い、より厳しさを増していくものと考えております。内閣府の令和6年版高齢社会白書によると、国内人口は2055年には約1億人まで減少し、生産年齢人口比率も50%に近づいていくと予測されております。国内全体における消費の拡大が見込まれない中で、当社グループが主力で取り扱う「食」や「日常生活消耗品」の消費は一定の規模を維持し、顧客属性や地域に応じた嗜好の細分化がより一層進んでいくものと認識しております。

小売業界においては、お客様の購買行動の変化への対応、働き手の確保、データ活用などの業界課題によって、従来型のビジネスモデルからの変革が強く求められております。海外においては、BOPIS(Buy Online Pick-up In Store)やクリック&コレクトといった新しい買い物の形が生活に定着しつつあり、国内においてもオフラインとオンラインの融合は極めて重要な経営課題として認識されております。

さらに、海外における金利上昇やそれに伴う円安の進行、商品の仕入価格の上昇、エネルギー価格の高騰などによるコスト上昇が企業業績に与える影響も深刻であり、それらを吸収し、収益を確保できる企業の選別が一層進んでいくものと思われまます。

#### (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは流通小売事業において、新規出店によって店舗網を拡大するとともに、生鮮を中心とした「食」の強化や、店舗改装などによって店舗の集客力及び収益性を高めてまいります。また、リテールAI事業においては、プロダクトやソリューションの新規開発や既存プロダクトの機能改善により、小売企業、食品・消費財メーカー、ベンダー等への更なる提供価値の向上に努めてまいります。

##### 新規出店と店舗改装

当社グループの主力事業である流通小売事業では、店舗の新規出店や既存店舗の改装による集客力及び収益性の向上は重要な成長ドライバーであります。

当社グループでは独自開発の商圈分析ソフトであるRetail Mapによって、広範な自社データ(顧客属性、購買情報など)と、一般データ(商圈情報、地図情報、統計情報など)を組み合わせることで分析できる環境を整備しており、当社グループの出退店の検討や既存店の業績改善に活用しております。

主力フォーマットであるスーパーセンターを今後も主軸としつつ、店舗サイズや商品構成の異なる複数の店舗フォーマットを有することにより、食品スーパー、家電・家具量販店、ホームセンター、アパレル店舗など、他社撤退跡地への柔軟な居抜き出店と、自社競合を低減したドミナント出店を可能としております。

また、自社出店以外にも事業再編やパートナーシップを通じた事業拡大についても積極的に検討しており、2023年10月23日付の株式会社佐藤長からの一部事業の譲受を通じた小型店舗の拡大も実現しております。

<過去5期における店舗数の推移(単位:店)>

店舗フォーマット	売場面積	2021年3月 期末	2021年6月 期末	2022年6月 期末	2023年6月 期末	2024年6月 期末
メガセンター	約8,000㎡	19	20	22	24	24
スーパーセンター	約4,000㎡	173	173	175	181	187
smart/小型店	約1,400㎡以下	71	72	74	80	107
合計	-	263	265	271	285	318

当社グループは、2021年6月期から2022年6月期にかけて、既存店の改装による生鮮や惣菜など「食」を強化した店舗づくりにリソースを投じたことから、戦略的に新規出店数を抑制してまいりました。

2023年6月期以降は「食」を強化した新規出店が進んでおり、今後も事業の譲受等のインオーガニックな成長もあわせて、店舗網を拡大していく予定であります。

出店地域は、店舗ネットワークを有する九州を中心としたドミナント展開を軸に、九州以外の地域におけるネットワーク拡大も目指しております。

出店フォーマットは、主力のスーパーセンターを中心としながら、ロードサイドにおける大型店メガセンター及び都市部におけるsmartの出店を行うほか、スーパーセンターのサテライト型の小型店(TRIAL GO等)の出店を拡充することで、各地域のお客様支持の獲得・拡大を目指してまいります。

既存店につきましては、Skip CartなどのIoTデバイスの導入や、機械化や効率化により削減した人時をより高付加価値の作業に割り当てるといったオペレーションの改善、生鮮食品をはじめとする地域の特性に合わせた品揃えの強化などの店舗改装を進め、地域のお客様が便利に楽しくお買い物をしていただける魅力的な売り場を実現します。2024年6月期は30店舗を改装しており、一定の売上高向上効果が発現しています。また、今後数年間におきましても毎年30店舗程度の改装を見込んでおります。



こうした新規出店及び店舗改装等に加え、プライベート・ブランド商品の開発強化や継続的な商品構成の見直し、適切な売価設定、販売費・一般管理費を含む徹底的なコストコントロール等を実施することにより、集客力及び収益性の向上を目指してまいります。

#### 人材戦略

当社グループは、持続的・中長期的な企業価値の向上を実現していくにあたっての競争優位の源泉は「人材」と位置づけ、多様な人材が活躍でき、働きがいがあり、安心して働ける職場環境や教育制度の整備、次世代経営者の育成を経営戦略上の重要課題としております。

当社グループのパーパスである『世界の誰もが「豊かさ」を享受できる社会をつくる。』を実現するため、多様な視点や価値観を尊重することが重要であることから、ダイバーシティ&インクルージョンプロジェクトを立ち上げ、女性、外国人、中途採用者、シニア層や障がいを持つ従業員など、多様な人材が活躍できるサポート体制を整備・推進しております。また、多様な人材の活躍を企業の成長につなげていく上では、全従業員への経営理念の理解・浸透を継続的に行っていくことが必須であり、教育上の最重要項目として実践してまいります。

当社の母体である株式会社トライアルカンパニーの「トライアル(TRIAL)」は、英語で「試み」や「試練」を意味し、「カンパニー(COMPANY)」には、会社という意味の他に「仲間」という意味があります。困難に屈することなく、「挑戦し続ける仲間たち」という意味が「トライアルカンパニー」という社名に込められており、失敗は財産であるという企業文化のもと、従業員1人1人が挑戦できる働きがいのある環境づくりとして、評価・報酬制度や次世代経営者育成プログラムなどの実施と継続的な改善を進めてまいります。また、流通小売業界のムダ・ムラ・ムリを削減していく「仲間」として他社との連携強化も経営上の重要課題と位置づけ、福岡県宮若市に流通DX開発拠点を構築し、メーカー、卸、他社小売などが一体となって流通DXの人材育成に取り組んでおり、今後一層その取り組みを強化してまいります。

多様な従業員1人1人が生涯成長し続けることで、当社グループの発展・成長と、社会全体の発展・成長の2つの価値の最大化につながると考えております。

#### テクノロジーやデータの利活用

お客様の嗜好の細分化、購買行動の多様化、電子商取引(EC)比率の向上などの外部環境の変化によって、実店舗運営を中心に事業活動を行う小売事業者にとっても、ITやAI等のテクノロジーの活用は必要不可欠な要素となってきております。当社グループにおいては、創業時よりITやデータを活用した経営を一貫して行っており、現在においては「リテールAI事業」として事業セグメントを「流通小売事業」と分離し、テクノロジーを活用したプロダクト及びソリューションの開発投資を積極的に行っております。それらのテクノロジーを自社利用するだけでなく、メーカーや卸、グループ外の小売企業等にも提供し、サービス利用料等を収受しております。

流通小売業界にとって、テクノロジーやデータを活用したビジネスモデルの変革は非常に重要であり、デジタルトランスフォーメーション(DX)へのニーズや投資意欲は益々高くなっていくものと考えております。グループ内での活用はもちろんのこと、データをメーカーや卸、物流及び小売企業間でシームレスに共有することで、業界全体の流通エコシステムを構築し、また、プロダクトやソリューションをグループ外の企業にも展開していくことで、流通小売業界に残る『ムダ・ムラ・ムリ』を解消し、業界の効率化を実現していきたいと考えております。

## 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。  
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) サステナビリティの基本方針

当社グループは創業以来、「流通小売業界のムダ・ムラ・ムリを削減し、ローコストを実現することで、お客様・社会の役に立つ」ことを企業経営の根幹(DNA)として受け継いできており、実践してまいりました。2021年には、創業以来のDNAを受け継ぐかたちで、パーパスとして『世界の誰もが「豊かさ」を享受できる社会をつくる。』、ビジョンとして「テクノロジーと、人の経験知で、世界のリアルコマースを変える。」を策定しております。この創業時から培ってきたDNAのもと、パーパス・ビジョンを、他社と協業し企業の垣根を越えて実現し、当社グループの発展・成長と、社会全体の発展・成長の2つの価値の最大化に取り組んでいくことを当社グループにおけるサステナビリティの基本方針としております。

### (2) ガバナンス

当社グループは、サステナビリティの基本方針に基づき、地域社会との共生や人的資本を含むサステナビリティに関する重要事項について、マネジメントカンファレンス及び取締役会で審議しております。

詳細は、「第4提出会社の状況 4コーポレート・ガバナンスの状況等(1)コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

### (3) リスク管理

サステナビリティ課題を含む全社的なリスクにつきましては、「グループリスクコンプライアンス管理規程」に基づき、グループリスクコンプライアンス委員会が管理し、その状況を取締役に報告しております。具体的なリスクの内容は「3.事業等のリスク」に記載のとおりであります。

### (4) 戦略

#### <人的資本>

当社グループにおける、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針は、「1.経営方針、経営環境及び対処すべき課題等(5)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題 人材戦略」に記載のとおりであります。

### (5) 指標及び目標

#### <人的資本>

当社グループでは、ダイバーシティー&インクルージョンプロジェクトを立ち上げており、管理職における女性比率向上の取組みや若手従業員向けのキャリア支援を行っております。さらに、特例子会社である㈱トライアルベネフィット及び就労継続支援A型を営む㈱トライアルチャレンジドによって、障がい者及び外国人の雇用促進活動などを行っております。現段階では具体的な女性、外国人、中途採用者等の区分での管理職の構成割合や人数、障がい者の雇用率等の目標値は定めておりませんが、引き続きダイバーシティー&インクルージョンプロジェクトの推進を行う中で指標や目標の設定要否について検討していく予定です。

### 3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は、以下のとおりです。当社グループの事業は、「流通小売事業」、「リテールAI事業」及び「その他事業」の3つの事業セグメントで構成されております。「中核事業である流通小売事業セグメント及び当社グループ共通のリスク」のほか、事業領域ごとに想定されるリスクをセグメント別に記載しております。

また、当社グループは、当社グループでコントロールできない外部要因や、事業上のリスクとして具体化する可能性が必ずしも高くはないとみられる事項を含め、投資家の投資判断上重要と考えられる事項については積極的に開示することとしておりますが、これらは当社グループの全てのリスクを網羅したものではなく、記載された事項以外の予見できないリスクも存在します。このようなリスクが現実化した場合には、当社グループの事業、経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があります。

当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の予防及び発生時の対応に努める方針ですが、当社グループの経営状況及び将来の事業についての判断は、以下の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### <中核事業である流通小売事業セグメント及び当社グループ共通のリスク>

##### (1) 店舗拡大及び店舗改装を含む事業規模の拡大と人材確保及び労働環境の変化

当社グループは、成長戦略として、重点地域におけるドミナント戦略及び未出店地域への出店強化や既存店舗の改装を通じた事業規模の拡大を進めてまいりますが、同業他社及び他業種との競合が激化した場合や戦略に合致する店舗用地の確保が困難となった場合、その他不動産価格や建築コスト、資金調達コスト等の上昇、国内景気及び個人消費の減退等、当社グループを取り巻く経済条件に変化が生じた場合、出店及び改装のペースが減速し、新規出店店舗及び改装店舗に係る売上又は利益が想定を下回る可能性があります。

また、当社グループでは、パート社員であるアソシエイト職を含めた積極的な人材採用を進め、並行して新入社員からマネジメント職まで様々な研修プログラムを実施しております。しかしながら、労働人口減少に伴う人材確保競争の激化により店舗数の拡大ペースに対応した人材の確保・育成が予定通りに進まない場合や労働需給の逼迫等によって時間給単価が上昇した場合、想定を上回る費用が発生したり、店舗の出店や改装のペースが鈍化する可能性があります。

加えて、当社グループは、事業規模や出店地域の拡大、事業の多角化のための手法の一つとして、M&A等を含む投融資活動を実施する可能性があります。しかしながら、その実施には多額の資金を必要とする場合があり、一時的に財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があるほか、実施後の事業の展開が計画通りに進まない場合や、想定以上の支出を要する場合等には、それらの投融資活動により想定した効果を得られない可能性があります。

これらの要因によって、当社グループの成長戦略が想定通りに実行できなかった場合、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 新型コロナウイルス感染症等による影響

当社グループの営む宿泊施設等においては、新型コロナウイルス感染症による行動制限等から、稼働低下等の影響を受けた一方で、当社グループの売上高の大部分を構成する流通小売事業の店舗による販売は、巣ごもり需要の影響を受け、結果として同感染症による財務状況及び業績への影響は軽微でありました。

また、2023年5月に同感染症の位置付けが感染症法上の5類へ移行されたことから、同感染症の今後の事業活動への影響は軽微であると想定しております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症その他の感染症の流行が発生又は拡大し、当社グループの店舗やプロセスセンター、取引先、仕入先、宿泊施設等において感染症の蔓延が生じた場合や感染拡大防止のために経済活動の制限が行われた場合には、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (3) 消費者需要、天候及び季節性等事業を取り巻く外部環境

景気動向・消費動向等の経済情勢、消費者需要の変化、天候の変化及び季節性による需要の偏りといった不可避的な要因が当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

天候及び季節性のリスクとして、当社グループの店舗・施設の周辺地域（特に九州地方）において大地震や台風、津波等の自然災害、火災或いは予期せぬ事故等が発生した場合、店舗・施設への物理的な損害、その他当社グループの供給業者又は仕入・流通ネットワークに影響を及ぼす可能性があります。このような事象に備え、当社グループにおいては、不測の事態が生じた際の社内における迅速な情報共有と管理体制を構築し、適時適切に事態を収束させることができる体制を整えておりますが、想定を上回る事象の発生により当社グループの販売活動や流通・仕入活動が阻害された場合や、人的又は物的な被害があった場合には、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、流通小売業界は、国内外の景気動向、消費動向、物価動向、燃料・エネルギー価格の動向、為替動向等の経済情勢、消費者需要の変化により大きな影響を受けます。こういった変化に対し、当社は適時適切な価格戦略、在庫管理、販売力強化によりその影響を限定するよう努めておりますが、こうした外部要因の急激な変動等が生じ、これに対する十分な対応ができなかった場合、既存店の売上や収益性、新規出店・改装計画等に支障をきたし、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 仕入価格及び原油・原材料価格等の上昇

当社グループの流通小売事業ではプライベート・ブランド（PB）商品及び惣菜製造等で一部原材料の仕入をしております。それら仕入価格は、気温上昇や天候による需給の変化等により影響を受ける可能性があるほか、一部の原材料は海外子会社を通じて外貨で仕入れるため、為替変動による影響を受ける可能性があります。当社グループでは、特定の取引先や地域に依存することのないよう仕入の分散化を図っておりますが、想定外の異常気象等により原材料の仕入価格が高騰した場合、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、原油・原材料価格等の高騰により、流通小売事業において、包装資材として使用しているレジ袋やトレイ、フィルム等石油製品の仕入価格も上昇します。加えてエネルギー価格の上昇から各店舗で発生する水道光熱費の上昇や物流面におけるガソリン等の価格上昇の影響を受けることから、原油価格等の高騰は店舗運営コスト及び物流コスト増の要因となります。さらに、宅配の増加に伴い、トラックドライバーの需要が近年増加している一方で、その担い手の減少が見込まれることや労働時間の上限が規制されることなどにより、トラックドライバーの人件費の上昇を受けて、物流コストが増加する可能性があります。これらの外部環境による価格変動を顧客への販売価格に適切な程度及び時期において転嫁できない場合や、顧客への価格転嫁により当社グループの競争力が低下する場合には、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 法律等による規制

店舗の出店においては大規模小売店舗立地法、商品の販売においては景品表示法、食品表示法及び食品衛生法、商品の仕入れにおいては下請法や環境に関するリサイクル関連法等の様々な法的規制を受けております。また、当社グループは中国や韓国において関係会社を保有しておりますが、海外においては現地法令の適用を受けるほか、政治・経済・文化・宗教・習慣や為替等の様々な影響を考慮する必要があります。当社グループでは法規制の遵守に努め、許認可の取得又は更新を遅滞なく実施できる体制整備に努めておりますが、法令の改正や解釈の厳格化により主要な事業の遂行が制限される可能性があるほか、法規制の遵守に想定外のコストが必要となる可能性があります。また、当社グループが法令等に違反した場合、課徴金等のペナルティに加えて、当社グループの社会的信用が失墜するなど、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 個人情報保護法

当社グループは、流通小売事業をはじめ当社グループにおいて営む各事業のお客様の個人情報を数多く保有・管理しております。これらの情報の管理については、「個人情報保護規程」を定め漏洩が生じないよう最大限の対策を講じ細心の注意を払っておりますが、不測の事態により、万一、外部漏洩等が発生した場合は、当該個人への賠償や当社グループの社会的信用の失墜等により、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 情報セキュリティ・システムトラブル

当社グループは、情報やコンピューター及びネットワーク等の情報システム（以下、「情報資産」という。）を「ヒト・モノ・カネ」に続く第4の資産として位置付けております。情報資産を重要な資産とし保護するため、「情報セキュリティポリシー」を定め情報セキュリティ委員会において継続的にリスク分析・評価を行い管理しております。

しかしながら、想定外の自然災害や事故等により設備が甚大な損害を被った場合や、コンピュータウィルスの不正侵入、サイバー攻撃、従業員の過誤によるシステム障害等が発生した場合、社会的信用が毀損する等して、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 訴訟及びレピュテーションリスク

当社グループは、法令を遵守した事業活動を行っており、グループリスクコンプライアンス委員会を組織するなど社内においても法令遵守の意識向上を図っておりますが、通常の業務遂行において、従業員による法令違反や不適正行為、契約を巡る紛争や労働紛争、損害賠償等、第三者からの訴訟その他法的手段の提起等、様々な法的手続きに服するリスクを有しております。長期的かつ多額な費用を要する訴訟や社会的影響の大きい訴訟等が発生した場合、金銭的な負担に加え、企業イメージの悪化等、社会的なレピュテーションの低下により当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 固定資産の減損

当社グループは、事業の用に供する設備や不動産をはじめとする様々な固定資産を所有しております。保有資産の将来キャッシュ・フローの減少などにより、減損損失の認識及び測定を実施した結果、固定資産の減損損失の計上が必要となった場合には、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 食品・商品の安全性・衛生管理

当社グループは、生鮮食品や惣菜をはじめとした食品を強みとして、お客様の多様なニーズにお応えするため生鮮食品から加工食品、日配食品まで幅広い商品を取り扱っており、「商品品質衛生管理規程」を定め当社流通小売事業における品質管理部門を中心に管理体制を構築しております。各店舗やセントラルキッチンにおいては規程の遵守状況について、食品衛生法及び食品表示法、HACCP、品質マネジメント認証に基づいた衛生管理がなされているかの定期的な点検を実施し、品質管理部においてはその実施状況の確認及び指導を行っております。また、内部監査室の店舗監査においては、そのサイクルと有効性を評価しております。さらに、外部機関による食品衛生法の遵守状況についての定期検査を受けるなど、安全性及び衛生管理の徹底を図っているほか、店舗や製造部門の従業員には衛生管理及びコンプライアンスに関する研修制度を設け社内独自の資格試験の受験を義務化する等安心・安全・適正にお客様へ提供するために様々な取組みを進めております。しかしながら、万が一、食中毒や異物混入、原産地やアレルギー表記等の誤りなど、不適切な食品・商品の提供や表示がなされた場合や、食品・商品に関してSNS等における不適切な情報拡散がなされた場合には、当局による処分や措置の対象となり、また、販売自粛や商品回収、表示の是正等の措置や再発防止策の実施等に関して、多額のコストが発生する可能性があるほか、当社グループの商品に対する信頼の低下等につながるおそれがあります。当社グループでは、記載のとおり各部門の相互確認による管理体制及び社員教育体制よって最大限の品質管理を行っておりますが、これらの事象が発生した場合には、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 競合による影響

当社グループは流通小売業を基幹事業として営んでいますが、日本国内においては少子高齢化等によるマーケットの縮小が見込まれる一方で、同業他社のほか、競合業態であるスーパーマーケット、GMS、ドラッグストア等との間で激しい競争に晒されております。このような競争環境の下、当社グループでは、IT・AIにより顧客の購買動向の把握や分析等を推し進めるとともに、ローコストオペレーションにより高い価格競争力を有することで、競合他社との差別化を図っております。しかしながら、競合他社によるディスカウント業態の多店舗展開や業種・業態をこえた競争が激化する場合、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 資金使途について

株式上場時における公募増資による調達資金の使途については、当社グループにおける事業のさらなる拡大のため、新規出店並びに既存店の改装及び修繕のための設備投資資金、物流センターへの設備投資資金、製造工場及び飲料水工場の設備投資資金、流通小売事業に係るIT投資資金、リテールAI事業に係るソフトウェア開発投資資金、その他事業に係る不動産開発投資資金などに充当する予定であります。しかしながら、急速な経営環境の変化により調達資金を計画どおり充当できない可能性があります。また計画どおり充当した場合でも、想定していた投資効果を得られず、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、資金使途を変更する決議を行った場合には、適時開示を行う方針であります。

(13) 当社株式の流動性について

当社は、当社株式の流動性の確保に努めることとしておりますが、株式会社東京証券取引所の定める流通株式比率は当連結会計年度末時点において26.7%であります。今後は、当社の事業計画に沿った成長資金の公募増資による調達、大株主及び役員への一部売出しの要請、ストック・オプションの行使による流通株式数の増加分を勘案し、これらの組み合わせにより、流動性の向上を図っていく方針ではありますが、何らかの事情により上場時よりも流動性が低下する場合には、当社株式の市場における売買が停滞する可能性があり、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

(14) 大株主との関係

当連結会計年度末現在、当社株式の大部分は、創業者かつ当社代表取締役会長である永田久男並びに永田久男及びその親族の資産管理会社である株式会社ティー・エイチ・シー及び株式会社Heroic investmentにより保有されております。

かかる大株主が当社の事業その他に関して有する利益は他の株主の利益と異なる可能性があり、その保有方針や議決権の行使方針によっては、当社の株主総会決議の結果に重要な影響を及ぼすなど、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

<リテールAI事業に関するリスク>

(1) 先行投資の発生及び損失の継続計上

当社グループは、リテールAI事業への先行投資を行っており、リテールAI事業では2024年6月期まで連続したセグメント損失を計上しております。これは、新規のプロダクト開発や既存プロダクトの改良のための開発投資や人件費、有形固定資産の取得等によるものです。一方で、流通小売事業においては、安定的に営業活動におけるキャッシュ・フローのプラスを計上しております。経営戦略上も、流通小売事業の売上高や収益性が継続的に成長・改善していく中で、リテールAI事業への積極的な投資を行っていくことを前提としております。

しかしながら、リテールAI事業においては、様々な実証実験の実施や新規事業の開発を行っておりますが、計画通りにプロダクト化や開発が進捗する保証はなく、また、既存又は開発予定のプロダクトの普及・展開においても計画通りに進捗する保証はありません。また、これらのプロダクト開発に必要なエンジニア等を確保できる保証もありません。さらに、リテールテック市場は技術革新が著しいことから、今後リテールAI事業の成長のための先行投資が想定以上に発生する可能性もあります。これらの要因その他本「事業等のリスク」に記載のリスクの顕在化等により、想定していた事業計画を達成できなかった場合、リテールAI事業において安定した収益を得ることができず、投資した資金が回収できない等、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を与える可能性があります。

## (2) 法律による規制

当社グループは、リテールAI事業において、精密機械の製造やDXソリューションサービスを提供する事業を行っているため、電波法や個人情報保護法など、企業活動に関わる各種法令の規制を受けております。当社グループは、コンプライアンス体制の充実が重要であると考えており、法務担当部署が中心となり、法令遵守状況の確認や法令改正時の事業への影響度の見積りなどを行っております。

しかしながら、将来において、当社グループが提供するプロダクト及びソリューションが法的規制に抵触する可能性を完全に否定することはできず、また、今後の法改正や法的解釈の変更等により、当社グループのプロダクト及びソリューションの提供が困難になるような場合には、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を与える可能性があります。

## (3) ハードウェアやソフトウェアの不具合

当社グループは、リテールAI事業において、IoTデバイスを小売店舗に導入することによるソリューションの提供やデータの取得を行っております。ハードウェア、ソフトウェアともに品質管理体制を確立し、プロダクトやソリューションの提供を実施する中で、改善・改良を図るなど、製品の安全性確保やサービスの不具合の未然防止に努めております。

しかしながら、これらの不具合を将来に渡って完全に防止することは不可能であり、万が一、大規模な製品の欠陥が生じたり、それに起因する損害が発生したりした場合、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を与える可能性があります。

## (4) 競合について

当社グループは、リテールAI事業において、「オペレーション・ドリブン」を軸に置いて営業活動を行っており、導入・運用実績の観点でも世界トップレベルであると認識しております。一方で、リテールテック市場では国内外に多数の競合他社が存在します。今後リテールテック市場の成長に伴い、既存事業者との競争激化や、別業界から当該市場への事業者の新規参入等によって、競合他社に比して当社のプロダクトやソリューションの技術レベルや価格が劣後するような場合には、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (5) 世界情勢、サプライチェーンに関するリスク

当社グループは、リテールAI事業において、Skip CartをはじめとしたIoTデバイスの仕入を中国から行っております。新型コロナウイルス感染症によるサプライチェーンへの影響や米中の貿易摩擦、日中の政治・外交問題等が発生した場合、又はそれらの仕入先との関係が悪化した場合等には、IoTデバイスの調達に滞ることや取引機会が縮小する可能性があります。また、世界的な半導体需要の逼迫等により、協力工場からの安定した製品や部品の調達が困難となる可能性もあります。

当社グループは、将来的な導入計画を見据え、協力工場との長期的関係の構築に努めるとともに、調達ルートの複数化などのリスクヘッジを検討しておりますが、これらのリスクが顕在化した場合、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を与える可能性があります。

#### (6) 知的財産権の管理について

当社グループは、関連法規に則り当社グループの活動が他社の著作権、特許権等の知的財産権を侵害すること、また、社内において業務で使用するソフトウェア等が他社の権利を侵害することがないよう、社内にて調査確認を行うことでその防止に努めており、判断が困難な場合には弁理士及び顧問弁護士の意見を聴取する体制をとっております。また、当社グループの事業運営上重要な技術等に関しては、特許申請を行うなど、自社の保有する知的財産権の保護に努めております。

しかしながら、当社グループの事業領域に関する第三者の知的財産権の完全な把握は困難であるため、意図せず他社の知的財産権を侵害してしまう可能性があります。この場合、特許権侵害や商標権侵害を理由とする損害賠償請求や差止請求を受けたり、知的財産権の使用に対する対価の支払い等が発生したりする可能性があります。これらの場合には当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社が保有している知的財産権が第三者により侵害された場合にも、リテールテックを活用した当社グループのビジネスモデルの優位性が失われてしまう可能性があるほか、法的措置を含めた対応を要し、人的又は物的コストが発生するなど、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響が及ぶ可能性があります。

#### <その他事業に関するリスク>

その他事業は主に旅館業及びゴルフ場運営事業などのリゾート事業を行っており、上記グループとしてのリスク事項以外に以下のリスクを認識しております。しかしながら、グループ全体における影響度としましては、低いものであると認識しております。

##### (1) 景気動向の変化について

リゾート事業においては、景気動向、特に個人消費の動向に大きな影響を受けます。経済情勢や為替情勢、天候及び季節性事情により旅行者が減少するなど景気の先行き不透明感につながる事象が払拭されない状況が中長期的に継続する場合には、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 労働力人口の減少に伴うサービスの質の低下への影響について

旅館業は労働集約的なサービスの提供を中心業務としておりますが、昨今の少子高齢化に伴う労働人口の減少により今後も中長期的な人手不足が継続したような場合には、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、顧客満足度向上及びリピート率向上のための従業員教育の実施や付加価値の提供による他社との差別化を図っておりますが、提供するサービスの質が低下した場合には顧客離れが起これば、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

## 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

#### 経営成績の状況

当連結会計年度における日本経済は、雇用や所得環境に改善の兆しが見え始めた反面、エネルギーコストや原材料価格の高騰に起因する物価上昇が顕著となりました。さらに、円安や世界的な金融引き締めによる景気への影響が懸念されるなど、先行きへの不透明感が継続しました。

小売業界においては、良いものをお得に買うための選別消費が進みました。外出や人が集まる機会が増えたことによって、高付加価値商品への積極的な支出が見られた一方、生活必需品は節約志向が高まるなど、消費者購買行動の二極化が顕在化しました。

そのような環境の中、当社グループが掲げる「テクノロジーと、人の経験知で、世界のリアルコマースを変える。」というビジョンを実現するため、新規出店による店舗網の拡大及び既存店売上高の成長を実現しました。

さらに、Skip Cart（決済機能付きレジカート）や、インスタサイネージ（電子看板）などの導入推進によって、便利なお買い物体験の提供や、データの蓄積及び活用を進める取り組みを実施してまいりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高717,948百万円（前連結会計年度比9.9%増）、営業利益19,161百万円（同37.2%増）、経常利益19,789百万円（同37.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は11,439百万円（同41.5%増）となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりです。

なお、売上高については、外部顧客への売上高の金額によっております。また、セグメント利益又はセグメント損失については、未実現利益の消去等及び全社費用を調整する前の金額によっております。

#### (流通小売事業)

『あなたの「生活必需品」。』をコンセプトとして、食品や日用消耗品を中心とした豊富な商品ラインナップを、競争力ある価格で、24時間いつでもお買い物いただける店舗づくりを行っており、多様化するライフスタイルのあらゆるニーズにお応えしております。

生鮮食品や弁当惣菜などの「食」を強化しており、できたての美味しさにこだわった商品開発を行っていることが、お客様支持率向上につながっております。

当連結会計年度における流通小売事業の既存店売上高は、加工食品や生鮮食品、惣菜など毎日消費する食品において、お客様から高い支持を獲得できたことにより好調に推移しました。

新規出店については、スーパーセンターを7店舗、smartを4店舗、小型店を30店舗出店した一方、スーパーセンターを1店舗、smartを4店舗、小型店を3店舗閉鎖しました。

なお、新規出店数には、2023年10月に青森県で食品スーパーを運営する株式会社佐藤長より譲り受けた18店舗（smart 3店舗、小型店15店舗）を含んでおります。

当連結会計年度末の店舗数は、318店舗（うちFC 3店舗を含む）となりました。改装は、メガセンターを5店舗、スーパーセンターを20店舗、smartを3店舗、小型店を2店舗改装しました。

以上の結果、当事業の売上高は714,921百万円（前連結会計年度比9.8%増）、セグメント利益は21,887百万円（同36.2%増）となりました。

#### (リテールAI事業)

便利なお買い物体験の提供や店舗オペレーションの省力化を目指したリテールテクノロジーの開発及び導入拡大のための、投資を実施しております。積極的な投資を行う一方、赤字幅は縮小の兆しが見えつつあります。

Skip Cartの導入推進（当連結会計年度末の当社グループ外での導入も含む導入店舗数：223店舗、導入台数19,579台）によって、決済時にレジの列に並ぶ必要がないなど、お客様視点の利便性が向上していると同時に、店舗のスループット（時間当たりのレジ通過客数）が上昇しています。

以上の結果、当事業の売上高は918百万円（前連結会計年度比29.6%増）、セグメント損失は520百万円（前連結会計年度はセグメント損失452百万円）となりました。

#### (その他事業)

不動産・リゾート事業について、新型コロナウイルス感染症の行動規制緩和が旅行需要を喚起しました。

訪日外国人観光客の増加によって、福岡県宮若市や大分県玖珠郡九重町（くすくんこのえまち）などにおいて運営している旅館などに徐々に回復の兆しが見え始めております。

以上の結果、当事業の売上高は1,976百万円（前連結会計年度比59.9%増）、セグメント損失は16百万円（前連結会計年度はセグメント損失100百万円）となりました。



## 財政状態の状況

### (資産)

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べ82,988百万円増加し、283,627百万円となりました。これは主として、現金及び預金が68,048百万円、流動資産その他が1,888百万円、建物及び構築物が3,569百万円、機械装置及び運搬具が1,121百万円、土地が3,313百万円、投資有価証券が1,116百万円増加したことによるものであります。

### (負債)

当連結会計年度末における負債は、前連結会計年度末に比べ32,821百万円増加し、165,440百万円となりました。これは主として、買掛金が29,985百万円、未払法人税等が2,588百万円、未払消費税等が2,432百万円増加し、長期借入金が2,968百万円減少したことによるものであります。

### (純資産)

当連結会計年度末における純資産は、前連結会計年度末に比べ50,166百万円増加し、118,187百万円となりました。これは主として、増資によって資本金が19,677百万円、資本剰余金が19,674百万円増加したことに加え、剰余金の配当1,265百万円と親会社株主に帰属する当期純利益11,439百万円の計上により利益剰余金が10,174百万円増加したことによるものであります。

## キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ68,048百万円増加して91,947百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は59,497百万円となりました。主な増加要因は税金等調整前当期純利益18,693百万円、減価償却費11,925百万円、仕入債務の増加額30,560百万円を計上したことであり、主な減少要因は法人税等の支払額5,508百万円によるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は26,005百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が22,601百万円、敷金及び保証金の差入による支出が1,321百万円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出が1,559百万円あったことによるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により得られた資金は34,503百万円となりました。これは主に、株式の発行による収入が39,355百万円、長期借入金の返済による支出が4,435百万円あったことによるものであります。

## 生産、受注及び販売の実績

## a. 生産実績

当社は生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

## b. 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

## c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	前年同期比(%)
	金額(百万円)	
<b>流通小売事業</b>	<b>714,921</b>	<b>109.8</b>
グロサリー	219,556	108.4
デイリー	131,646	111.0
フレッシュ	178,781	113.3
生活	85,783	107.4
ハード	71,458	115.0
アパレル	21,003	121.7
その他	6,692	51.7
<b>リテールAI事業</b>	<b>918</b>	<b>129.6</b>
<b>その他事業</b>	<b>1,976</b>	<b>159.9</b>
<b>合計(注1)</b>	<b>717,948</b>	<b>109.9</b>

(注) 1. 販売実績の合計額には、事業セグメントに配分していない収益132百万円を含んでおります。

2. セグメント間取引については、相殺消去しております。

3. 「グロサリー」は菓子類などの加工食品、「デイリー」は卵や乳製品などの日配品、「フレッシュ」は生鮮四品(青果・精肉・鮮魚・惣菜)、「生活」は日用消耗品や家庭用品、「ハード」は家電製品などの耐久性商品、「アパレル」は衣料品を示しております。

4. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績については、総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がないため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、本文における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般的に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されておりますが、この財務諸表の作成にあたっては、経営者により、一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されております。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りには不確実性がともなうため、実際の結果は、これらと異なることがあります。

当社の連結財務諸表作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

イ 財政状態

財政状態につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

ロ 経営成績

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、717,948百万円となり、前連結会計年度から9.9%増加しました。

店舗数は前連結会計年度末の285店舗から当連結会計年度末には318店舗となり、8店舗閉鎖した一方で、41店舗の新規出店(2023年10月に株式会社佐藤長より譲り受けた18店舗を含む。)をしました。また、主力のスーパーセンターを中心に30店舗を改装したこと、既存店売上高が5.8%増加したことなどにより、売上高は順調に推移しました。

(売上総利益)

当連結会計年度の売上総利益は、142,352百万円となりました。また、粗利率は、集客ドライバーかつ収益性の高い「フレッシュ」の売上高が前連結会計年度より13.3%増加したことなどを要因として、19.8%となり、前連結会計年度から0.6ポイント増加しました。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、125,684百万円となりました。

生鮮加工・惣菜調理の機械化や、リテールテックの活用により生産性を改善しながら、人的資本へ積極投資した一方で、水道光熱費は電力料金単価の上昇幅が落ち着いたことなどを要因として、売上高に対する販売費及び一般管理費の比率は、17.5%であり、前連結会計年度から0.1ポイント増加しました。

(経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益)

営業外収益は1,351百万円となりました。これは主に、持分法による投資利益533百万円及び助成金収入245百万円によるものであります。

営業外費用は723百万円となりました。これは主に、固定資産除却損430百万円によるものであります。

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は19,789百万円となり、前連結会計年度から37.8%増加し、親会社株主に帰属する当期純利益は11,439百万円となり、前連結会計年度から41.5%増加しました。

ハ キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローの分析につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「3.事業等のリスク」に記載のとおりです。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの運転資金需要の主なものは、商品の仕入、販売費及び一般管理費等の営業費用によるものであります。また投資資金需要の主なものは、新規出店や改装に係る設備投資等によるものであります。

運転資金及び投資資金については、営業キャッシュ・フローによる充当を基本に、必要に応じて資金調達を実施しております。

## 5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6【研究開発活動】

当社グループは、リテールAI事業にて研究開発活動を行っているため、ここではセグメント別の記載は省略し、リテールAI事業について記載しております。

リテールAI事業は、Skip Cartやデータ分析基盤システム（MD-Link）等の各種プロダクトの開発に加えて、それらを活用したデータマーケティングビジネスの展開に向けた研究開発活動を行っております。研究開発活動においてはプロダクト、ソリューション毎に組織を分け、経営責任の明確化を図っております。いずれのプロダクトやソリューションにおいても、テクノロジー主体ではなく、オペレーションに重きを置き、流通の現場でお客様や小売事業者、メーカー、ベンダー等が実際に活用できるものを「オペレーション・ドリブン」のコンセプトで開発を行っております。ハードウェアやソフトウェアの開発や要素技術開発、プロトタイプ作成、現場における実証実験などを研究開発活動と位置付けております。

当連結会計年度の研究開発費は、277百万円であり、主な研究開発活動は以下のとおりであります。

### (1) Skip Cart

Skip Cartのプロダクト化に向けたハードウェアの開発、ソフトウェアの開発・機能改善・機能追加、現場における実証実験などを行っています。

- ・ハードウェア開発.....要件定義、企画・設計、サプライヤー選定、検査・動作確認、品質管理、認証取得
- ・ソフトウェア開発.....バックエンドシステム・ミドルウェアシステムの構築、UIの改善、レコメンドエンジンの開発、クーポン配信システムの開発、新規機能追加
- ・実証実験.....スキャン漏れ・ロス対策、利用率向上のための各種施策の実施、新規機能テスト

### (2) データ分析基盤システム（MD-Link、e3-SMART等）、カメラソリューション、マーケティング

データ分析基盤システムの開発、カメラを活用した小売現場で活用できるソリューションの開発、データや店舗に実装されたデバイスを活用したワン・トゥ・ワンマーケティングのシステム開発、実験などを行っています。

- ・データ分析基盤システム.....新規機能の追加、処理速度の高速化
- ・カメラソリューション.....作業管理、欠品検知、防犯等のソリューションの開発、実験
- ・マーケティング.....広告配信基盤（リテールメディアプラットフォーム）の開発、Skip Cart等を活用したワン・トゥ・ワンマーケティングの実証実験、インスタサイネージ等を活用した店舗内メディアシステムの開発

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループは、当連結会計年度において、主力事業である流通小売事業の店舗網を拡大するために新店41店舗（2023年10月に株式会社佐藤長より譲り受けた18店舗を含む。）への投資、集客力及び収益性を高めるために30店舗の改装投資を行いました。また、リテールAI事業においては、新規のプログラム開発や既存プログラムの改良のための開発投資を積極的に行いましたが、過度な投資とならないように投資活動をコントロールしております。

当連結会計年度におけるセグメント別の設備投資の内訳は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度		前年同期比	
流通小売	19,837	百万円	104.2	%
リテールAI	149		99.4	
その他	605		156.4	
計	20,592		105.2	
消去又は全社	326		-	
合計	20,266		104.7	

また、当連結会計年度において、減損損失1,096百万円を計上しました。減損損失の内容については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（連結損益計算書関係）」に記載のとおりであります。

なお、店舗閉鎖損失の発生理由については、主に事業効率の見直しを進めたことによる店舗閉鎖から発生したものであります。

## 2【主要な設備の状況】

当社グループは、流通小売事業及びリテールAI事業を中心としているため、主要な設備の状況としてセグメント区分毎の設備を示すとともに、地域別に開示する方法によっております。なお、リテールAI事業におきましては、所有している設備の帳簿価額が僅少であるため、記載を省略しております。

## (1) 提出会社

重要性がないため、記載を省略しております。

## (2) 国内子会社

2024年6月30日現在

セグメント の名称	会社名	事業所名 (主な所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置及 び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
流通小売 事業	㈱トライアル カンパニー (注)3	北海道 メガセンタートライアル 伏古店(札幌市東区)他 28店舗 製造拠点 1施設	店舗 製造拠点	8,182	400	1,505 (93,269)	1,052	11,141	374
		東北 スーパーセンタートライ アル 盛岡西バイパス店 (岩手県盛岡市)他15店 舗 製造拠点 2施設	店舗 製造拠点	5,282	253	582 (26,407)	545	6,663	159
		関東 メガセンタートライアル 宇都宮店(栃木県宇都宮 市)他56店舗 物流・製造拠点 6施設	店舗 物流・製造拠 点	7,703	560	1,224 (113,909)	1,077	10,565	411
		中部 スーパーセンタートライ アル 南アルプス店(山 梨県南アルプス市)他10 店舗 製造拠点 1施設	店舗 製造拠点	1,791	168	26 (1,688)	234	2,219	151
		近畿 スーパーセンタートライ アル りんくうタウン店 (大阪府泉佐野市)他35 店舗 製造拠点 2施設	店舗 製造拠点	11,600	498	1,243 (69,444)	1,046	14,388	407
		中国・四国 スーパーセンタートライ アル 鳥取千代水店(鳥 取県鳥取市)他26店舗	店舗	6,081	304	2,193 (64,186)	848	9,427	280
		九州 メガセンタートライアル 新宮店(福岡県糟屋郡新 宮町)他123店舗 物流・製造拠点 10施設	店舗 物流・製造拠 点	25,822	2,640	7,875 (352,587)	3,711	40,049	1,466
		本社 (福岡市東区)	本社オフィス	1,111	38	453 (5,612)	60	1,663	1,540
	㈱青森トライ アル	TRIAL smart むつ新町店 (青森県むつ市)他17店 舗	店舗	249	19	218 (17,200)	184	672	130
	㈱MLS	白鳥第一物流センター他 (福岡県田川市)	事務所 物流センター	90	1,100	103 (6,573)	29	1,322	643
その他事 業	㈱neri resort	宮若温泉郷他 (福岡県宮若市)	リゾート施設 他	1,239	2	100 (33,494)	3	1,345	43

(注)1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、リース資産であり、建設仮勘定を含んでおりません。

2. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は含んでおりません。
3. (株)トライアルカンパニーは、主に店舗等の物件の保有及び子会社への商品供給を担っており、店舗等の運営は、(株)トライアルストアーズが担い、テナントとして(株)明治屋が入居しております。そのため、従業員数はこれら3社の合計を記載しております。また、本社の従業員数には特定の地域へ区分ができない従業員を含んでおります。

(3) 在外子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

## 3【設備の新設、除却等の計画】

## (1) 重要な設備の新設等

セグメントの名称	会社名	設備の内容		投資予定金額		資金の調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
流通小売事業	(株)トライアルカンパニー	新規出店の設備投資	土地及び建物等	20,087	1,126	自己資金	2024年2月～2025年1月	2024年7月～2025年4月	(注)
		店舗改装の設備投資	建物及び構築物等	4,248	-	自己資金	2024年6月～2025年6月	2024年7月～2025年6月	(注)
		店舗修繕の設備投資	建物及び構築物等	950	-	自己資金	2024年7月～2025年6月	2024年7月～2025年6月	(注)
		物流施設の設備投資	建物及び構築物等	7,622	-	借入金及び自己資金	2024年10月	2025年7月	(注)
		製造工場の設備投資	建物及び構築物等	2,439	-	自己資金	2024年7月～2025年4月	2024年7月～2025年6月	(注)
		飲料水工場の設備投資	建物及び構築物等	2,350	-	自己資金	2024年7月	2026年4月	(注)
		システム、IoTデバイス等のIT投資	ソフトウェア等	1,537	-	自己資金	2024年7月～2025年6月	2024年7月～2025年6月	(注)
リテールAI事業	(株)Retail AI	ソフトウェア等の開発投資	ソフトウェア等	237	-	自己資金	2024年7月～2025年6月	2024年7月～2025年6月	(注)
その他事業	(株)トライアルリアルエステート	不動産開発投資	土地及び建物等	12,806	14	借入金及び自己資金	2023年10月～2025年6月	2025年3月～2026年8月	(注)

(注) 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

## (2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。



## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	320,000,000
計	320,000,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2024年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (2024年9月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	122,318,300	122,318,300	東京証券取引所 グロース市場	単元株式数 100株
計	122,318,300	122,318,300	-	-

(注) 当社株式は2024年3月21日付で、東京証券取引所グロース市場に上場しております。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

## [ 1 ] 第4回新株予約権

決議年月日	2020年4月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社取締役 1
新株予約権の数(個)	100 (注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 20,000 (注)1.3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,150 (注)2.3.
新株予約権の行使期間	2022年4月8日から2029年6月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,150 資本組入額 575 (注)3.
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者の地位又はこれに準じた地位にあることを要する。ただし、定年退職若しくは任期満了による役員退任又は当社が特に認めた場合はこの限りでない。 新株予約権者が本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合は、相続開始後一年間に限り、その相続人による本新株予約権の行使を認める。ただし、1個の新株予約権を分割して相続することはできない。なお、新株予約権者が本新株予約権の行使期間の到来前に死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本件新株予約権を譲渡し、又は質権及び担保権の設定その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個あたりの目的となる株式数は200株であります。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により株式数を調整されるものとする。かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合(新設会社又は承継会社が本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権に代わるこれらの会社の新株予約権を交付する場合を除く。)、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の行使により交付する株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を合理的な範囲で行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数に乗じた金額とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行調整前株式数} \times \text{行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分に伴う調整を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当の条件等を助案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

- 2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 〔 2 〕 第 5 回新株予約権

決議年月日	2020年6月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社取締役 3 子会社従業員 46
新株予約権の数(個)	1,381 (注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 276,200 (注)1.3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,150 (注)2.3.
新株予約権の行使期間	2022年6月18日から2029年6月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,150 資本組入額 575 (注)3.
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者の地位又はこれに準じた地位にあることを要する。ただし、定年退職若しくは任期満了による役員退任又は当社が特に認めた場合はこの限りでない。 新株予約権者が本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合は、相続開始後一年間に限り、その相続人による本新株予約権の行使を認める。ただし、1個の新株予約権を分割して相続することはできない。なお、新株予約権者が本新株予約権の行使期間の到来前に死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本件新株予約権を譲渡し、又は質権及び担保権の設定その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個あたりの目的となる株式数は200株であります。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により株式数を調整されるものとする。かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合(新設会社又は承継会社が本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権に代わるこれらの会社の新株予約権を交付する場合を除く。)、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の行使により交付する株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を合理的な範囲で行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。  
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行調整前株式数} \times \text{行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分に伴う調整を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## [ 3 ] 第 6 回新株予約権

決議年月日	2021年10月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社取締役 7 子会社従業員 55
新株予約権の数(個)	2,009 (注) 1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 401,800 (注) 1 . 5 .
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,350 (注) 2 . 5 .
新株予約権の行使期間	2023年10月23日から2031年10月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,350 資本組入額 675 (注) 5 .
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社等の取締役、監査役、従業員の地位又はこれに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとする。 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権につき、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4 .

当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1 . 新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は200株であります。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2 . 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

### 3. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

### 4. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

（注）3. に準じて決定する。

### 5. 2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## [ 4 ] 第 7 回新株予約権

決議年月日	2021年10月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社従業員 1
新株予約権の数(個)	50 (注) 1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 10,000 (注) 1 . 5 .
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,350 (注) 2 . 5 .
新株予約権の行使期間	2023年10月23日から2031年10月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,350 資本組入額 675 (注) 5 .
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社等の取締役、監査役、従業員の地位又はこれに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとする。 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権につき、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4 .

当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1 . 新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は200株であります。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2 . 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。



$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

### 3. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

### 4. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

（注）3. に準じて決定する。

### 5. 2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## [ 5 ] 第 8 回新株予約権

決議年月日	2021年10月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 4
新株予約権の数(個)	250 (注) 1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 50,000 (注) 1 . 5 .
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,350 (注) 2 . 5 .
新株予約権の行使期間	2023年10月23日から2031年10月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,350 資本組入額 675 (注) 5 .
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社等の顧問、社外協力者の地位又はこれに準ずる地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとする。 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権につき、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4 .

当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1 . 新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は200株であります。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2 . 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

### 3. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

### 4. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

（注）3. に準じて決定する。

### 5. 2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## [ 6 ] 第9回新株予約権

決議年月日	2021年10月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1 子会社従業員 20
新株予約権の数(個)	289 (注) 1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 57,800 (注) 1 . 5 .
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,350 (注) 2 . 5 .
新株予約権の行使期間	2026年10月23日から2031年10月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,350 資本組入額 675 (注) 5 .
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社等の取締役、監査役、従業員の地位又はこれに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとする。 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権につき、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4 .

当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1 . 新株予約権1個あたりの目的となる株式数は200株であります。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2 . 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

### 3. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

### 4. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

（注）3. に準じて決定する。

### 5. 2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 〔 7 〕 第10回新株予約権

決議年月日	2021年10月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社取締役 2
新株予約権の数（個）	38 （注）1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 7,600 （注）1 . 5 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,350 （注）2 . 5 .
新株予約権の行使期間	2026年10月23日から2031年10月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,350 資本組入額 675 （注）5 .
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社等の取締役、監査役、従業員の地位又はこれに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとする。 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権につき、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4 .

当事業年度の末日（2024年6月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年8月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1 . 新株予約権1個あたりの目的となる株式数は200株であります。

当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2 . 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

### 3. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

### 4. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

（注）3. に準じて決定する。

### 5. 2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 〔 8 〕第11回新株予約権

決議年月日	2022年 5 月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社従業員 70
新株予約権の数（個）	702 （注）1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 140,400 （注）1 . 5 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,350 （注）2 . 5 .
新株予約権の行使期間	2024年 5 月21日から2032年 5 月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,350 資本組入額 675 （注）5 .
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社等の取締役、監査役、従業員の地位又はこれに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとする。 本新株予約権の行使は、1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権につき、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4 .

当事業年度の末日（2024年 6 月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年 8 月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1 . 新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は200株であります。

当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2 . 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。



$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

### 3. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

### 4. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

（注）3. に準じて決定する。

### 5. 2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## [ 9 ] 第12回新株予約権

決議年月日	2022年5月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社従業員 10
新株予約権の数(個)	70 (注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 14,000 (注)1.5.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,350 (注)2.5.
新株予約権の行使期間	2024年5月21日から2032年5月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,350 資本組入額 675 (注)5.
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社等の取締役、監査役、従業員の地位又はこれに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとする。 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権につき、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個あたりの目的となる株式数は200株であります。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

### 3. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

### 4. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

（注）3. に準じて決定する。

### 5. 2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## [ 10 ] 第13回新株予約権

決議年月日	2022年6月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社取締役 4 子会社従業員 29
新株予約権の数(個)	1,926 (注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 385,200 (注)1.5.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,350 (注)2.5.
新株予約権の行使期間	2024年6月21日から2032年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,350 資本組入額 675 (注)5.
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社等の取締役、監査役、従業員の地位又はこれに準ずる地位であることを要する。ただし、任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとする。 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権につき、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個あたりの目的となる株式数は200株であります。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

#### 4. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

（注）3. に準じて決定する。

5. 2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## [ 11 ] 第14回新株予約権

決議年月日	2022年6月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社従業員 1
新株予約権の数(個)	8 (注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,600 (注)1.5.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,350 (注)2.5.
新株予約権の行使期間	2024年6月21日から2032年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,350 資本組入額 675 (注)5.
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社等の取締役、監査役、従業員の地位又はこれに準ずる地位であることを要する。ただし、任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとする。 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権につき、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個あたりの目的となる株式数は200株であります。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

#### 4. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

（注）3. に準じて決定する。

#### 5. 2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## [ 12 ] 第15回新株予約権

決議年月日	2022年6月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社従業員 3
新株予約権の数(個)	21 (注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,200 (注)1.5.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,350 (注)2.5.
新株予約権の行使期間	2024年6月21日から2032年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,350 資本組入額 675 (注)5.
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社等の取締役、監査役、従業員の地位又はこれに準ずる地位であることを要する。ただし、任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとする。 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権につき、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個あたりの目的となる株式数は200株であります。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の取得事由



新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

#### 4. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

（注）3. に準じて決定する。

5. 2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## [ 13 ] 第16回新株予約権

決議年月日	2022年 6 月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 3 子会社取締役 2 子会社従業員 118
新株予約権の数（個）	2,448 （注）1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 489,600 （注）1 . 5 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,350 （注）2 . 5 .
新株予約権の行使期間	2027年 6 月21日から2032年 6 月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,350 資本組入額 675 （注）5 .
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社等の取締役、監査役、従業員の地位又はこれに準ずる地位であることを要する。ただし、任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとする。 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権につき、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4 .

当事業年度の末日（2024年 6 月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年 8 月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1 . 新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は200株であります。

当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2 . 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

### 3. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

### 4. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

（注）3. に準じて決定する。

### 5. 2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## [ 14 ] 第17回新株予約権

決議年月日	2022年6月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社取締役 2 子会社従業員 2
新株予約権の数(個)	82 (注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 16,400 (注)1.5.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,350 (注)2.5.
新株予約権の行使期間	2027年6月21日から2032年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,350 資本組入額 675 (注)5.
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社等の取締役、監査役、従業員の地位又はこれに準ずる地位であることを要する。ただし、任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとする。 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権につき、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個あたりの目的となる株式数は200株であります。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

#### 4. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

（注）3. に準じて決定する。

5. 2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## [ 15 ] 第18回新株予約権

決議年月日	2022年6月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社従業員 1
新株予約権の数(個)	5 (注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,000 (注)1.5.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,350 (注)2.5.
新株予約権の行使期間	2027年6月21日から2032年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,350 資本組入額 675 (注)5.
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社等の取締役、監査役、従業員の地位又はこれに準ずる地位であることを要する。ただし、任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとする。 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権につき、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個あたりの目的となる株式数は200株であります。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

## 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

### 3. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

### 4. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

（注）3. に準じて決定する。

### 5. 2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 「16」第19回新株予約権

決議年月日	2022年8月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 1
新株予約権の数(個)	100 (注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 20,000 (注)1.5.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,720 (注)2.5.
新株予約権の行使期間	2024年8月24日から2032年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,720 資本組入額 860 (注)5.
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社等の顧問、社外協力者の地位、又はこれに準じた地位であることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとする。 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権につき、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権1個あたりの目的となる株式数は200株であります。当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

## 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

## 3. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において



本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

#### 4. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

（注）3. に準じて決定する。

5. 2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

#### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### （3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2023年1月31日 (注)1	97,201,948	97,690,400	-	100	-	19,208
2024年3月19日 (注)2	21,200,000	118,890,400	16,938	17,038	16,938	36,147
2024年4月17日 (注)3	3,427,900	122,318,300	2,738	19,777	2,738	38,886

(注)1. 株式分割(1:200)によるものであります。

## 2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,700円

引受価額 1,598円

資本組入額 799円

## 3. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当価格 1,598円

資本組入額 799円

割当先 大和証券株式会社

## (5) 【所有者別状況】

2024年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	9	34	440	58	37	21,028	21,606	-
所有株式数 (単元)	-	17,815	14,332	866,226	155,635	2,912	166,082	1,223,002	18,100
所有株式数の割合(%)	-	1.46	1.17	70.83	12.73	0.24	13.58	100	-

(注) 自己株式370,900株は、「個人その他」に3,709単元を含めて記載しております。

## ( 6 ) 【大株主の状況】

2024年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社ティー・エイチ・シー	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目5 - 19 サンライフ第3ビル6F	66,000,000	54.12
株式会社Heroic investment	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目5 - 19 サンライフ第3ビル6F	9,374,200	7.69
GIC PRIVATE LIMITED-C (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	168 ROBINSON ROAD #37-01 CAPITAL TOWER SINGAPORE068912 (東京都千代田区丸の内二丁目7 - 1 決済事業部)	3,209,300	2.63
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社)	1585 Broadway New York, New York 10036, U.S.A. (東京都千代田区大手町一丁目9 - 7 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー)	2,518,191	2.06
永田 久男	福岡県宮若市	1,963,800	1.61
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE UKUC UCITS CLIENTS NON LENDING 10PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11 - 1)	1,636,200	1.34
株式会社PALTAC	大阪府大阪市中央区本町橋2 - 4 6	1,200,000	0.98
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋一丁目13 - 1)	1,037,550	0.85
サントリー株式会社	東京都港区台場二丁目3 - 3	1,000,000	0.82
三井物産流通グループ株式会社	東京都港区西新橋一丁目1 - 1	1,000,000	0.82
ヤマエ久野株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目13 - 34	1,000,000	0.82
計	-	89,939,241	73.75

## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2024年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 370,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 121,929,300	1,219,293	-
単元未満株式	普通株式 18,100	-	-
発行済株式総数	122,318,300	-	-
総株主の議決権	-	1,219,293	-

## 【自己株式等】

2024年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(株)トライアルホールディングス	福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号	370,900	-	370,900	0.30
計	-	370,900	-	370,900	0.30

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	370,900	-	370,900	-

## 3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと考えております。積極的な事業展開と経営基盤の強化を図ることにより、継続的に成長し、株主の皆様及びお客様をはじめとした全てのステークホルダーの期待に応えながら、安定的かつ継続的な配当を実施する方針であります。

剰余金の配当を行う場合、期末配当において年1回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としておりますが、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を、毎年12月31日を基準日として行うことができる旨を定款において定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき、1株当たり15円としております。

内部留保の用途につきましては、今後の事業展開に備えて、設備投資等に充当していくこととしております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2024年9月27日 定時株主総会決議	1,829	15.00

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、お客様の役に立つために、流通小売業界における『ムダ・ムラ・ムリ』をなくすことが、社会の課題解決につながると考えており、『世界の誰もが「豊かさ」を享受できる社会をつくる。』を当社グループのパーパスとしております。また、株主・投資家を含むステークホルダーの皆様と協働することが、企業としての持続的な成長と企業価値向上の実現につながると考えております。そのためには、コンプライアンスの徹底、経営の透明性の確保とともに、迅速な意思決定によるスピード経営の実現が重要であり、その仕組みを構築し、機能させることがコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方となります。この基本的な考え方に基づき、コーポレート・ガバナンスの継続的な進化と充実に取り組みます。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

#### a 企業統治体制の概要

当社は会社法上の機関として、株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。また機動的な業務執行を図るためマネジメントカンファレンスを設けております。さらにコーポレート・ガバナンスの充実にために、株主総会の充実、取締役会の一層の機能強化を図るとともに、各種諮問機関等を設けております。各機関の概要は以下のとおりです。

#### (a) 取締役会

取締役会は、代表取締役社長亀田晃一が議長を務め、「(2) 役員 の 状況」に記載されている全ての取締役で構成されており、毎月1回定期的に開催するほか必要に応じて臨時に開催しております。取締役会においては月次決算の報告及び会社法、取締役会規程に定められた事項に関する審議を行っております。業務執行の具体的内容や、その背景となる戦略検討及び重要事項の取組方針の審議が行われ、その結果に基づいて業務執行責任者が意思決定を行う仕組みとなっております。

#### (b) 監査役会

監査役は、毎月開催される取締役会等の重要な会議に出席することにより、各取締役の業務遂行状況を確認するとともに、業務遂行における経営上遵守すべき各法律においてコンプライアンスがなされているか適宜適切な意見を表明することで、牽制機能を果たしております。

監査役会は、常勤監査役上里剛志が議長を務め、「(2) 役員 の 状況」に記載の全ての監査役で構成されております。経営の透明性の向上と経営監視機能の強化を図るため、非常勤監査役2名を社外監査役としております。各監査役は経営全般、会計、企業法務等において専門的知見、経験等を有し、また、非常勤監査役2名を独立役員として選任することで、当社の経営・業務執行の意思決定につき、経営監視機能の客観性及び中立性は十分に確保できると判断し現状の体制を採用しております。

#### (c) 内部監査室

当社は事業部門から独立した内部監査室を設置しております。また連結子会社である㈱トライアルカンパニーも内部監査室を設置しており、合わせて10名で構成されております。㈱トライアルカンパニーの内部監査室は流通小売事業の小売店舗の監査を、当社の内部監査室は小売店舗を除いた当社及び子会社の監査を行っており、適時双方の内部監査室間で連携を行っております。それぞれの内部監査室は「内部監査規程」及び年間監査計画に基づき定期的に監査を実施しております。監査結果は代表取締役社長及び監査役会に報告するとともに、被監査部門に対する具体的な指導とフォローアップを行っております。

#### (d) 会計監査人

当社は、PwC Japan有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には特別な利害関係はありません。

#### (e) マネジメントカンファレンス

マネジメントカンファレンスは、代表取締役社長亀田晃一が議長を務め、常勤取締役3名及び常勤監査役1名を中心として構成されており、迅速かつ効率的な意思決定を行うことを目的として、全社的に影響を及ぼす経営上の重要事項の審議・検討のほか、業績の進捗状況の確認及び各種重要連絡事項の共有等を行うものとして、毎月1回開催しております。

#### (f) 指名・報酬諮問委員会

経営陣幹部・役員の名（後継者計画を含む）・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に任意の諮問機関として、独立社外取締役を過半数とし（常勤取締役1名（永田洋幸）、独立社外取締役2名（立本博文及び張相秀））、独立社外取締役張相秀を委員長とする指名・報酬諮問委員会を設置しております。経営陣幹部・役員を選解任及び報酬等は、同委員会に事前に諮問し、その答申を最大限尊重して取締役会で決定しております。

## (g) グループリスクコンプライアンス委員会

全社のリスク事象及びコンプライアンス事案の把握、重大なコンプライアンス事件・事故等の発生時における対応策等の検討など、リスク及びコンプライアンスに関する損失の最小化を目的として設置しており、取締役会又は管理掌事役員から意見を求められた場合のほか、原則として四半期に1回定例会議を開催しております。

## (h) 情報セキュリティ委員会

情報セキュリティに関する全社検討及びセキュリティ事件・事故等の発生時における対応策等の検討を目的として設置しており、原則として毎年4回定例会議を開催しております。

## (i) ハラスメント委員会

ハラスメント案件の未然防止、案件の適切な対応・再発防止策の策定等を行うことを目的として設置しており、原則として毎週1回開催しております。

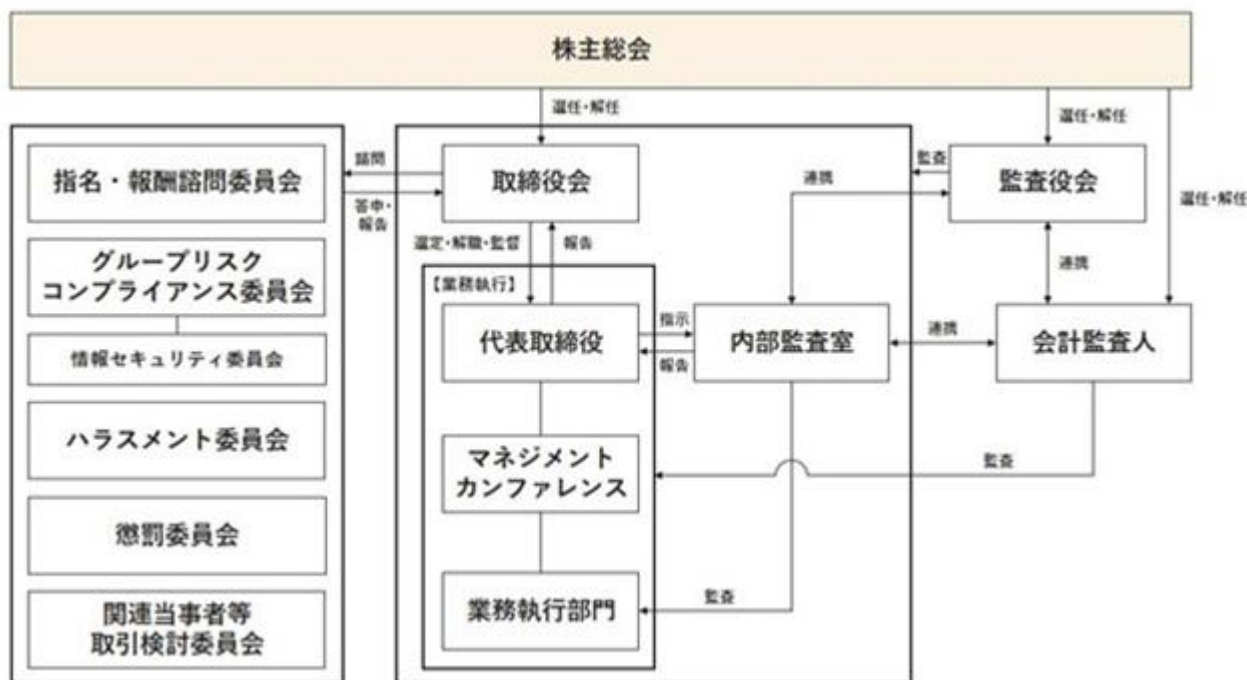
## (j) 懲罰委員会

従業員による不祥事等の発生に際し、その関係者等に対し懲戒処分を科すことの要否、及び処分の軽重に関する意思決定にあたり公正な取扱いを行うことを目的として設置しており、必要に応じ、委員長がこれを招集し適宜開催することとしております。

## (k) 関連当事者等取引検討委員会

関連当事者取引の事前把握並びに当該取引の必要性及び取引の妥当性を検証することを目的として設置しており、原則毎月1回開催しております。委員会はグループ管理部管掌役員を委員長とし、その他委員については取締役会の決議により選任された社外取締役又は監査役で構成することで、委員会の透明性を担保しています。

会社の機関・内部統制の関係は以下のとおりであります。



## b 企業統治の体制を採用する理由

当社は、経営体制の透明性を確保するとともに、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実・強化を図ることを目的として、2021年9月に監査役会設置会社に移行いたしました。取締役6名のうち、2名を社外取締役とすることにより、各専門分野における客観的な立場からの助言・提言を受けるとともに、取締役会の監督機能の強化を図っております。また、監査役3名のうち、2名を社外監査役とすることで経営監視機能の客観性、中立性を確保しております。これらに加え、社外取締役が過半数で構成される指名・報酬諮問委員会や、社内の取締役及び監査役を中心とした経営会議体「マネジメントカンファレンス」を設置することにより、経営の透明性を確保しつつ、迅速な意思決定によるスピード経営が実現できる体制を構築しております。

## 企業統治に関するその他の事項

### a 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムの適切な構築・運用が業務執行の公正性及び効率性を確保するのに重要な経営課題であるとの認識から、2022年1月21日開催の取締役会において内部統制システム構築に関する基本方針を定めており、2024年6月21日開催の取締役会において改定しております。

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ) 取締役は、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）が共有すべきルールや考え方を表した「TRIALの行動指針」を通じて、トライアルグループにおける企業倫理の確立並びにその遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。
- ロ) 取締役会は社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- ハ) 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ) 情報セキュリティについては、「情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティポリシー運用規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティマネジメントの実施体制を確立する。「情報セキュリティ委員会」で審議し、トライアルグループ全体で横断的に推進する。
- ロ) 取締役、執行役員及び使用人がその職務の執行をするにあたり必要とされる稟議書、株主総会議事録、取締役会議事録その他の文書を当社の社内規程に従い作成する。
- ハ) 作成した文書（電磁的情報を含む）は文書管理規程に従い、保存及び管理をする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、危険の未然防止及び危機発生時の被害最小化を目的としたグループリスクコンプライアンス委員会の設置及び「グループリスクコンプライアンス管理規程」を策定し、リスクの減少及び被害の低減に努める。また、リスク項目ごとに分科会を定め、当社グループ全体の損失の危険を管理することを通じて、ステークホルダーに対する安心・安全の提供及びブランド価値の毀損防止はもとより、企業価値の向上にも努める。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ) 取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役の執行状況については四半期に一回取締役会に報告する。
- ロ) 業務執行については、あらかじめ定められた「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「関係会社管理規程」により、それぞれの業務執行において必要となる権限を付与して経営責任を明確化する。
- ハ) 当社はグループの中期経営計画を定め、当社グループの全役職員に浸透を図るとともに、その実現に向け、事業分野別の目標数値を設定する。

#### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ) 当社は、「TRIALの行動指針」を制定・施行し、使用人一人ひとりがコンプライアンスの重要性を認識し、取引先・株主・従業員等のステークホルダーの要望に応えるため、法令等を遵守するよう徹底を図る。
- ロ) 代表取締役の直轄部署として内部監査室を設置し、内部監査を実施する。内部監査室監査により法令・定款及び社内規程に違反する事項が発見された場合、内部監査室は直ちに代表取締役社長に報告する。
- ハ) 使用人が法令・定款及び社内規程に違反する行為を発見した場合には、コンプライアンス推進者に通報できる社内体制を整備する。

#### 6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ) 取締役が、自己又は親会社、子会社、その他第三者のために当社と利益が実質的に相反する恐れのある取引を行う場合、取締役会でその取引内容の詳細について審議したうえ、取締役会で承認を得てから実施をする。
- ロ) 当社の役員や主要株主など関連当事者と取引を行う場合は、「関連当事者等取引管理規程」に則り、関連当事者等取引検討委員会でのその取引内容の詳細について審議したうえ、取締役会で承認を得てから担当部門は取引を実施する。なお、年1回各関連当事者等との年間取引実績の報告を行い、取引の合理性・相当性の精査を行う。取引に関する取締役会決議を行う場合は、当該取引に利害関係を有する取締役を特別利害関係人として除外したうえで決議するなどして、手続きの公正性を確保する。
- ハ) 内部監査室は、当社グループの業務の適正性について監査を行う。ただし、内部監査部門を有する子会社については、当該部門と連携して行う。



7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに補助使用人の当社取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ) 専属の使用人は設置せず、監査役は内部監査室長と協議のうえ、内部監査室所属のスタッフに監査業務に必要な事項を命令できるものとする。
  - ロ) 前項によって指名されたスタッフへの指揮命令権は監査役に移譲されたものとし、取締役、内部監査室等からの指揮命令は受けないものとする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
  - ロ) 監査役は、取締役会、グループリスクコンプライアンス委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
  - ハ) 当社は、子会社の取締役、執行役員及び使用人が、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行うよう指導する。
  - ニ) 使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告できるものとする。
9. 監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 「内部通報規程」において、上記により監査役に対して報告を行った者に対する不利益取扱いを禁止する旨明記し、十分周知する。
10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認のうえ、速やかに当該費用又は債務を処理する。
11. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- イ) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
  - ロ) 監査役は月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
  - ハ) 内部監査室は、監査役との間で、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図る。
  - ニ) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を独自に起用することができる。
- b. リスク管理体制の整備の状況
- リスク管理体制につきましては、リスクを未然に予防することを含め、各業務部門における業務・経営・市場・信用等のあらゆる面のリスクを捉え、自然災害から人為的なリスク、社内外でのリスク等を正確に把握、分析、対処していく体系的なリスク管理体制の整備に取り組んでおります。
- また、グループリスクコンプライアンス委員会においてコンプライアンス体制の遵守状況に対する確認を四半期に1回定期的に開催し、各業務部門における法令遵守及びリーガルリスク回避の徹底を図り、取締役会に報告しております。
- c. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 当社は、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる反社会的勢力とは一切関わらないという方針のもと、「TRIALの行動指針」及び「反社会的勢力対策規程」を当企業集団の役員・従業員へ周知・徹底し、反社会的勢力との関係排除に向け、当企業集団全体での企業倫理の浸透に取り組んでおります。
- 社内体制としては、民事介入暴力に関わるトラブルに対してはグループ管理部長を総括責任者として対応する体制をとっております。また、各部門に取引先と反社会的勢力の排除に関する条項を盛り込んだ契約書を締結することを指示し実行しております。また、反社会的勢力からの圧力に対抗するため、警察署や企業防衛対策協議会等の外部の専門機関との連携関係も構築しております。

#### 取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨を定款に定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

## 取締役及び監査役の責任限定契約の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）2名、常勤監査役1名及び社外監査役2名と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額とし、また、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限りです。これは、職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できるようにするためです。

## 取締役会で決議できる株主総会決議事項

## a 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元ができるよう、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

## b 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

## c 自己株式の取得

当社は、株主への機動的な利益還元ができるよう、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

## 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定による株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## 取締役会、指名・報酬諮問委員会の活動状況

当事業年度において取締役会を30回、指名・報酬諮問委員会を9回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	取締役会	指名・報酬諮問委員会
代表取締役会長	永田 久男	30回	-
代表取締役社長	亀田 晃一	30回	-
取締役	石橋 亮太	30回	-
取締役	永田 洋幸	30回	9回
取締役	立本 博文	30回	9回
取締役	張 相秀	30回	9回
常勤監査役	上里 剛志	30回	-
監査役	橋本 道成	30回	-
監査役	薄鍋 大輔	30回	-

取締役会は、原則として毎月1回開催するほか必要に応じて機動的に臨時に開催しております。取締役会における主な審議・決定事項は、株主総会に関する事項、財務に関する事項、株式に関する事項、取締役に関する事項、組織及び人事に関する事項、経営一般及び業務執行に関する事項等であります。

指名・報酬諮問委員会は、原則として毎年1回以上定例的に開催するほか必要に応じて臨時に開催しております。具体的な検討内容は、取締役等の指名に関する事項、取締役等の報酬に関する事項等であります。

## (2) 【役員の状況】

## イ) 役員一覧

男性9名 女性 - 名 ( 役員のうち女性の比率 - % )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	永田 久男	1956年5月24日生	1975年4月 あさひ屋入社 1981年7月 株式会社あさひ屋(現 株式会社ト ライアルカンパニー)代表取締役社 長就任 2012年6月 株式会社トライアルカンパニー代表 取締役会長就任 2015年9月 当社代表取締役会長就任(現任)	(注) 5	2,293,800 (注)7
代表取締役 社長	亀田 晃一	1964年3月22日生	1987年4月 株式会社富士銀行(現 株式会社み ずほ銀行)入行 2008年5月 株式会社トライアルカンパニー入社 2008年6月 同社取締役就任 2009年4月 同社専務取締役就任 経営戦略本部 長 2012年6月 同社取締役副社長就任 2015年9月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注) 5	345,600
取締役	石橋 亮太	1972年11月15日生	1999年1月 株式会社ティーアールイー入社 1999年7月 株式会社トライアルカンパニー転籍 2004年8月 烟台創迹軟件有限公司董事長 2011年8月 株式会社トライアルカンパニー販売 本部小型フォーマット事業部長 2015年6月 同社取締役就任 商品本部TCM統 括 2016年12月 同社取締役副社長就任 2018年6月 同社代表取締役社長就任(現任) 当社取締役就任(現任)	(注) 5	154,000
取締役	永田 洋幸	1982年4月2日生	2009年8月 株式会社トライアルカンパニー入社 2012年5月 Trial Retail Engineering, inc. 経 営企画部長 2018年11月 株式会社Retail AI代表取締役CEO就 任(現任) 2020年9月 当社取締役就任(現任) 2021年10月 当社カンパニーコミュニケーション 部長	(注) 5	64,154,200 (注)8
取締役	立本 博文	1974年6月4日生	2002年10月 東京大学先端科学技術研究センター 助手 2004年4月 東京大学経済学部ものづくり経営研 究センター助教 2009年4月 兵庫県立大学経営学部准教授 2010年9月 MIT客員研究員(Sloan school of management) 2012年10月 筑波大学ビジネスサイエンス系准教 授 2016年4月 筑波大学ビジネスサイエンス系教授 (現任) 2019年1月 株式会社Retail AI社外取締役就任 (現任) 2020年9月 当社取締役就任(現任)	(注) 5	-
取締役	張 相秀	1955年1月18日生	1981年6月 韓国産業経済研究院入職 1991年6月 サムスン経済研究所入所 2013年4月 亜細亜大学経営学部特任教授 2016年4月 亜細亜大学都市創造学部専任教授 2022年9月 当社取締役就任(現任)	(注) 5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	上里 剛志	1972年4月7日生	1996年4月 株式会社福岡銀行入行 2018年12月 株式会社トライアル・シェアード サービス入社 財務経理本部財務部 副部長 2019年3月 株式会社トライアル開発 執行役員 副社長 2020年3月 当社グループ経営戦略部経営戦略室 副室長 2021年6月 当社常勤監査役就任(現任) 株式会社トライアルカンパニー監査 役就任(現任) 株式会社Retail AI監査役就任(現 任)	(注) 6	-
監査役	橋本 道成	1978年4月2日生	2006年11月 最高裁判所司法研修所入所 2007年12月 弁護士登録 弁護士法人北浜法律事務所入所 2017年1月 如水法律事務所(現 弁護士法人如 水法律事務所)設立 代表(現任) 2020年6月 当社監査役就任(現任) 2020年11月 株式会社SENTAN Pharma社外取締役 (現任) 2020年12月 ニッポンインシュア株式会社社外監 査役(現任) 2021年5月 株式会社キャム社外監査役(現任) 2021年8月 株式会社QPS研究所社外取締役(監 査等委員、現任)	(注) 6	-
監査役	薄鍋 大輔	1977年2月23日生	2008年12月 仰星監査法人入所 2012年9月 公認会計士登録 2015年6月 薄鍋公認会計士事務所設立 (現 任) 2015年11月 税理士登録 薄鍋大輔税理士事務所設立 2021年9月 当社監査役就任(現任) 2022年8月 木原税理士法人所属税理士 2024年8月 木原税理士法人社員税理士(現任)	(注) 6	-
計					66,947,600

(注) 1. 取締役 立本博文は、社外取締役であります。

2. 取締役 張相秀は、社外取締役であります。

3. 監査役 橋本道成は、社外監査役であります。

4. 監査役 薄鍋大輔は、社外監査役であります。

5. 2024年1月4日開催の臨時株主総会での選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで

6. 2024年1月4日開催の臨時株主総会での選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで

7. 代表取締役会長 永田久男の所有株式数は、同氏と取締役 永田洋幸の資産管理会社である株式会社ティー・エイチ・シーが保有する株式数を含んでおります。

8. 取締役 永田洋幸の所有する株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社Heroic investmentが保有する株式と同氏と代表取締役会長 永田久男の資産管理会社である株式会社ティー・エイチ・シーが保有する株式数を含んでおります。

9. 取締役 永田洋幸は、代表取締役会長 永田久男の長男であります。

10. 当社では、迅速な意思決定と業務執行を可能とすることを目的に、執行役員制度を導入しております。執行役員は5名で、執行役員副社長 古橋恵司、執行役員グループシステム部長 春本徹、執行役員広報部長 野田大輔、執行役員グループ人事部長 高橋宏侍及び執行役員グループ経営財務部長 桐島一寿で構成されております。

ロ) 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外取締役立本博文氏は企業のオープン標準戦略やプラットフォーム戦略、経営学等の分野で長年研究を重ねており、専門性の高い知見と研究実績を有しております。これらにより、当社の経営に対する有益な助言・提言をいただくと判断し、社外取締役として選任しております。なお、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。

社外取締役張相秀氏は、長年サムスン経済研究所にてサムスングループの人事制度の設計の責任者として活躍し、グローバルな人事組織に関する高い見識を有しており、当社の業務執行に対する有益な意見をいただくと判断し、社外取締役として選任しております。なお、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。

社外監査役橋本道成氏は、弁護士として企業法務やコンプライアンスに精通していることから、法律的側面からの助言及び意見等を期待できると判断し、社外監査役として選任しております。なお、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。

社外監査役薄鍋大輔氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、企業会計及び税務に関する知見を活かし有益な発言が期待できると判断し、社外監査役として選任しております。なお、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。

< 社外役員の独立性判断基準 >

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、社外役員の独立性に関する基準を以下のとおり定めております。

社外役員及び社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断しております。

1. 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者  
「当社グループを主要な取引先とする者」とは、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社又はその子会社から受けた者をいう。
2. 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者  
「当社グループの主要な取引先」とは、当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者をいう。
3. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）  
「多額の金銭その他の財産」とは、個人の場合は、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益をいう。法人、組合等の団体の場合は、過去3事業年度の平均で、その者の年間連結売上高の2%以上の支払いをいう。
4. 最近において上記「1」、「2」又は「3」に掲げる者に該当していた者  
「最近」とは、1年以内をいう。
5. 就任の前10年以内のいずれかの時において、次の から までのいずれかに該当していた者  
当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役  
当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）  
当社の兄弟会社の業務執行者
6. 次の から までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者  
上記「1」から「5」までに掲げる者  
当社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）  
（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）  
当社の子会社の業務執行者  
当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）  
当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役  
当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）  
当社の兄弟会社の業務執行者  
最近において前 ~ 又は上場会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者  
「重要でない者」とは、役員・部長クラス以外の者をいう。「近親者」とは、二親等内の親族をいう。

7. 当社グループの主要な借入先又はその業務執行者  
「当社グループの主要な借入先」とは、当社グループに対して、当社の直近事業年度における連結総資産の2%を超える額の融資を行っている者をいう。
  8. 当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者をいう。）  
「当社の主要株主」とは、当社の総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。
  9. 当社グループが主要株主である会社の業務執行者  
「当社グループが主要株主である会社」とは、当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している会社をいう。
  10. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者
  11. 当社が多額の寄付を行っている先又はその業務執行者  
「多額」とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額をいう。
- 八) 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係
- 当社は、常勤監査役が会計監査人及び内部監査室と定期的に連携をとっており、社外取締役は、常勤監査役を含めた監査役と定期的に情報交換の場を持つことで、会計監査、内部監査及び監査役監査の活動状況及び監査結果の報告を受けて、必要に応じて意見を述べるなどの連携を図っております。
- 社外監査役は、監査役会へ出席し、会計監査人及び内部監査室と監査に関する打ち合わせ等を行い相互の連携を図っております。また、取締役会への出席並びに各取締役及び執行役員等との意見交換等の機会を通じて取締役の職務の執行状況を把握するとともに、監査役会において又は常勤監査役を通じて、決算・財務報告プロセスの適正確保の状況並びにリスク・コンプライアンス管理及び子会社統制等内部統制システムの整備・運用について報告を求めるなど、内部統制部門との連携を図っております。

## (3) 【監査の状況】

## 監査役監査の状況

監査役は取締役会に出席して、取締役の業務執行状況を監視しております。常勤監査役は、当初の監査方針及び監査計画に基づいて監査を行い、監査結果を代表取締役に通知するとともに、非常勤の社外監査役2名にも説明を行い、意見交換を十分に行い、監査業務を遂行しております。非常勤監査役の2名はそれぞれ弁護士及び公認会計士等として豊富な実務経験と専門的知識を有しております。

当社は、2021年9月に設置した監査役会を原則として月1回開催し、必要に応じて随時開催することとしております。当事業年度において、当社は監査役会を合計17回開催しており、個々の監査役の出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
上里 剛志	17回	17回
橋本 道成	17回	17回
薄鍋 大輔	17回	17回

監査役会においては、主に、監査役会で策定した監査方針及び監査計画に基づき、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会及び従業員からその職務の執行に関する説明を受け、重要な書類等を閲覧しております。また、監査役会では、決議事項の他に、常勤監査役が出席する子会社の取締役会等の会議体の内容、常勤監査役が行う取締役の業務執行状況の聴取及び重要な書類等の閲覧結果の報告等を行っており、当社グループの業務全般についても、常勤監査役を中心とした計画的且つ網羅的な監査を実施しております。

また、内部監査人及び会計監査人とお互いの適正な監査の遂行のために連携を図ることで、効果的に監査を実施しております。

## 内部監査の状況

当社の内部監査は、社長直轄の内部監査室を設置しており、連結子会社である(株)トライアルカンパニーの内部監査室と合わせて10名が担当しております。内部監査に当たっては、年間計画に基づいて全ての事業所と本社部門を対象に業務全般に亘って監査を行い、監査結果は書面により社長に報告され、併せて常勤監査役にも原則として月に1回情報共有をし、必要に応じて取締役会への報告も行っております。被監査部門に対しては監査結果に基づく改善指示を行い、改善状況を遅滞なく報告させて確認を行っております。また、常勤監査役と監査課題等について適宜情報共有を図っております。

## 会計監査の状況

## a. 監査法人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

## b. 継続監査期間

6年

## c. 業務を執行した公認会計士

公認会計士 山本 剛

公認会計士 若山 聡満

公認会計士 森本 健太郎

## d. 監査業務に係る補助者の構成

会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士5名、その他15名であります。

## e. 監査法人の選定方針と理由

当社が会計監査人を選定するにあたっては、会計監査人から、判断に必要な資料を入手しかつ説明を受け、会計監査人の監査計画、品質管理体制、適格性、独立性、信頼性及び報酬等を含めた職務執行状況を総合的に勘案の上、選解任や不再任の可否等について判断しております。

## f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役は監査法人の評価を行っており、同監査法人について、会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生はなく、適正な監査の遂行が可能であると評価しております。

## 監査報酬の内容等

## a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	48	89	50	63
連結子会社	54	-	56	-
計	103	89	106	63

当社における非監査業務の内容は、PwC Japan有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務等についての対価を支払っております。

## b. 監査公認会計士等との同一ネットワーク(PwC税理士法人)に対する報酬(a.を除く。)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	24	-	28
連結子会社	-	-	-	-
計	-	24	-	28

当社における非監査業務の内容は、税務に係るアドバイザリー業務であります。

## c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

## d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等と協議の上、当社の事業規模・業務内容の特性から、監査日数・要員数等を総合的に勘案して決定しております。

## e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

## (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役の報酬決定における審議プロセスの透明性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に任意の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置しております。当社の役員報酬等の決定方針については、同委員会に事前に諮問し、その答申を最大限尊重して、取締役会で決定しております。当社の役員報酬等の決定方針は以下のとおりであります。

## 1. 基本方針

当社取締役が、持続的な成長の実現に努め、株主の皆様と利益意識を共有して企業価値の向上を図ることができるよう、取締役の報酬等は中長期的な展望を持って挑戦を続けることを奨励するとともに、業績目標に対する意識を高め、企業価値向上への貢献を促すことができる内容とする。

取締役(社外取締役を除く。)の報酬等は、固定報酬である「基本報酬」(金銭報酬)、短期インセンティブとしての「業績連動報酬等」(金銭報酬)及び中長期インセンティブとしての「株式報酬」による構成とする。社外取締役及び監査役については、その職務に鑑み、原則「基本報酬」(金銭報酬)のみとする。

## 2. 基本報酬

基本報酬は月次の固定報酬とし、事業規模、職責、従業員に対する処遇との整合性等を勘案した上で、他社水準も参考にして適切な水準となるように設定する。

## 3. 業績連動報酬等(賞与)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績指標の目標数値への達成度を反映させることを基本に、企業価値向上に対する個人別の貢献度、事業環境の変化等を査定・評価した上で額を算定し、賞与として事業年度終了後に一括支給する。



#### 4．株式報酬

株主の皆様との価値共有、中長期的な業績目標の達成・企業価値向上への貢献意欲を高めること等を目的として、取締役（社外取締役を除く。）の職責その他諸般の事情を勘案し支給する。

株式報酬は、業績条件型譲渡制限付株式報酬とする。支給する株式に一定の期間譲渡制限を設け、取締役（社外取締役を除く。）が、当社の取締役会が定める役務提供期間中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったこと、及び、当社取締役会が定める期間中の業績目標等（利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標、売上高の状況を示す指標その他当社の経営方針を踏まえた指標等）を達成したことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。なお、譲渡制限が解除されなかった株式は、当社が無償取得する。

#### 5．報酬構成の割合

取締役（社外取締役を除く。）の報酬構成の割合は、当社の事業特性やその時々々の経営課題、事業環境を踏まえて妥当性を判断する。

業績連動報酬等（目標達成時）及び株式報酬（目標達成時）は、その目的に鑑み、一律で支給・付与するものではなく、あくまでも目標達成時において支給・付与するものとする。

#### 6．報酬等の決定方法

取締役の個人別の報酬等の額については、株主総会で承認を得た範囲内で、指名・報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会に諮り決定する。

監査役の報酬については、株主総会で承認を得た範囲内で、監査役の協議により決定する。

#### 役員の報酬等に関する株主総会決議

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2016年6月17日であり、基本報酬については年額500百万円以内と決議しております。決議時点の取締役の員数は5名であります。また、業績条件型譲渡制限付株式に関する報酬額は、当該報酬枠の年額500百万円の枠内で、年額100百万円以内、業績条件型譲渡制限付株式報酬制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間40,000株（ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものとする。）を上限とすることを決議いただいております。当該定時株主総会最終時点で対象となる取締役（社外取締役を除く。）の員数は、4名であります。

監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2016年6月17日であり、年額30百万円以内と決議しております。決議時点の監査役の員数は1名であります。

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会であり、個々の役員の職責や貢献、会社の業績等を勘案して決定しております。当事業年度におきましても、個々の役員の職責や貢献、会社の業績等を勘案して報酬を決定しております。

## 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	105	105	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く)	11	11	-	-	1
社外役員	21	21	-	-	4

## 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの  
該当事項はありません。

## (5) 【株式の保有状況】

## 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、当該投資株式を専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する場合を純投資目的、それ以外の目的で当該投資株式を保有する場合を純投資目的以外の目的として区分しております。

## 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

当社は、当社グループの政策保有株式に関する方針を以下のとおり定めております。

## ) 政策保有株式の縮減に関する方針・考え方

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、当該株式の保有が安定的な取引関係の構築や業務提携関係等の維持・強化につながり、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合に保有し、この目的に合致しない保有株式については縮減する方針としております。

## ) 政策保有株式における保有の適否の検証

上記方針に則り、取締役会は毎年、すべての政策保有株式について個別銘柄ごとに、現在の取引状況や今後のビジネスの可能性、財政状態及び経営成績等を確認した上で、当該株式の保有の適否を検証します。

## (株)トライアルカンパニーにおける株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)である(株)トライアルカンパニーについては以下のとおりであります。

## a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

「 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」に記載のとおりであります。

## ロ) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	5	785

## (当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

## (当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却価 額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	1	2

## 八) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

## 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)		
(株)PALTAC	176,300	176,300	主に流通小売セグメントにおける生活用品等の仕入取引関係の維持・強化のため (注)	有
	772	841		
アサヒグループホールディングス(株)	1,300	1,300	主に流通小売セグメントにおける酒類・飲料等の仕入取引関係の維持・強化のため (注)	無
	7	7		
協和キリン(株)	1,000	1,000	主に流通小売セグメントにおける医薬品等の仕入取引関係の維持・強化のため (注)	無
	2	2		
キリンホールディングス(株)	1,140	1,140	主に流通小売セグメントにおける酒類・飲料等の仕入取引関係の維持・強化のため (注)	無
	2	2		
サッポロホールディングス(株)	200	200	主に流通小売セグメントにおける酒類・飲料等の仕入取引関係の維持・強化のため (注)	無
	1	0		

(注) 定量的な保有効果の算定は困難ではありますが、保有の合理性については、個別銘柄ごとに、現在の取引状況や今後のビジネスの可能性、財政状態及び経営成績等を確認した上で、当該株式の保有の適否を検証しております。

## みなし保有株式

該当事項はありません。

## b. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

## c. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

## d. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

提出会社における株式の保有状況

提出会社については、以下のとおりです。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

「 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」に記載のとおりであります。

ロ) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	4
非上場株式以外の株式	1	637

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)  
該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)  
該当事項はありません。

ハ) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報  
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)		
フクシマガリレイ(株)	95,800	95,800	スマートストア化に向けた取引関係の維持・強化のため (注)	有
	637	512		

(注) 定量的な保有効果の算定は困難であります。保有の合理性については、個別銘柄ごとに、現在の取引状況や今後のビジネスの可能性、財政状態及び経営成績等を確認した上で、当該株式の保有の適否を検証しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

b. 保有目的が純投資目的である投資株式  
該当事項はありません。

c. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの  
該当事項はありません。

d. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの  
該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。  
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2023年7月1日から2024年6月30日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2023年7月1日から2024年6月30日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、各種団体の主催するセミナー等に参加しております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	23,898	91,947
売掛金	974	1,170
棚卸資産	<sup>1</sup> 46,388	<sup>1</sup> 46,440
その他	10,854	12,743
貸倒引当金	1	0
流動資産合計	82,114	152,300
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	110,980	120,310
減価償却累計額	40,779	46,539
建物及び構築物(純額)	<sup>3</sup> 70,201	<sup>3</sup> 73,771
機械装置及び運搬具	13,113	15,143
減価償却累計額	8,085	8,993
機械装置及び運搬具(純額)	5,028	6,150
土地	<sup>3</sup> 18,160	<sup>3</sup> 21,474
建設仮勘定	786	2,416
その他	33,614	38,208
減価償却累計額	24,791	28,324
その他(純額)	8,823	9,883
有形固定資産合計	102,999	113,694
無形固定資産		
その他	2,682	1,879
無形固定資産合計	2,682	1,879
投資その他の資産		
投資有価証券	<sup>2, 3</sup> 4,660	<sup>2, 3</sup> 5,777
繰延税金資産	1,917	2,880
建設協力金	1,486	1,747
敷金及び保証金	4,621	5,282
その他	156	64
投資その他の資産合計	12,842	15,752
固定資産合計	118,524	131,327
資産合計	200,639	283,627

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	3 71,852	3 101,838
1年内返済予定の長期借入金	3 4,426	3 3,949
未払金	8,162	7,449
未払法人税等	2,781	5,370
未払消費税等	494	2,927
契約負債	9,413	9,644
賞与引当金	468	732
ポイント引当金	599	723
その他	9,466	10,374
流動負債合計	107,666	143,010
<b>固定負債</b>		
長期借入金	3 15,164	3 12,195
資産除去債務	8,011	8,466
その他	1,776	1,767
固定負債合計	24,952	22,429
負債合計	132,618	165,440
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	100	19,777
資本剰余金	3,568	23,242
利益剰余金	61,778	71,952
自己株式	529	529
株主資本合計	64,917	114,443
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	550	711
繰延ヘッジ損益	8	10
為替換算調整勘定	408	517
その他の包括利益累計額合計	968	1,240
非支配株主持分	2,134	2,503
純資産合計	68,020	118,187
負債純資産合計	200,639	283,627

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2022年7月1日 至2023年6月30日)	当連結会計年度 (自2023年7月1日 至2024年6月30日)
売上高	1 653,112	1 717,948
売上原価	2 527,841	2 575,596
売上総利益	125,271	142,352
その他の営業収入	2,366	2,493
営業総利益	127,637	144,846
販売費及び一般管理費	3, 4 113,673	3, 4 125,684
営業利益	13,964	19,161
営業外収益		
受取利息及び配当金	28	39
持分法による投資利益	374	533
助成金収入	125	245
工事負担金等受入額	-	138
その他	264	395
営業外収益合計	792	1,351
営業外費用		
支払利息	113	88
為替差損	111	90
固定資産除却損	30	430
その他	144	113
営業外費用合計	398	723
経常利益	14,358	19,789
特別損失		
減損損失	5 291	5 1,096
特別損失合計	291	1,096
税金等調整前当期純利益	14,067	18,693
法人税、住民税及び事業税	5,500	7,787
法人税等調整額	94	932
法人税等合計	5,594	6,855
当期純利益	8,472	11,837
非支配株主に帰属する当期純利益	387	398
親会社株主に帰属する当期純利益	8,084	11,439



## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2022年7月1日 至2023年6月30日)	当連結会計年度 (自2023年7月1日 至2024年6月30日)
当期純利益	8,472	11,837
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	196	89
為替換算調整勘定	16	87
持分法適用会社に対する持分相当額	20	94
その他の包括利益合計	200	272
包括利益	8,673	12,110
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	8,285	11,711
非支配株主に係る包括利益	387	398

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自2022年7月1日 至2023年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100	3,568	53,693	169	57,192
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			8,084		8,084
自己株式の取得				359	359
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	8,084	359	7,724
当期末残高	100	3,568	61,778	529	64,917

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	352	4	410	767	1,746	59,707
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益						8,084
自己株式の取得						359
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	197	4	2	200	387	588
当期変動額合計	197	4	2	200	387	8,313
当期末残高	550	8	408	968	2,134	68,020

当連結会計年度（自2023年7月1日 至2024年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100	3,568	61,778	529	64,917
当期変動額					
新株の発行	19,677	19,677			39,355
剰余金の配当			1,265		1,265
親会社株主に帰属する当期純利益			11,439		11,439
連結子会社株式の取得による持分の増減		3			3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	19,677	19,674	10,174	-	49,526
当期末残高	19,777	23,242	71,952	529	114,443

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	550	8	408	968	2,134	68,020
当期変動額						
新株の発行						39,355
剰余金の配当						1,265
親会社株主に帰属する当期純利益						11,439
連結子会社株式の取得による持分の増減						3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	161	1	108	272	368	640
当期変動額合計	161	1	108	272	368	50,166
当期末残高	711	10	517	1,240	2,503	118,187

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2022年7月1日 至2023年6月30日)	当連結会計年度 (自2023年7月1日 至2024年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	14,067	18,693
減価償却費	10,849	11,925
減損損失	291	1,096
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	0
ポイント引当金の増減額(は減少)	132	123
賞与引当金の増減額(は減少)	1	256
受取利息及び受取配当金	28	39
支払利息	113	88
持分法による投資損益(は益)	374	533
売上債権の増減額(は増加)	35	143
棚卸資産の増減額(は増加)	6,111	12
仕入債務の増減額(は減少)	5,582	30,560
その他	1,071	2,699
小計	23,487	64,714
利息及び配当金の受取額	28	39
利息の支払額	114	86
法人税等の支払額	5,007	5,508
法人税等の還付額	52	339
営業活動によるキャッシュ・フロー	18,445	59,497
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	15,897	22,601
有形固定資産の売却による収入	224	66
有形固定資産の売却に係る手付金収入	-	50
無形固定資産の取得による支出	847	52
投資有価証券の取得による支出	16	428
投資有価証券の売却による収入	-	170
貸付金の回収による収入	0	0
建設協力金の支払による支出	409	390
建設協力金の回収による収入	309	129
敷金及び保証金の差入による支出	295	1,321
敷金及び保証金の返還による収入	167	706
事業譲受による支出	-	618
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	2 1,559
その他	0	158
投資活動によるキャッシュ・フロー	16,765	26,005
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入れによる収入	-	900
長期借入金の返済による支出	4,756	4,435
リース債務の返済による支出	76	17
自己株式の取得による支出	359	-
株式の発行による収入	-	39,355
配当金の支払額	-	1,265
非支配株主への配当金の支払額	-	30
その他	-	3
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,192	34,503
現金及び現金同等物に係る換算差額	21	54
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,533	68,048
現金及び現金同等物の期首残高	27,432	23,898
現金及び現金同等物の期末残高	1 23,898	1 91,947

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 24社

連結子会社の名称

(株)トライアルカンパニー

(株)トライアルストアーズ

(株)明治屋

(株)SU-PAY

(株)トライアル・インシュアランス・サービス

(株)トライアル開発

(株)河村佐藤デザイン

(株)トライアルカーズ

(株)Le Petit Nicois

(株)トライアル・シェアードサービス

(株)トライアルベネフィット

(株)MLS

(株)Retail AI

煙台創迹軟件有限公司

上海翔迹企業管理有限公司

(株)トライアルリアルエステート

(株)heri resort

(株)Fieldman

(株)トライアルゴルフ&リゾート

(株)白鳥ロジスティックシステム

(株)トライアルチャレンジド

(株)青森トライアル

(株)ティージャーアール大分

(株)ティージャーアール阿蘇

なお、当連結会計年度において、連結子会社である(株)ティー・エル・エスは2023年10月1日付で(株)MLSに社名変更しており、(株)Retail AIは2023年10月1日付で(株)Retail AIを存続会社として、(株)Retail AI X、(株)Retail AI Engineering、(株)Retail SHIFTを消滅会社とする吸収合併をしております。

また、当連結会計年度より新たに設立した(株)トライアルチャレンジドと(株)青森トライアルを連結の範囲に含めております。

さらに、連結子会社である(株)トライアルリアルエステートは、2024年2月1日付でTGR大分(株)及びTGR阿蘇(株)の株式を取得し、同日にTGR大分(株)は(株)ティージャーアール大分に、TGR阿蘇(株)は(株)ティージャーアール阿蘇に社名変更しております。

加えて、当社は2024年6月30日付で当社を存続会社として、(株)サンリアルエステートを消滅会社とする吸収合併をしております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 3社

持分法適用会社の名称

Trial.Korea Co.,Ltd.

(株)ムロオ

(株)SalesPlus

(2) 持分法を適用していない関連会社

該当事項はありません。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
煙台創迹軟件有限公司	12月31日
上海翔迹企業管理有限公司	12月31日

連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

なお、(株)Retail AIは当連結会計年度より決算日を12月31日から6月30日に変更しております。

## 4. 会計方針に関する事項

## (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

## イ 有価証券

## その他有価証券

## 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

## 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

## ロ 棚卸資産

## 商品

売価還元法による原価法、ただし物流センター在庫については総平均法による原価法、生鮮品については最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によって算定）

## 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によって算定）

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

## イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2～50年
機械装置及び運搬具	2～17年
その他	2～20年

## ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

## ハ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

## イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## ロ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

## ハ ポイント引当金

売上時以外に付与したポイントに関しては、顧客に付与されるポイントの使用による費用発生に備えるため、使用実績率等に基づき利用されると見込まれるポイントに対しポイント引当金を計上しております。

## (4) 重要な収益及び費用の計上基準

## イ 商品の販売に係る収益認識

当社グループの顧客との契約から生じる収益は、主に流通小売事業における商品の販売であります。商品の販売については、商品を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡時点において収益を認識しております。

## ロ 自社ポイント制度に係る収益認識

当社グループは、トライアルプリペイドカード会員に対して売上時に付与したポイントを履行義務として識別し、取引価格から将来顧客により行使されると見込まれる金額を控除しており、ポイントの使用時及び失効時に収益を認識しております。

## (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、在外連結子会社の仮決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

## (6) 重要なヘッジ会計の方法

## イ ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

## ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金利息

## ハ ヘッジ方針

デリバティブ管理細則に基づき、金利変動リスクを一定範囲内でヘッジしております。

## ニ ヘッジ有効性評価の方法

原則として、ヘッジ手段と元本、利息の受払条件、時期等の条件が同一の取引を締結することにより有効性は保証されております。なお、特例処理によっている金利スワップは、有効性の評価を省略しております。

## (7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、主として5年間の定額法により償却しておりますが、金額が僅少な場合は、発生時に一括償却しております。

## (8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

## (重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

## 1. 固定資産の減損

## (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	102,999	113,694
無形固定資産	2,682	1,879
減損損失	291	1,096

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位のグルーピングとして、各店舗又は事業部を基本単位とし、賃貸不動産及び遊休資産については、個々の物件単位ごとに減損の兆候の判定を行い、減損の兆候があると認められる場合には、減損損失の認識の要否を判断し、その結果、減損対象となった各資産については回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失としております。

減損の兆候の判定は、経営環境の著しい悪化等により収益性の低下が認められる店舗や営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる店舗、市場価格が著しく下落した物件及び店舗、新規出店店舗のうち、当初の収支計画よりも営業活動から生ずる損益がマイナスとなり、継続して営業活動から生ずる損益がマイナスとなることが予想される店舗を減損の兆候があるものと判定しております。

減損損失の認識の要否については、減損の兆候がある店舗及び物件のうち、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合は減損損失の認識が必要と判断しております。

各資産の回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

店舗の継続的使用によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローを見積るにあたっての主要な仮定は、店舗毎又は事業部毎の販売戦略に基づく将来の商品売上高等を通じた将来キャッシュ・フローです。店舗毎又は事業部毎の販売戦略に基づく将来の商品売上高等については、過年度の実績をもとに、安定的な成長を見込み、見積っております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定については、過去の実績や現在における事業環境を反映した見積りによっておりますが、これらの見積りは将来の不確実な経済条件の変動等により影響を受ける可能性があり、回収可能価額を低下させる変化が生じた場合、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。



## 2. 繰延税金資産の回収可能性

## (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	1,917	2,880

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社グループは、「税効果会計に係る会計基準」及び「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」等の基準に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、各社ごとに予測される将来課税所得の見積りに基づき回収可能性を判断し算出しております。将来課税所得の見積りについては、各社ごとの過去の実績をベースに個別の営業施策や顧客動向の変化等の影響を考慮し算定しております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りは、当社グループの事業計画を基礎としており、事業計画には将来の新規出店の予測や店舗の改装の主要な仮定が含まれております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などに伴い、課税所得の見積額が変動し、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

( 会計方針の変更 )

該当事項はありません。

( 未適用の会計基準等 )

- ・ 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)
- ・ 「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)
- ・ 「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)

(1) 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2025年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響は、評価中であります。

( 会計上の見積りの変更 )

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

1 棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
商品	46,291百万円	45,963百万円
仕掛品	-	128
原材料及び貯蔵品	97	347
計	46,388	46,440

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
投資有価証券(株式)	3,004百万円	3,632百万円

3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
建物及び構築物	3,717百万円	3,746百万円
土地	4,286	4,286
投資有価証券	1	-
計	8,005	8,032

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
買掛金	68百万円	-百万円
1年内返済予定の長期借入金	3,914	3,225
長期借入金	7,574	7,519
計	11,556	10,744

4 連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行14行と当座貸越契約を締結しております。契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
当座貸越極度額の総額	14,500百万円	14,500百万円
借入実行残高	-	-
差引額	14,500	14,500

## (連結損益計算書関係)

## 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。  
顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

## 2 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自2022年7月1日 至2023年6月30日)	当連結会計年度 (自2023年7月1日 至2024年6月30日)
	176百万円	42百万円

## 3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2022年7月1日 至2023年6月30日)	当連結会計年度 (自2023年7月1日 至2024年6月30日)
給料及び手当	21,054百万円	22,932百万円
雑給	34,847	38,640
賞与引当金繰入額	468	612
ポイント引当金繰入額	599	723
減価償却費	10,106	10,850

## 4 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自2022年7月1日 至2023年6月30日)	当連結会計年度 (自2023年7月1日 至2024年6月30日)
	488百万円	277百万円

## 5 減損損失

前連結会計年度(自2022年7月1日 至2023年6月30日)

用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
店舗設備	北海道地区	建物及び構築物、ソフトウェア	70
	関東地区	建物及び構築物、ソフトウェア	15
	中部地区	建物及び構築物、ソフトウェア	62
	九州地区	建物及び構築物、ソフトウェア	92
旅館施設	関東地区	建物及び構築物、その他	36
	九州地区	建物及び構築物	13

当社グループは、各店舗又は各事業を基本単位としてグルーピングしております。また、賃貸不動産及び遊休資産については、個々の物件をグルーピングの最小単位としております。

当連結会計年度において、収益性の低下、回収可能価額の著しい低下又は営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる店舗について各資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(建物及び構築物 286百万円、ソフトウェア1百万円、その他2百万円)として特別損失に計上いたしました。当該資産グループの回収可能価額は使用価値または正味売却価額のうちいずれが高い方により測定しており、転用可能資産を除き使用価値については、将来のキャッシュ・フローがマイナスであるため零として評価しております。また、正味売却価額は主要な物件については、不動産鑑定士による不動産鑑定評価、その他の物件については、固定資産税評価額等を基礎に算定しております。

当連結会計年度(自2023年7月1日 至2024年6月30日)

用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
店舗設備	北海道地区	建物及び構築物	259
	関東地区	建物及び構築物、ソフトウェア、その他	23
	中部地区	建物及び構築物	1
	近畿地区	建物及び構築物、ソフトウェア	4
	九州地区	建物及び構築物、その他	373
旅館施設	関東地区	建物及び構築物	11
	九州地区	建物及び構築物	5
リテールAI	-	ソフトウェア	290
その他	-	のれん	127

当社グループは、各店舗又は各事業を基本単位としてグルーピングしております。また、賃貸不動産及び遊休資産については、個々の物件をグルーピングの最小単位としております。

当連結会計年度において、収益性の低下、回収可能価額の著しい低下又は営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる各店舗又は各事業について各資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（建物及び構築物 672百万円、ソフトウェア291百万円、のれん127百万円、その他4百万円）として特別損失に計上いたしました。当該資産グループの回収可能価額は使用価値または正味売却価額のうちいずれか高い方により測定しており、転用可能資産を除き使用価値については、将来のキャッシュ・フローがマイナスであるため零として評価しております。また、正味売却価額は主要な物件については、不動産鑑定士による不動産鑑定評価、その他の物件については、固定資産税評価額等を基礎に算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自2022年7月1日 至2023年6月30日)	当連結会計年度 (自2023年7月1日 至2024年6月30日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	292百万円	122百万円
組替調整額	-	0
税効果調整前	292	123
税効果額	96	33
その他有価証券評価差額金	196	89
為替換算調整勘定：		
当期発生額	16	87
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	20	94
その他の包括利益合計	200	272

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自2022年7月1日 至2023年6月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1,2	488,452	97,201,948	-	97,690,400
合計	488,452	97,201,948	-	97,690,400
自己株式				
普通株式(注)1,3	808	370,092	-	370,900
合計	808	370,092	-	370,900

(注)1. 当社は、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数増加97,201,948株は株式分割によるものであります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の増加370,092株は、株式分割による増加160,792株、取締役会決議による自己株式の取得による増加209,300株であります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2023年9月28日 定時株主総会	普通株式	1,265	利益剰余金	13	2023年 6月30日	2023年 9月29日

当連結会計年度（自2023年7月1日 至2024年6月30日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	97,690,400	24,627,900	-	122,318,300
合計	97,690,400	24,627,900	-	122,318,300
自己株式				
普通株式	370,900	-	-	370,900
合計	370,900	-	-	370,900

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加24,627,900株は、新規上場に伴う新株の発行により21,200,000株、オーバーアロットメントによる売出しに伴う第三者割当により3,427,900株を発行したことによるものであります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2023年9月28日 定時株主総会	普通株式	1,265	13	2023年6月30日	2023年9月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2024年9月27日 定時株主総会	普通株式	1,829	利益剰余金	15	2024年 6月30日	2024年 9月30日

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自2022年7月1日 至2023年6月30日)	当連結会計年度 (自2023年7月1日 至2024年6月30日)
現金及び預金勘定	23,898百万円	91,947百万円
現金及び現金同等物	23,898	91,947

## 2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自2022年7月1日 至2023年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自2023年7月1日 至2024年6月30日)

株式の取得により新たにTGR阿蘇株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにTGR阿蘇株式会社の取得価額及び取得のための支出(純額)との関係は以下のとおりであります。

流動資産	85百万円
固定資産	600
流動負債	55
固定負債	89
負ののれん発生益	4
連結子会社株式の取得価額	536
連結子会社の現金及び現金同等物	28
差引: 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	508

株式の取得により新たにTGR大分株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにTGR大分株式会社の取得価額及び取得のための支出(純額)との関係は以下のとおりであります。

流動資産	60百万円
固定資産	1,128
のれん	30
流動負債	103
固定負債	42
連結子会社株式の取得価額	1,072
連結子会社の現金及び現金同等物	22
差引: 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	1,050

## 3 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自2022年7月1日 至2023年6月30日)	当連結会計年度 (自2023年7月1日 至2024年6月30日)
資産除去債務の計上額	466百万円	431百万円



## (リース取引関係)

## (借主側)

## 1. ファイナンス・リース取引

## 所有権移転外ファイナンス・リース取引

## リース資産の内容

## 有形固定資産

主として店舗設備及び車両運搬具等であります。

## リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

## 2. オペレーティング・リース取引

## オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
1年内	1,867	2,161
1年超	10,098	11,874
合計	11,965	14,035

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な安全性の高い金融商品に限定し、また、資金調達については銀行借入等による方針であります。デリバティブ取引は、将来の金利の変動リスク回避を目的としております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握に努め、リスク軽減を図っております。

建設協力金、敷金及び保証金については、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約に際し差し入れ先の信用状況を把握するとともに、定期的にモニタリングを行い、信用度を個別に管理しております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、長期借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、金利スワップ取引は市場金利の変動によるリスクに晒されております。また、上記債務及びデリバティブ取引について、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクにも晒されております。そこで、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行い、デリバティブ取引の執行・管理につきましては、取引開始時に稟議書に基づき個別に取引の妥当性を審査するとともに、取引の実施及び残高を確認しております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、月次で資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。また、当座貸越契約等による資金調達方法の確保により、流動性リスクを低減しております。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2023年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 投資有価証券	1,393	1,393	-
(2) 建設協力金	1,486	1,426	60
(3) 敷金及び保証金	4,621	4,194	426
資産計	7,501	7,014	486
(1) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	19,591	19,826	235
負債計	19,591	19,826	235
デリバティブ取引	-	-	-

当連結会計年度（2024年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 投資有価証券	1,943	1,943	-
(2) 建設協力金	1,747	1,585	162
(3) 敷金及び保証金	5,282	4,762	519
資産計	8,972	8,291	681
(1) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	16,145	16,431	285
負債計	16,145	16,431	285
デリバティブ取引	-	-	-

(注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(百万円)	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	3,267	3,834

## 4. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2023年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	23,898	-	-	-
売掛金	974	-	-	-
建設協力金	127	423	463	471
敷金及び保証金	13	369	806	1,627
合計	25,014	793	1,269	2,099

敷金及び保証金のうち1,803百万円については、現時点において償還予定日が確定していないため、償還予定額に含めておりません。

当連結会計年度(2024年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	91,947	-	-	-
売掛金	1,170	-	-	-
建設協力金	128	494	537	586
敷金及び保証金	223	702	1,070	2,174
合計	93,469	1,197	1,608	2,761

敷金及び保証金のうち1,110百万円については、現時点において償還予定日が確定していないため、償還予定額に含めておりません。

## 5. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2023年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	4,426	3,935	2,989	2,596	2,146	3,495

当連結会計年度(2024年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	3,949	3,032	2,639	2,189	1,805	2,528

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2023年6月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	1,393	-	-	1,393
資産計	1,393	-	-	1,393

当連結会計年度（2024年6月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	1,943	-	-	1,943
資産計	1,943	-	-	1,943

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2023年6月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
建設協力金	-	1,426	-	1,426
敷金及び保証金	-	4,194	-	4,194
資産計	-	5,621	-	5,621
長期借入金	-	19,826	-	19,826
負債計	-	19,826	-	19,826

当連結会計年度（2024年6月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
建設協力金	-	1,585	-	1,585
敷金及び保証金	-	4,762	-	4,762
資産計	-	6,348	-	6,348
長期借入金	-	16,431	-	16,431
負債計	-	16,431	-	16,431

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 投資有価証券

投資有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式がこれに含まれます。

## 建設協力金

建設協力金の時価は、契約先ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、契約先ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

金利スワップの時価は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価を含めて記載しております。

#### 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定し、レベル2の時価に分類しています。

また、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映され、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるためレベル2の時価に分類しています。なお、1年以内に返済予定の長期借入金を含めた金額を記載しております。

## (有価証券関係)

## その他有価証券

前連結会計年度(2023年6月30日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,391	549	842
	小計	1,391	549	842
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	265	265	0
	小計	265	265	0
合計		1,656	815	841

当連結会計年度(2024年6月30日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,943	978	965
	小計	1,943	978	965
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	202	202	-
	小計	202	202	-
合計		2,145	1,180	965

## (デリバティブ取引関係)

## ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## 金利関連

前連結会計年度(2023年6月30日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	7,000	850	(注)

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2024年6月30日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	5,000	475	(注)

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定拠出年金制度を採用しております。

## 2. 確定拠出年金制度

当社グループの確定拠出年金制度への要拠出額は、前連結会計年度409百万円、当連結会計年度497百万円でありました。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2020年4月7日	2020年6月16日	2021年10月22日
付与対象者の区分及び人数	子会社取締役1名	子会社取締役3名 子会社従業員46名	子会社取締役7名 子会社従業員55名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 20,000株	普通株式 276,200株	普通株式 401,800株
付与日	2020年5月15日	2020年6月17日	2021年11月30日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年4月8日～2029年6月19日	2022年6月18日～2029年6月19日	2023年10月23日～2031年10月21日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
決議年月日	2021年10月22日	2021年10月22日	2021年10月22日
付与対象者の区分及び人数	子会社従業員1名	社外協力者4名	当社従業員1名 子会社従業員20名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 10,000株	普通株式 50,000株	普通株式 61,400株
付与日	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2023年10月23日～2031年10月21日	2023年10月23日～2031年10月21日	2026年10月23日～2031年10月21日



	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
決議年月日	2021年10月22日	2022年 5月20日	2022年 5月20日
付与対象者の区分及び人数	子会社取締役 2名	子会社従業員70名	子会社従業員10名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 7,600株	普通株式 142,000株	普通株式 14,000株
付与日	2021年11月30日	2022年 6月30日	2022年 6月30日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2026年10月23日～2031年10月21日	2024年 5月21日～2032年 5月20日	2024年 5月21日～2032年 5月20日

	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
決議年月日	2022年 6月20日	2022年 6月20日	2022年 6月20日
付与対象者の区分及び人数	子会社取締役 4名 子会社従業員29名	子会社従業員 1名	子会社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 385,200株	普通株式 1,600株	普通株式 5,200株
付与日	2022年 6月30日	2022年 6月30日	2022年 6月30日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年 6月21日～2032年 6月20日	2024年 6月21日～2032年 6月20日	2024年 6月21日～2032年 6月20日

	第16回新株予約権（注2）	第17回新株予約権	第18回新株予約権
決議年月日	2022年6月20日	2022年6月20日	2022年6月20日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名 子会社取締役 2名 子会社従業員119名	子会社取締役 2名 子会社従業員 2名	子会社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注1）	普通株式 497,600株	普通株式 16,400株	普通株式 1,000株
付与日	2022年6月30日	2022年6月30日	2022年6月30日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2027年6月21日～2032年6月20日	2027年6月21日～2032年6月20日	2027年6月21日～2032年6月20日

	第19回新株予約権
決議年月日	2022年8月23日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注1）	普通株式 20,000株
付与日	2022年8月31日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年8月24日～2032年8月23日

- （注）1．株式数に換算して記載しております。なお、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式を記載しております。
- 2．第16回新株予約権は、付与対象者124名（当社従業員3名、子会社取締役2名、子会社従業員119名）に対して普通株式497,600株を付与することを当社取締役会で決議しておりましたが、付与対象者1名の退職によって新株予約権総数引受契約書の締結に至らなかったことにより、付与対象者は123名（当社従業員3名、子会社取締役2名、子会社従業員118名）に対して普通株式491,600株を付与しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	20,000	276,200	401,800
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	20,000	276,200	401,800

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	10,000	50,000	59,800
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	2,000
未行使残	10,000	50,000	57,800

	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	7,600	142,000	14,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	1,600	-
未行使残	7,600	140,400	14,000

	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	385,200	1,600	5,200
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	1,000
未行使残	385,200	1,600	4,200

	第16回新株予約権	第17回新株予約権	第18回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	489,600	16,400	1,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	489,600	16,400	1,000

	第19回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	20,000
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	20,000

(注) 2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式を記載しております。

## 単価情報

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,150	1,150	1,350
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,350	1,350	1,350
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,350	1,350	1,350
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,350	1,350	1,350
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第16回新株予約権	第17回新株予約権	第18回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,350	1,350	1,350
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第19回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,720
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-

(注) 2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式を記載しております。

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、当社株式は未公開株式であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。なお、本源的価値を算出する基礎となった自社の株式の評価方法はDCF方式等により算出しております。

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## 5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

2,264百万円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
繰延税金資産		
繰越欠損金(注)	1,016百万円	1,057百万円
未払事業税等	230	607
減損損失	1,020	1,069
減価償却超過額	1,332	1,503
資産除去債務	2,457	2,586
ポイント引当金	184	220
契約負債	519	519
賞与引当金	127	243
棚卸資産	231	193
未実現利益	205	242
グループ通算加入に伴う資産の評価益	-	374
その他	189	326
繰延税金資産小計	7,514	8,944
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	1,012	1,042
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	2,619	3,072
評価性引当額小計	3,631	4,115
繰延税金資産合計	3,882	4,829
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	1,733	1,648
その他有価証券評価差額金	263	296
海外子会社の留保利益	21	47
その他	61	135
繰延税金負債合計	2,079	2,128
繰延税金資産の純額	1,803	2,700

## (注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

## 前連結会計年度(2023年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金	-	0	11	3	-	1,000	1,016
評価性引当額	-	0	11	3	-	996	1,012
繰延税金資産	-	-	-	-	-	4	4

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

## 当連結会計年度(2024年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金	-	8	14	-	168	865	1,057
評価性引当額	-	8	14	-	168	851	1,042
繰延税金資産	-	-	-	-	-	14	14

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。



2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
法定実効税率	34.1%	30.5%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.0	0.1
住民税均等割	1.0	0.8
評価性引当額の増減	2.3	0.8
税額控除	2.4	4.8
連結子会社の適用税率差異	1.2	3.2
持分法による投資利益	0.9	0.9
留保金課税等	5.8	6.5
その他	1.1	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.8	36.7

(企業結合等関係)  
(共通支配下の取引等)  
(連結子会社間の合併)

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称：株式会社Retail AI  
事業の内容：リテールAIセグメントの経営管理

被結合企業の名称：株式会社Retail AI X  
事業の内容：「MD-LinK」等のソフトウェア開発及びデータ分析

被結合企業の名称：株式会社Retail AI Engineering  
事業の内容：業務システムの受託開発

被結合企業の名称：株式会社Retail SHIFT  
事業の内容：「Skip Cart」のソフトウェア開発

(2) 企業結合日

2023年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社Retail AIを存続会社として、株式会社Retail AI X、株式会社Retail AI Engineering及び株式会社Retail SHIFTを消滅会社とする吸収合併

(4) 企業結合後の名称

株式会社Retail AI

(5) その他の取引の概要に関する事項

当社グループの連結子会社各社の経営資源を統合して経営の効率化を図り、当社グループの企業価値の向上を目指します。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等として会計処理を行っております。

(連結子会社による事業譲受)

当社の連結子会社である株式会社青森トライアルは、2023年10月23日付で株式会社佐藤長の食品小売事業及び鮮魚テナント事業の事業譲受を実施いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：株式会社佐藤長

譲受事業の内容：食品小売及び鮮魚テナント

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社佐藤長は、青森県に拠点をおき食品スーパーマーケットを展開しております。同社の食品小売事業及び鮮魚テナント事業を譲り受けることにより、当社グループの流通小売事業の東北地区の小売営業拠点の拡充がなされ、製造や物流面も含めて同地区の営業基盤強化が図れるものと判断し、同社の事業を譲り受けることといたしました。

(3) 企業結合日

2023年10月23日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

2. 連結損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間

2023年10月24日から2024年6月30日まで

3. 譲受事象の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	419百万円
取得原価		419百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	15百万円
-----------	-------

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

固定資産	419百万円
資産合計	419百万円

(連結子会社による事業譲受)

当社の連結子会社である株式会社トライアルカンパニーは、2023年10月23日付で株式会社青森食研の食品加工事業の事業譲受を実施いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：株式会社青森食研

譲受事業の内容：食品加工事業

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社青森食研は、青森県に拠点をおき株式会社佐藤長向けに食品加工事業を展開しております。株式会社佐藤長とともに同社の食品加工事業を譲り受けることにより、当社グループの流通小売事業の東北地区の小売営業拠点の拡充がなされ、製造や物流面も含めて同地区の営業基盤強化が図れるものと判断し、同社の事業を譲り受けることといたしました。

(3) 企業結合日

2023年10月23日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

2. 連結損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間

2023年10月24日から2024年6月30日まで

3. 譲受事象の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	199百万円
取得原価		199百万円

4. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

固定資産	199百万円
資産合計	199百万円

(取得による企業結合)

当社の連結子会社である株式会社トライアルリアルエステートは、2024年2月1日付で東急不動産株式会社よりTGR大分株式会社及びTGR阿蘇株式会社の株式を取得し、当社グループの連結子会社といたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称

- a. TGR大分株式会社
- b. TGR阿蘇株式会社

事業内容

- a. ゴルフ場の経営等
- b. ゴルフ場の経営等

(2) 企業結合を行った主な理由

流通小売事業及びリテールAI事業のみならず、旅館の所有・運営やゴルフ場の保有・運営を行う事業においても、トライアルグループとしてお客様により豊かな生活をお届けできる事業体制を構築していくためであります。

(3) 企業結合日

2024年2月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

TGR大分株式会社は株式会社ティージェーアール大分に、TGR阿蘇株式会社は株式会社ティージェーアール阿蘇に2024年2月1日付で商号変更をしております。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年2月1日から2024年6月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

(1) TGR大分株式会社

取得の対価	現金	1,100百万円
取得原価		1,100百万円

上記の取得対価1,100百万円には、TGR大分株式会社の株式の取得対価1,072百万円に加え、TGR大分株式会社が保有していた借入金の返済による支出27百万円が含まれています。

(2) TGR阿蘇株式会社

取得の対価	現金	600百万円
取得原価		600百万円

上記の取得対価600百万円には、TGR阿蘇株式会社の株式の取得対価536百万円に加え、TGR阿蘇株式会社が保有していた借入金の返済による支出63百万円が含まれています。

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 3百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) TGR大分株式会社

発生したのれん

30百万円

発生原因

将来期待される超過収益力から発生したものであります。

償却方法及び償却期間

金額が僅少のため一括償却しております。

(2) TGR阿蘇株式会社

負ののれん

の発生益

4百万円

発生原因

取得価額が企業結合時における時価純資産額を下回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) TGR大分株式会社

流動資産	60百万円
固定資産	1,128百万円
資産合計	1,188百万円
流動負債	103百万円
固定負債	42百万円
負債合計	146百万円

(2) TGR阿蘇株式会社

流動資産	85百万円
固定資産	600百万円
資産合計	686百万円
流動負債	55百万円
固定負債	89百万円
負債合計	144百万円

( 共通支配下の取引等 )  
( 当社による連結子会社の吸収合併 )

1 . 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称 : 株式会社トライアルホールディングス  
事業の内容 : 企業グループの経営指導及び管理

被結合企業の名称 : 株式会社サンリアルエステート  
事業の内容 : 不動産・リゾート事業に係る不動産保有及び管理

(2) 企業結合日

2024年 6 月30日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社として、株式会社サンリアルエステートを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社トライアルホールディングス

(5) その他の取引の概要に関する事項

当社グループの経営資源を統合して事業運営の効率化を図り、当社グループの企業価値の向上を目指します。

2 . 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」( 企業会計基準第21号 2019年 1 月16日 ) 及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」( 企業会計基準適用指針第10号 2019年 1 月16日 ) に基づき、共通支配下の取引等として会計処理を行っております。

## (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

## 1. 当該資産除去債務の概要

店舗用の土地・建物の事業用定期借地権及び定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

## 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から2年～50年と見積り、割引率は0.0%～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

## 3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自2022年7月1日 至2023年6月30日)	当連結会計年度 (自2023年7月1日 至2024年6月30日)
期首残高	7,588百万円	8,058百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	466	431
時の経過による調整額	61	65
資産除去債務の履行による減少額	58	86
期末残高	8,058	8,469

## (賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

## (公共施設等運営事業関係)

## 1. 公共施設等運営権の概要

連結子会社であります㈱トライアルカンパニー及び㈱明治屋が運営権者となり、実施する公共施設等運営事業は以下のとおりであります。

対象となる公共施設等の内容	宮若市内の農産物及び農産加工品等の展示紹介、生産、販売、観光情報の発信を目的とした、宮若市農業観光振興センターの運営。 宮若市内の農産物等の利活用によるサービスの提供及び地産地消の推進、新たな特産品の開発支援を目的とした、産地産直レストランの運営。
実施契約に定められた運営権対価の支出	運営権取得時に運営権対価を一括で支払
運営権設定期間	2022年3月9日から2051年3月31日までの29年間
残存する運営権設定期間	2024年7月1日から2051年3月31日まで

## 2. 公共施設等運営権の減価償却の方法

公共施設等運営権については、運営権設定期間（29年）に基づく定額法により償却しております。

## 3. 更新投資に係る事項

## (1) 主な更新投資の内容及び当該更新投資を予定している時期

以下の内容について、2024年7月1日から運営権設定期間まで、順次更新の見込であります。

- ・ 農業観光振興センターの運営に必要な施設及び施設運営に必要な設備等の更新工事
- ・ 産地産直レストランの運営に必要な施設及び施設運営に必要な設備等の更新工事

## (2) 更新投資に係る資産の計上方法

更新投資を実施した時に、当該更新のうち資本的支出に該当する部分に関する支出額を資産として計上します。

## (3) 更新投資に係る資産の減価償却の方法

公共施設等運営権更新投資については、更新投資の経済的耐用年数（当該更新投資の物理的耐用年数が公共施設等運営権の残存する運営権設定期間を上回る場合は、当該残存する運営権設定期間）に基づく定額法により償却します。

## (4) 翌連結会計年度以降に実施すると見込まれる更新投資のうち資本的支出に該当する部分の内容及びその金額

翌連結会計年度以降、運営権設定期間においては、順次、必要となる更新投資を行う予定です。

具体的な内容については以下のとおりであります。

- ・ 農業観光振興センター及び産地産直レストランの施設の運営等に必要となる機能維持を目的とした投資等

なお、翌連結会計年度においては、更新投資のうち資本的支出に該当する部分については、未定であります。



## (収益認識関係)

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自2022年7月1日 至2023年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計
	流通小売	リテールAI	計		
グロサリー	202,516	-	202,516	-	202,516
デイリー	118,578	-	118,578	-	118,578
フレッシュ	157,846	-	157,846	-	157,846
生活	79,878	-	79,878	-	79,878
ハード	62,140	-	62,140	-	62,140
アパレル	17,262	-	17,262	-	17,262
情報サービス	-	527	527	-	527
その他	12,944	181	13,126	1,236	14,362
計	651,167	708	651,876	1,236	653,112
その他の営業収益(注)2	1,182	-	1,182	-	1,182
顧客との契約から生じる収益	652,350	708	653,059	1,236	654,295
その他の収益(注)3	988	-	988	195	1,183
外部顧客への営業収益	653,338	708	654,047	1,431	655,478

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産・リゾート事業を含んでおります。

2. 「その他の営業収益」は、店舗運営における管理手数料収入であります。

3. 「その他の収益」は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく収益であります。

当連結会計年度(自2023年7月1日 至2024年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計
	流通小売	リテールAI	計		
グロサリー	219,556	-	219,556	-	219,556
デイリー	131,646	-	131,646	-	131,646
フレッシュ	178,781	-	178,781	-	178,781
生活	85,783	-	85,783	-	85,783
ハード	71,458	-	71,458	-	71,458
アパレル	21,003	-	21,003	-	21,003
情報サービス	-	496	496	-	496
その他	6,692	421	7,114	2,109	9,223
計	714,921	918	715,839	2,109	717,948
その他の営業収益(注)2	1,118	-	1,118	-	1,118
顧客との契約から生じる収益	716,039	918	716,958	2,109	719,067
その他の収益(注)3	1,113	-	1,113	261	1,375
外部顧客への営業収益	717,153	918	718,071	2,370	720,442

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産・リゾート事業を含んでおります。

2. 「その他の営業収益」は、店舗運営における管理手数料収入であります。

3. 「その他の収益」は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく収益であります。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基礎となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,013	974
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	974	1,170
契約負債（期首残高）	5,387	9,413
契約負債（期末残高）	9,413	9,644

契約負債は商品等の販売時に顧客に付与したポイント及び当社グループの電子マネーに事前入金された前受金等であり、期末時点において履行義務が充足していない残高であります。契約負債は収益の認識に伴い取崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

2023年1月1日より、株式会社白鳥ロジスティックシステムを「流通小売」から「その他」へ変更しておりますが、2022年11月30日付で新設分割した会社であり、前連結会計年度及び当連結会計年度のセグメント情報を変更後の区分方法により作成することが実務上困難であるため、前連結会計年度及び当連結会計年度の売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報は、変更前の報告セグメントの区分により表示しております。

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、サービスの提供形態別のセグメントから構成されており、「流通小売事業」、「リテールAI事業」の2つを報告セグメントとしております。

「流通小売事業」は、主にディスカウントストア「トライアル」等の店舗を展開しております。

「リテールAI事業」は、主に店舗のスマートストア化に向けた研究開発、スマートストアに係る製品販売及び業務受託を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益とその他事業セグメントの利益の合計は、営業利益の数値であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は、主に市場価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
前連結会計年度(自2022年7月1日 至2023年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務諸 表 計上額 (注)3
	流通小売	リテール AI	計				
売上高							
外部顧客への売上高	651,167	708	651,876	1,236	653,112	-	653,112
セグメント間の内部売上高又は振替 高	7	5,136	5,144	1,527	6,671	6,671	-
計	651,174	5,845	657,020	2,763	659,784	6,671	653,112
セグメント利益又は損失( )	16,069	452	15,617	100	15,516	1,552	13,964
セグメント資産	181,826	3,193	185,020	5,463	190,483	10,155	200,639
その他の項目							
減価償却費	10,667	109	10,776	276	11,053	203	10,849
持分法適用会社への投資額	2,771	232	3,004	-	3,004	-	3,004
有形固定資産及び無形固定資産の増 加額	19,030	150	19,181	386	19,568	204	19,363

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産・リゾート事業を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) 売上高の調整額 6,671百万円は、セグメント間取引消去 6,671百万円であります。
- (2) セグメント利益又は損失( )の調整額 1,552百万円は、未実現利益の消去等 390百万円、全社費用の純額 1,162百万円であります。
- (3) セグメント資産の調整額10,155百万円は、セグメント間、その他及び振替高の消去 20,654百万円、各報告セグメント、その他に配分していない全社資産30,809百万円が含まれております。全社資産は、主に余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資産(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。
- (4) 減価償却費の調整額 203百万円は、セグメント間の消去等 236百万円、全社費用の33百万円であります。
- (5) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 204百万円は、セグメント間の消去等 568百万円、全社資産363百万円であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自2023年7月1日 至2024年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸 表 計上額 (注) 3
	流通小売	リテール AI	計				
売上高							
外部顧客への売上高	714,921	918	715,839	1,976	717,816	132	717,948
セグメント間の内部売上高又は振替 高	21	3,698	3,719	3,190	6,910	6,910	-
計	714,943	4,616	719,559	5,166	724,726	6,777	717,948
セグメント利益又は損失（ ）	21,887	520	21,366	16	21,350	2,189	19,161
セグメント資産	198,399	2,565	200,965	6,390	207,355	76,271	283,627
その他の項目							
減価償却費	11,757	86	11,843	321	12,164	239	11,925
持分法適用会社への投資額	3,418	214	3,632	-	3,632	-	3,632
有形固定資産及び無形固定資産の増 加額	19,837	149	19,987	605	20,592	326	20,266

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産・リゾート事業を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

(1) 売上高の調整額 6,910百万円は、セグメント間取引消去 6,910百万円であります。

(2) 外部顧客への売上高の調整額132百万円は、事業セグメントに配分していない売上高であります。

(3) セグメント利益又は損失（ ）の調整額 2,189百万円は、未実現利益の消去等 40百万円、全社費用の純額 2,148百万円であります。

(4) セグメント資産の調整額76,271百万円は、セグメント間、その他及び振替高の消去 18,366百万円、各報告セグメント、その他に配分していない全社資産94,637百万円が含まれております。全社資産は、主に余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資産(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。

(5) 減価償却費の調整額 239百万円は、セグメント間の消去等 309百万円、全社費用の70百万円であります。

(6) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 326百万円は、セグメント間の消去等 415百万円、全社資産89百万円であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

#### 【関連情報】

##### 1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

##### 2. 地域ごとの情報

###### (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高の金額が連結損益計算書の売上高の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

###### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高の金額のうち、連結損益計算書の売上高の金額の10%を占める相手先がないため、記載を省略しております。

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自2022年7月1日 至2023年6月30日）

（単位：百万円）

	流通小売	リテールAI	その他	全社・消去	合計
減損損失	240	-	50	-	291

当連結会計年度（自2023年7月1日 至2024年6月30日）

（単位：百万円）

	流通小売	リテールAI	その他	全社・消去	合計
減損損失	678	290	127	-	1,096

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自2022年7月1日 至2023年6月30日）

（単位：百万円）

	流通小売	リテールAI	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	-	42	-	42
当期末残高	-	-	170	-	170

当連結会計年度（自2023年7月1日 至2024年6月30日）

（単位：百万円）

	流通小売	リテールAI	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	-	72	-	72
当期末残高	-	-	-	-	-

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

## 関連当事者との取引

## 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自2022年7月1日 至2023年6月30日）

記載すべき事項はありません。

当連結会計年度（自2023年7月1日 至2024年6月30日）

記載すべき事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自2022年7月1日 至2023年6月30日）

記載すべき事項はありません。

当連結会計年度（自2023年7月1日 至2024年6月30日）

記載すべき事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自2022年7月1日 至2023年6月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
重要な子会社の役員	笹淵勝	-	-	(株)トライアルストアーズ代表取締役社長	(被所有) 直接 0.04 間接 -	-	自己株式の取得 (注)	60	-	-

(注) 自己株式の取得価額については、独立した第三者による株価評価書を勘案して決定しております。

当連結会計年度（自2023年7月1日 至2024年6月30日）

記載すべき事項はありません。

## ( 1 株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自2022年7月1日 至2023年6月30日)	当連結会計年度 (自2023年7月1日 至2024年6月30日)
1株当たり純資産額	677円00銭	948円64銭
1株当たり当期純利益	82円90銭	109円77銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	108円79銭

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、2024年3月21日付で東京証券取引所グロース市場に上場したため、新規上場日から当連結会計年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
4. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2022年7月1日 至2023年6月30日)	当連結会計年度 (自2023年7月1日 至2024年6月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	8,084	11,439
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	8,084	11,439
普通株式の期中平均株式数(株)	97,524,528	104,215,892
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	934,926
(うち新株予約権(株))	-	(934,926)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権15種類 (新株予約権の数9,450個)	-



(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	4,426	3,949	0.49	-
1年以内に返済予定のリース債務	17	3	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	15,164	12,195	0.45	2025.7~2044.1
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	0	8	-	2028.10
合計	19,609	16,157	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	3,032	2,639	2,189	1,805
リース債務	2	2	2	0

## 【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

## (2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	-	363,304	537,217	717,948
税金等調整前四半期(当期) 純利益(百万円)	-	11,978	16,136	18,693
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(百万円)	-	6,943	9,494	11,439
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	-	71.35	96.72	109.77

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	-	37.94	25.54	16.03

(注) 当社は、2024年3月21日付で東京証券取引所グロース市場に上場いたしましたので、第1四半期及び第2四半期の四半期報告書は提出しておりませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	10,461	71,526
短期貸付金	1 32,355	1 23,182
1年内回収予定の長期貸付金	1 188	1 278
未収入金	1 467	1 673
未収還付法人税等	271	-
前渡金	-	346
その他	1 18	1 43
流動資産合計	43,761	96,050
固定資産		
有形固定資産		
建物	680	2,154
減価償却累計額	31	243
建物(純額)	648	1,911
構築物	56	111
減価償却累計額	14	32
構築物(純額)	41	78
車両運搬具	-	23
減価償却累計額	-	15
車両運搬具(純額)	-	8
工具、器具及び備品	92	113
減価償却累計額	18	49
工具、器具及び備品(純額)	74	63
土地	1	195
建設仮勘定	-	9
有形固定資産合計	766	2,266
無形固定資産		
ソフトウェア	24	22
無形固定資産合計	24	22
投資その他の資産		
投資有価証券	516	641
関係会社株式	20,127	19,939
長期貸付金	1 8,192	1 8,544
繰延税金資産	-	12
その他	0	0
投資その他の資産合計	28,836	29,138
固定資産合計	29,626	31,427
資産合計	73,388	127,478

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	-	52
未払金	1,374	1,581
未払費用	112	126
未払法人税等	82	317
未払消費税等	34	56
前受金	-	50
預り金	1,41,616	1,54,603
前受収益	110	118
賞与引当金	4	13
流動負債合計	42,134	55,720
固定負債		
長期借入金	-	865
繰延税金負債	41	-
資産除去債務	1	10
固定負債合計	42	876
負債合計	42,176	56,596
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	100	19,777
資本剰余金		
資本準備金	19,208	38,886
資本剰余金合計	19,208	38,886
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	12,311	12,533
利益剰余金合計	12,311	12,533
自己株式	529	529
株主資本合計	31,091	70,668
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	120	213
評価・換算差額等合計	120	213
純資産合計	31,211	70,882
負債純資産合計	73,388	127,478

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自2022年7月1日 至2023年6月30日)	当事業年度 (自2023年7月1日 至2024年6月30日)
営業収益		
関係会社受取手数料	1,286	1,336
関係会社受取配当金	1,180	1,121
営業収益合計	4,740	4,617
営業総利益	4,740	4,617
販売費及び一般管理費	1,229	1,215
営業利益	2,531	1,459
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	117	123
助成金収入	21	14
その他	10	10
営業外収益合計	193	287
営業外費用		
支払利息	1195	1307
その他	34	8
営業外費用合計	229	316
経常利益	2,494	1,430
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	-	350
特別利益合計	-	350
特別損失		
関係会社株式評価損	-	330
特別損失合計	-	330
税引前当期純利益	2,494	1,450
法人税、住民税及び事業税	227	48
法人税等調整額	27	84
法人税等合計	200	36
当期純利益	2,294	1,486

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2022年7月1日 至2023年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	100	19,208	19,208	10,017	10,017	169	29,157	0	0	29,157
当期変動額										
自己株式の取得						359	359			359
当期純利益				2,294	2,294		2,294			2,294
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）								119	119	119
当期変動額合計	-	-	-	2,294	2,294	359	1,935	119	119	2,054
当期末残高	100	19,208	19,208	12,311	12,311	529	31,091	120	120	31,211

当事業年度（自2023年7月1日 至2024年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	100	19,208	19,208	12,311	12,311	529	31,091	120	120	31,211
当期変動額										
新株の発行	19,677	19,677	19,677				39,355			39,355
剰余金の配当				1,265	1,265		1,265			1,265
当期純利益				1,486	1,486		1,486			1,486
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）								93	93	93
当期変動額合計	19,677	19,677	19,677	221	221	-	39,577	93	93	39,670
当期末残高	19,777	38,886	38,886	12,533	12,533	529	70,668	213	213	70,882

## 【注記事項】

## (重要な会計方針)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

## (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	11	～	50年
構築物	10	～	15年
車両運搬具			2年
工具、器具及び備品	3	～	15年

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に子会社からの経営指導料及び受取配当金であります。経営指導に関する契約においては、子会社へ対する経営・企画等の指導を履行義務として識別しております。当該履行義務は時の経過に伴って充足されるため、契約期間にわたって一定の均等額で収益を認識しております。なお、受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

## (重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

## 1. 繰延税金資産(負債)の回収可能性

## (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位:百万円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金負債	41	-
繰延税金資産	-	12

上記の前事業年度の繰延税金負債41百万円は、繰延税金資産21百万円と繰延税金負債62百万円の相殺後の金額であります。

また、上記の当事業年度の繰延税金資産12百万円は、繰延税金資産108百万円と繰延税金負債96百万円の相殺後の金額であります。

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り) 2. 繰延税金資産の回収可能性 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」の内容と同一であります。

## 2. 関係会社貸付金の評価

## (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位:百万円)

	前事業年度	当事業年度
長期貸付金	8,192	8,544
貸倒引当金	-	-

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

長期貸付金のうち、子会社である株式会社Retail AIに対する貸付金5,730百万円については、回収期間が長期に渡るため、貸付先の経営環境や財政状態、今後の事業計画、それを基礎とした回収資金の発生見込み及び回収までの想定期間等を勘案し、個別に回収可能性を評価しております。当該評価の結果、当社は株式会社Retail AIに対する長期貸付金が回収可能であると判断し、貸倒引当金の計上を行っておりません。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

株式会社Retail AIは主としてリテールAIデバイスを当社グループ内外に提供する事業を営んでおります。株式会社Retail AIの事業計画には、売上高の成長のための施策であるリテールAIデバイスの新規導入店数及び新規導入台数の増加が主要な仮定として含まれております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定については、将来の経済状況及び経営環境の変化により影響を受ける可能性があり、回収可能価額を低下させる変化が生じた場合には、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

## (会計方針の変更)

該当事項はありません。



(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、当事業年度より記載を省略しております。

## (貸借対照表関係)

## 1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分掲記されたものを除く)

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
短期金銭債権	33,018百万円	24,143百万円
短期金銭債務	41,889	55,148
長期金銭債権	8,192	8,545

## 2 債務保証

次の関係会社の金融機関からの借入に対して、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
(株)サンリアルエステート	1,938百万円	- 百万円
(株)トライアルリアルエステート	-	900
(株)neri resort	62	969
(株)トライアルゴルフ&リゾート	214	196
計	2,215	2,065

(注) (株)サンリゾートは2023年6月30日付で(株)トライアルゴルフ&リゾートに社名変更しております。また、(株)サンリアルエステートは2024年6月30日付で当社を存続会社とした吸収合併を行ったことにより、消滅しております。

## (損益計算書関係)

## 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自2022年7月1日 至2023年6月30日)	当事業年度 (自2023年7月1日 至2024年6月30日)
営業取引による取引高		
営業収益	4,740百万円	4,617百万円
販売費及び一般管理費	1,269	2,368
営業取引以外の取引による取引高	357	564

## 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自2022年7月1日 至2023年6月30日)	当事業年度 (自2023年7月1日 至2024年6月30日)
給料及び手当	381百万円	634百万円
外注費	1,331	1,473
減価償却費	33	58
賞与引当金繰入額	4	13
租税公課	14	425
おおよその割合		
販売費	0.6%	0.1%
一般管理費	99.4	99.9

## (有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2023年6月30日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式20,127百万円)は、市場価格がない株式等であることから、記載していません。

当事業年度(2024年6月30日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式19,939百万円)は、市場価格がない株式等であることから、記載していません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
繰延税金資産		
関係会社株式	302百万円	370百万円
未払事業税等	18	86
賞与引当金	2	9
減損損失	-	7
繰越欠損金	-	3
その他	0	5
繰延税金資産小計	324	482
評価性引当額	302	374
繰延税金資産合計	21	108
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	62	93
その他	0	2
繰延税金負債合計	62	96
繰延税金資産(負債)の純額	41	12

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
法定実効税率	34.1%	30.5%
(調整)		
受取配当金益金不算入	25.7	26.9
抱合せ株式消滅差損益	-	7.4
法定実効税率の変更による影響	-	2.4
その他	0.4	1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.0	2.5

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

2024年3月21日の株式上場に行われた公募増資の結果、資本金が増加したことに伴い、外形標準課税が適用されることになりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用される法定実効税率は、従来の34.1%から30.5%となります。

この税率の変更により、繰延税金資産の金額が34百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

## (企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一内容を記載しているため、注記を省略しております。

## (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、財務諸表「注記事項(重要な会計方針)

4.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	680	1,474	-	2,154	243	17	1,911
構築物	56	54	-	111	32	4	78
車両運搬具	-	23	-	23	15	15	8
工具、器具及び備品	92	21	-	113	49	14	63
土地	1	194	-	195	-	-	195
建設仮勘定	-	836	826	9	-	-	9
有形固定資産計	830	2,604	826	2,608	341	52	2,266
無形固定資産							
ソフトウェア	31	5	-	36	13	6	22
ソフトウェア仮勘定	-	16	16	-	-	-	-
無形固定資産計	31	21	16	36	13	6	22

(注)当期増加額の主な理由は以下のとおりであります。

## 有形固定資産

(単位：百万円)

	建物	構築物	工具、器具及び備品	土地
新規研修施設開発に伴う増加	1	-	-	-
子会社を吸収合併したことによる増加	1,472	54	21	194

## 無形固定資産

(単位：百万円)

	ソフトウェア	ソフトウェア仮勘定
本社系システムの取得による増加	5	16

## 【引当金明細表】

科目	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	4	13	4	13

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	9月中
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	12月31日 6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、官報にて掲載して行う。 公告掲載URL <a href="https://trial-holdings.inc">https://trial-holdings.inc</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類  
2024年2月14日福岡財務支局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書  
2024年2月19日、2024年3月4日及び2024年3月11日福岡財務支局長に提出。  
2024年2月14日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (3) 四半期報告書及び確認書  
（第10期第3四半期）（自2024年1月1日 至2024年3月31日）2024年5月14日関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書  
2024年2月14日福岡財務支局長に提出。  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号（募集株式の発行）に基づく臨時報告書であります。
- (5) 臨時報告書の訂正報告書  
2024年3月4日、2024年3月11日福岡財務支局長に提出。  
2024年2月14日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年9月27日

株式会社トライアルホールディングス

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 剛

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 若山 聡 満

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森本 健太郎

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トライアルホールディングスの2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トライアルホールディングス及び連結子会社の2024年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損の兆候判定の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社トライアルホールディングスの連結貸借対照表において、有形固定資産113,694百万円、無形固定資産1,879百万円が計上されている。当該固定資産は、店舗の新規出店により金額的重要性が増してきており、当連結会計年度末日現在、連結総資産の40.7%を占めている。また、注記事項「(重要な会計上の見積り)1. 固定資産の減損」に記載のとおり、当連結会計年度の連結損益計算書において、固定資産に係る減損損失1,096百万円を計上している。</p> <p>減損の兆候の判定は、経営環境の著しい悪化等により収益性の低下が認められる店舗や営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる店舗、市場価格が著しく下落した物件及び店舗等を減損の兆候があるものと判定している。また、減損の兆候がある店舗及び物件のうち、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合は減損損失の認識の判定を行っている。</p> <p>株式会社トライアルホールディングス及びその連結子会社は多数の営業店舗を運営している。減損の兆候の判定において、減損の兆候があるにもかかわらず判断を誤った場合、減損損失の認識が漏れてしまうリスクがある。当該リスク及び固定資産の帳簿価額の金額的重要性を考慮し、固定資産の減損の兆候判定の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、固定資産の減損の兆候判定の妥当性の検討にあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 固定資産の減損の兆候の把握に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性について評価した。</p> <p>(2)兆候判定の妥当性の検討 ・固定資産のグルーピングの方法について、経営の実態が適切に反映されることを確かめるために、経理責任者へ質問した。</p> <p>・減損の兆候に関する判定資料が、網羅的かつ正確に作成されていることを確かめるため、財務諸表の基礎資料との照合を実施した。</p> <p>・経営者や経理責任者等への質問及び会社グループの会議体における議事録の閲覧を通じて会社を取り巻く経営環境及び店舗の運営状況を理解し、資産グループの使用範囲等について回収可能価額を著しく低下させる事象や経営環境が著しく悪化する事象の有無を確かめた。</p>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

### < 内部統制監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社トライアルホールディングスの2024年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社トライアルホールディングスが2024年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### < 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年9月27日

株式会社トライアルホールディングス

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 剛

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 若山 聡 満

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森本 健太郎

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トライアルホールディングスの2023年7月1日から2024年6月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トライアルホールディングスの2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社Retail AIに対する関係会社貸付金の評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社トライアルホールディングスの貸借対照表において、長期貸付金8,544百万円が計上されている。当該貸付金には、注記事項「(重要な会計上の見積り)2. 関係会社貸付金の評価」に記載されているとおり、子会社である株式会社Retail AI(以下「RAI社」という。)に対する関係会社貸付金5,730百万円が含まれており、総資産の4.4%を占めている。</p> <p>会社はRAI社に対する関係会社貸付金については、回収期間が長期に渡るため、RAI社の経営環境や財政状態、今後の事業計画、それを基礎とした回収資金の発生見込み及び回収までの想定期間等を勘案し、個別に回収可能性を評価している。経営者は、RAI社の事業計画に基づくRAI社の支払能力を総合的に判断した結果、当該貸付金が回収可能であると判断し、貸倒引当金の計上を行っていない。</p> <p>RAI社に対する関係会社貸付金に関する評価に重要な影響を与える、将来キャッシュ・フローの予測額は、RAI社の事業計画を基礎として見積もられる。当該事業計画には売上高の成長のための施策であるリテールAIデバイスの新規導入店数及び新規導入台数の増加が重要な仮定として含まれており、これらの重要な仮定については不確実性を伴うため、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。当該事業計画の不確実性及び貸付金の帳簿価額の金額的重要性を考慮し、RAI社に対する関係会社貸付金に関する評価の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、RAI社に対する関係会社貸付金の評価の妥当性を検証するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 貸付金の回収可能性の評価に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性について評価した。</p> <p>(2)関係会社貸付金の回収可能性の評価 回収可能性の評価に当たって採用された重要な仮定やその根拠について、主に以下の手続の実施を通じて合理性を評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者等への質問及び関連資料の閲覧を実施することにより、RAI社の経営環境や今後の事業戦略について理解した。</li> <li>・経営者等への質問及び関連資料の閲覧を実施することにより、RAI社の事業計画の策定方法及び回収資金の発生見込額の見積方法について理解した。</li> <li>・過年度に策定された事業計画と実績を比較し、経営者による見積りの精度を評価した。</li> <li>・事業計画の重要な仮定であるリテールAIデバイスの新規導入店数及び新規導入台数の増加について、過年度の出店実績との比較を行い、新規の出店状況を経営者等への質問及び関連資料の閲覧を実施することにより検討した。</li> <li>・重要な仮定をもとに策定された事業計画が、全体として合理的かつ達成可能性のある計画となっているか検討した。</li> <li>・RAI社の財政状態、事業計画の実現可能性等、支払能力を総合的に判断した合理的な回収見込額の見積りが行われているか検討した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

### < 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。